



熊本市・植木町合併問題調査研究会 報告書



ひこまる



タバル君



コマチ姫

平成20年8月

熊本市・植木町合併問題調査研究会

目 次

熊本市・植木町合併問題調査研究会調査項目	2
調査第 1 号 政令市としての一体的なまちづくりについて	
(1) 政令指定都市の未来像	7
(2) 財政の展望	15
調査第 2 号 市街化区域・市街化調整区域について	25
調査第 3 号 高校の通学区について	39
調査第 4 号 区役所とその機能権限について	45
調査第 5 号 住民自治のあり方について	57
調査第 6 号 税・使用料・手数料について	63
(1) 都市計画税・事業所税について	
(2) その他地方税について	
(3) 使用料及び手数料等について	
調査第 7 号 植木町が行っている主要事業の方向性について	
(1) 区画整理事業について	85
(2) 下水道事業について	91
(3) 水道事業について	101
(4) 国道3号バイパス及び都市計画道路について	107
(5) 病院事業について	117
調査第 8 号 広域行政について	
(1) 消防について	129
(2) 清掃・し尿について	135
調査第 9 号 各種団体について	
(1) JAについて	141
(2) 商工会について	155
(3) その他団体について	171
〔参 考〕 他都市の行政区画等審議会委員について	177
作業部会における事務事業調査結果について	181

事務事業調査票における調査結果の分類について

- 【A】・・・両市町で行っている事業で、熊本市の内容が充実している、又は同等であるため、熊本市の事業内容に合わせる項目
- 【B】・・・熊本市のみが行っている事業で、植木町にも適用する項目
- 【C】・・・両市町で行っている事業で、一定の期間、植木町の事業内容を残す項目
- 【D】・・・植木町のみが行っている事業で、一定の期間、又は将来にわたって、植木町の事業内容を残す項目
- 【E】・・・両市町で行っている事業で、植木町の内容が充実しているが、熊本市の事業内容に合わせる項目
- 【F】・・・その他の項目（AからE以外の項目。例えば一部事務組合等、他の行政機関との調整を要するもの、又は都市計画等の他の行政機関が決定する項目。）

熊本市・植木町合併問題調査研究会調査項目

- 1 政令市としての一体的なまちづくりについて
 - (1) 政令指定都市の未来像
 - (2) 財政の展望
- 2 市街化区域・市街化調整区域について
- 3 高校の通学区について
- 4 区役所とその権限機能について

- 5 住民自治のあり方について
- 6 税・使用料・手数料について
 - (1) 都市計画税・事業所税
 - (2) その他地方税
 - (3) 使用料及び手数料等
- 7 植木町が行っている主要事業の方向性について
 - (1) 区画整理事業
 - (2) 下水道事業
 - (3) 水道事業
 - (4) 国道3号バイパス及び都市計画道路
 - (5) 病院事業
- 8 広域行政について
 - (1) 消防
 - (2) 清掃・し尿
- 9 各種団体について
 - (1) J A
 - (2) 商工会
 - (3) その他団体
- 10 その他必要な項目について

※5～10については、作業部会で両市町の制度等について調査・研究を行い、合併後の方向性を示すものとしします。

熊本市・植木町合併問題調査研究会調査項目（詳細）

1 政令市としての一体的なまちづくりについて

(1) 政令指定都市の未来像

ア 熊本市域及び植木町域の拠点性を高めるための一体的なまちづくり像について
仮に熊本市と植木町の合併が成立し、近い将来、政令市移行が実現した場合、熊本都市圏の北の陸の玄関口として位置付けられる植木町の拠点性を活かしたまちづくりと熊本市との一体的なまちづくりの基本的な考え方とその方策を研究し、その未来像を描く。

イ 農産物と観光資源を活用した植木町域魅力アップ戦略について

仮に合併した後の植木町域を熊本都市圏の真の北の拠点都市としていくための基本方策の一つとして、植木町が全国に誇る農産物や豊富な観光資源を活用した植木町域魅力アップ戦略を研究する。

(2) 財政の展望

ア 熊本市の財政見通しについて

熊本市の財政の状況及び各種事業計画を踏まえて、今後の財政見通し及び政令市移行に伴い事務権限移譲による財政見通しについても研究する。

イ 合併による財政見通し及び政令市移行による影響について

植木町における各種事業計画を踏まえて、仮に合併した場合に、新市において一体的なまちづくりの観点から必要となる事業を行う場合の今後の財政見通しについて研究する。

また、政令指定都市に移行した場合において、県から移譲されることとなる権限、事務事業等が与える影響について研究する。

2 市街化区域、市街化調整区域について

都市計画の線引きによる植木町域への影響について研究する。

市街化区域に編入する区画として、現在の植木町域の用途区域により拡大することの可能性及び事務レベルの研究会で述べられている「地区計画を活用した開発制度及び集落内開発制度」をどのように運用していくかについて研究する。

3 高校の通学区について

現在植木町において、熊本県教育委員会へ要望書（注1）を提出しているが、事務レベルの研究会では、「県立高校の通学区については県教育委員会の所管事項とされ、合併後は、市全域が同一の学校区に含まれるような見直しを要望し、植木町の意向を含めて合併協議の中で検討する」と述べられているため、植木町の要望書についての熊本市の考え方、また、現在の植木町の通学区の変更があった場合の影響について研究する。

- （注1） 1点目 熊本高校、第一高校、熊本北高校の3校について植木町を調整区域に追加すること。
2点目 学区外枠20%への拡大を堅持すること。

4 区役所とその権限機能について

政令市移行に伴い区を設置する必要があるが、事務レベルの研究会で「区割及び区役所の位置・機能等を決定する場合、「行政区画等審議会」といった組織で具体的検討を行う」と述べられているが、機能を「大区役所制」を取り入れるとして、その具体的な機能・権限を研究し、併せて植木町に区役所が設置できるか、その可能性について研究する。

5 住民自治のあり方について

植木町の嘱託員制度と熊本市の自治会制度について、今後の地域組織をどのように運営していくかを研究する。

6 税・使用料・手数料について

（1）都市計画税・事業所税について

植木町において都市計画税は課税しておらず、事業所税については制度上課税できないが、仮に合併し政令市に移行した場合、新合併特例法による課税免除の特例の適用ができるか、また、都市計画税について、区画整理事業の未着手部分への課税を含めて研究する。

（2）その他地方税について

法人・個人市（町）民税、固定資産税、入湯税等について、市町での取り扱いが違う場合の検討を行う。

(3) 使用料及び手数料等について

介護保険料・保育料・住宅使用料・下水道使用料及び負担金・水道料金及び負担金等について、市町で取り扱いが違う場合の検討を行う。

7 植木町が行っている主要事業の方向性について

(1) 区画整理事業について

植木土地区画整理施行区域90.8haのうち既に着手している17.5haの事業費の増大及びそれに伴う期間延長、また、未着手73.3haの施行区域に対する実施及び着手について研究する。

(2) 下水道事業について

全国的に公営企業の経営が悪化している中、特に下水道事業が悪化している状況で、植木町の公共下水道事業は、計画面積423haに対し、32haを平成20年4月1日供用開始し、7.5%の普及状況にとどまっており、仮に合併した場合、隣接する下水道区域や未着手部分の整備の方法、また、計画区域の拡大についてもどのように取り扱うか研究する。

両市町の公共下水道の経営状況についても比較・検討する。

(3) 水道事業について

熊本市の上水道の普及がほぼ完了し維持管理に主眼が移行されているが、仮に合併した場合、植木町の簡易水道事業における未普及地域整備及び老朽化施設改良について整備期間、統合水道に対する必要性について研究する。

(4) 国道3号バイパス及び都市計画道路について

国道3号植木バイパスについて、仮に植木町が合併した場合、現在2工区（一般国道208号から都市計画道路植木停車場投刀塚線まで）の整備を行っているが、その後の3工区（都市計画道路植木停車場投刀塚線から一般国道3号（熊本市四方寄町）まで）の整備期間、また、事業認可がされていない植木インターから一般国道208号までの区間の取り扱いについて、北バイパスやその他の都市計画道路の整備との優先度について研究する。

また、町道及び県道について、仮に合併し政令市に移行した場合の整備の考え方について研究する。

(5) 病院事業について

公立病院の改革が叫ばれている中、仮に合併し国保植木病院が市立となった場合の事務レベルの研究会では、「それぞれの拠点性を活かした役割分担等考えていく方向」とされている植木病院の位置付けについて研究する。

熊本市民病院及び植木病院の全適のスケジュールと経営状況等についても比較・検討する。

8 広域行政について

(1) 消防について

山鹿植木広域消防本部に植木町が加入している状況で、熊本市消防局や同本部及び山鹿市の意向、また、消防広域化の議論の状況を踏まえて研究する。

(2) 清掃・し尿について

山鹿植木広域事務組合に植木町が加入している状況で、熊本市や同組合及び山鹿市の意向を踏まえて、熊本市及び植木町の一般廃棄物処理計画を比較・検討する。

9 各種団体について

(1) J Aについて

植木町からJ A鹿本へ各種支援を行ってきているが、仮に合併を行った場合、行政区とJ Aの区域が違う状況で、今後、植木町が行ってきた支援策が継続できるのか、また、両市町の支援が違う場合の取り扱いについて研究する。

(2) 商工会について

植木町が商工会へ各種支援を行ってきているが、仮に合併を行った場合に補助基準等が両市町で違う場合、継続できるのか研究する。

(3) その他団体について

仮に合併した場合の植木町の団体の取り扱いについて、両市町にある団体についての合併の可否、また、植木町にしかない団体の存続等を研究する。

両市町が行ってきた支援についての取り扱いについても比較・検討を行う。

10 その他必要な項目

上記以外の両市町の事務事業の制度等について、仮に合併を行った場合の影響等について調査・研究を行う。

調査第1号

政令市としての一体的な まちづくりについて

(1) 政令指定都市の未来像

政令指定都市の未来像（植木町域の未来像）

この未来像は、植木町総合計画に掲げる「人に活力、町に魅力、未来へ発展するうえき」を基に、植木町の現状の課題や特性を踏まえ、熊本市と合併した場合の将来の植木町域の姿を描いたものです。

今後、法定協議会が設置された時は、この未来像を基に、それぞれの項目について、両市町でさらに具体的な検討を進め、合併後の健全な財政運営を見通した財政計画や植木町域を対象とした新市の施策を盛り込んだ「新市基本計画」を策定することになります。

1 熊本市域及び植木町域の拠点性を高めるための一体的なまちづくり

「人に活力、町に魅力、未来へ発展するうえき」を未来像として

(1) 「ひと」「もの」「情報」の行き交うまち

植木町民の悲願であった国道3号植木バイパスが平成19年度より本格着工され、今後の早期全線開通が望まれている。

植木バイパスが全線開通すれば、北バイパスから東バイパスに連結され、植木ICを核として、熊本都市圏と九州各県主要都市とを結ぶ「150分構想」や県内主要都市を結ぶ「90分構想」が可能となり、九州新幹線開通後の熊本・新玉名駅等へのアクセス機能が強化される。

このため、植木IC及び植木バイパス乗入の周辺への企業の立地ができるよう環境整備を行い、企業誘致を実現する。

あわせて、現在構想段階である熊本北サービスエリアにおけるスマートインターチェンジを実現すれば、県北の玄関口として機能がより一層発揮できる。

それと同時に、仮に現在の植木町役場庁舎に区役所が設置された場合、新市の北の玄関口として拠点機能が発揮できるよう、区役所及び植木ICを起点として熊本市域や植木バイパス及び熊本北IC（仮称）への道路網を整備する。

この交流拠点としての機能の充実により、「ひと」「もの」「情報」の行き交うまちの実現による新市の北の拠点都市を目指す。

《具体的な施策》

① 道路網の整備

- 植木ICへのアクセス
 - ・ 県営東部農免道路【△】
 - ・ 主要地方道大津植木線から植木ICへの道路【○】
- 植木バイパスへのアクセス
 - ・ 都市計画道路一木鞍掛線【○】

- 区役所へのアクセス
 - ・ 植木町役場付近から主要地方道大津植木線への道路【◎】
 - ・ 町道植木古閑線のバイパス【◎】
- ② 地区計画による開発
 - 植木IC付近【◎】
 - 植木バイパスと主要地方道大牟田植木線との交差周辺【◎】
- ③ 企業誘致【○】

(2) 穏やかでイキイキ暮らせるまち

「安心して子どもが育てられる」「安心して老後を送れる」の実現にむけて、妊娠・出産から高校・大学生になるまで子どもの成長に応じつつ総合的に子育て支援策を講じるとともに、高齢者が尊厳と生きがいを持ちながら豊かで充実した生活を送ることができるよう支援する。

そのため、いつでも安心して適切な医療と健康づくり関連政策が受けられるよう、植木病院とかがやき館を北の拠点施設として位置づけ、保健・医療・福祉サービスが一貫して提供できるような整備を行う。

また、子どもたちに自ら学び自ら考える教育を展開し、子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな教育活動が行えるような環境の整備を行う。

さらに、旧国立蚕糸試験場跡地やその東側に位置する民有地を含めた10ha以上の土地に、スポーツ拠点施設の整備を行い、スポーツを通じた健康づくりや生きがいづくりの新市の北の拠点ゾーンを創設する。

そして、赤ちゃんからお年寄りまでみんなが安心して暮らせる住みたくなるまちづくりを目指す。

《具体的な施策》

- ① 旧国立蚕糸試験場跡地等へのスポーツ拠点施設の建設【○】
- ② 小・中学校の施設の充実
 - 校舎や屋内運動場及びプール等の改築の実施【○】
- ③ かがやき館への福祉事務所機能の集積【◎】
- ④ 植木病院の機能の充実【○】
- ⑤ 町内一円のコミュニティーバスの運行【○】
- ⑥ 児童公園等の整備【◎】
- ⑦ 福祉サービスの充実【○】

(3) 人々が集い活気溢れるまち

区役所が設置されれば、新市の北の拠点都市として機能がより一層発揮される。

植木土地区画整理事業及び植木町中心市街地活性化基本計画の着実な実施により、中心市街地の活性化による商工業の発展を実現する。

また、J R 植木駅の機能強化や区役所との連絡機能の強化のための公共交通の整備を行い、新たに地区計画による区画整理事業等を実施し、良好な住宅団地の建設等を通じて、若い世代が暮らしたくなるようなまちづくりを目指す。

《具体的な施策》

- ① J R 植木駅及び区役所の連絡機能強化
 - J R 植木駅周辺の整備
 - ・ 駐輪場及び公共交通の乗入施設（ロータリー）の整備【◎】
 - ・ パークアンドライドの整備【◎】
 - 区役所との連絡機能強化
 - ・ 公共交通（バス）の乗入れの整備【○】
 - ・ 区役所周辺のバスベイの整備【◎】
 - 道路網の整備
 - ・ 都市計画道路植木停車場投刀塚線【○】
- ② 地区計画による開発
 - 植木バイパスと県道玉名植木線との交差周辺【◎】
- ③ 植木土地区画整理事業の推進【○】
- ④ 植木町中心市街地活性化基本計画の推進【○】

2 農産物と観光資源を活用した植木町域魅力アップ戦略について

(1) 日本一のすいかのまち

「植木すいか」は、作付面積490ha、収穫量20,200t、出荷量19,200t、産出額37.0億円、全項目において全国市町村1位である。(熊本市は収穫量で全国10位)

こうした中に、特に植木産は「植木すいか」としてのネームバリューを生かして、徹底した品質管理を行ったブランドを確立する。

また、その施設園芸の技術を使ったアールスメロン、ハウスミカンやデコポンの生産が盛んであり、すいかと同様にブランド化による高付加価値化を図ることによって、フルーツ王国を実現する。

そして、都市部の消費圏域と田園部の生産圏域の交流を促進するため、関係機関で連携して産業クラスター化を推進し、生産者と消費者との交流型農業イベントを充実させるとともに、その拠点となる「農産物の駅（仮称）」を建設し、安全・安心な農産物を提供する拠点を確立する。

両市町の農業生産力を合わせることで、新市が全国有数の食糧生産基地としての地位を確立し、特に「植木農業」の持続的な発展により都市と農業の調和がとれた田園都市を目指す。

《具体的な施策》

- ① 地域ブランドの確立
「植木すいか」の商標登録【△】
- ② すいか祭り等の交流型農業イベントの開催【△】
- ③ 「農産物の駅（仮称）」（直売所、加工施設、地産地消型レストラン）の整備【◎】

(2) 日本の夜明け「田原坂」と癒しの田園温泉郷「植木温泉」のまち

日本の夜明け 西南の役の激戦地「田原坂」について、その高い歴史的価値を認識し、観光客にとって魅力のある場所となるよう整備を図り、九州新幹線全線開通による「熊本城」への観光客をターゲットにした観光ルートを確立させる。

また、熊本市には温泉地がないため、豊富な湯量と良質な泉源を有する「植木温泉」を全国的にアピールできるよう、個人客（特に女性客）をターゲットとして、旅館づくり、地域づくりを行う。

「熊本城」「田原坂」「植木温泉」等の各観光地を“点”ではなく“線”として、全国にアピールする。

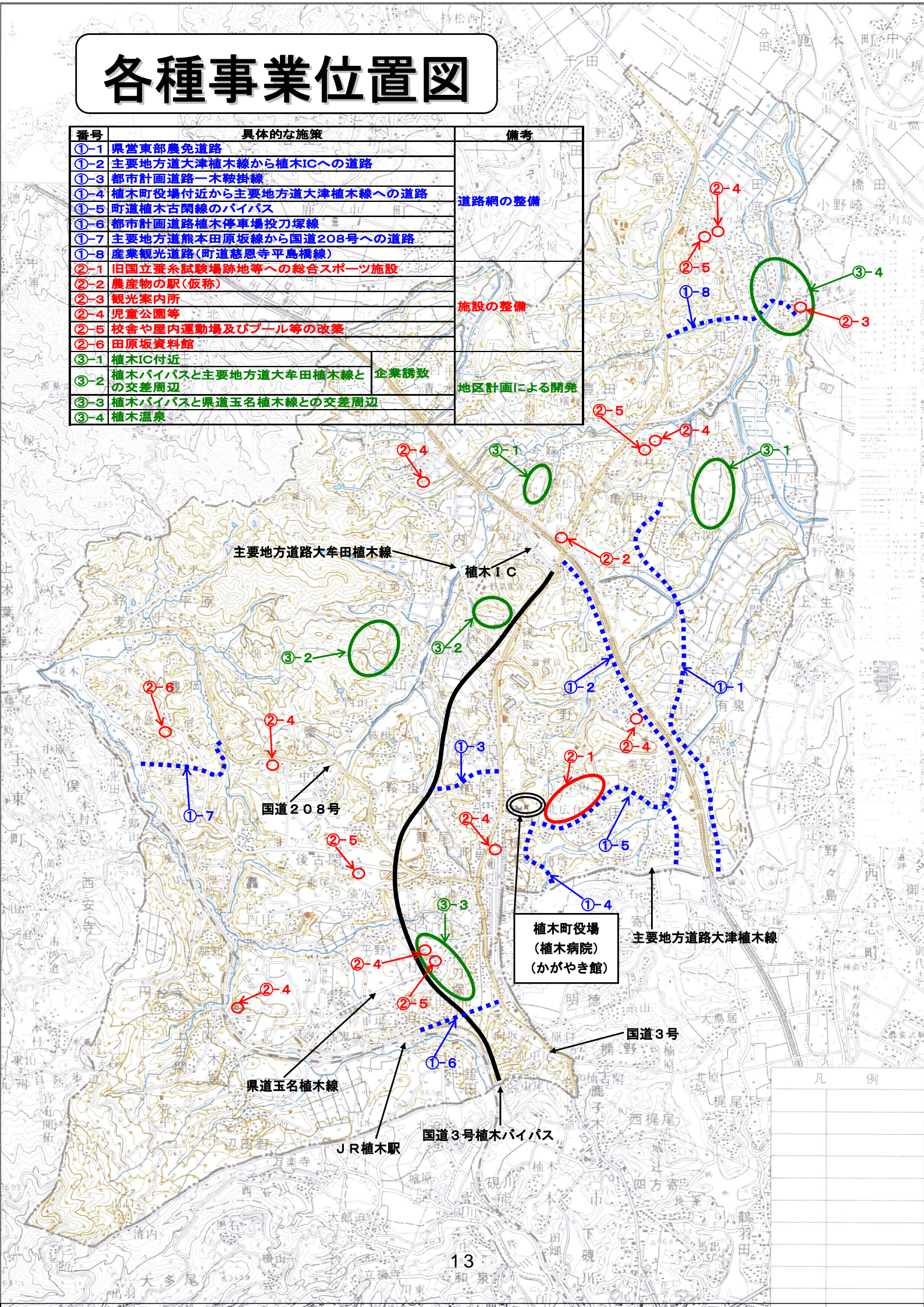
《具体的な施策》

- ① 「熊本城」「田原坂」「植木温泉」等の観光ルートの確立【◎】
- ② 「田原坂」の国指定史跡化及び田原坂資料館の改築【◎】
- ③ 植木温泉内の観光案内所（農産物直売所及び“足湯”の併設）の建設【◎】
- ④ 道路網の整備
 - 「田原坂」へのアクセス強化
 - ・ 主要地方道熊本田原坂線から国道208号への道路【○】
 - 「植木温泉」へのアクセス強化
 - ・ 産業観光道路（町道慈恩寺平島橋線）【○】
- ⑤ 植木温泉一帯の地区計画の適用【◎】

※ 表中、【◎】は、合併することにより実現が期待できるもの
【○】は、合併することにより進捗があると期待できるもの
【△】は、既に実施している事業 を表します。

各種事業位置図

番号	具体的な施策	備考	
①-1	県営東部農免道路	道路網の整備	
①-2	主要地方道大津植木線から植木ICへの道路		
①-3	都市計画道路一木鞍掛線		
①-4	植木町役場付近から主要地方道大津植木線への道路		
①-5	町道植木古閑線のバイパス		
①-6	都市計画道路植木停車場投刀塚線		
①-7	主要地方道熊本田原坂線から国道208号への道路		
①-8	産業観光道路(町道慈恩寺平島橋線)		
②-1	旧国立蚕糸試験場跡地等への総合スポーツ施設	施設の整備	
②-2	農産物の駅(仮称)		
②-3	観光案内所		
②-4	児童公園等		
②-5	校舎や屋内運動場及びプール等の改築		
②-6	田原坂資料館		
③-1	植木IC付近	地区計画による開発	
③-2	植木バイパスと主要地方道大牟田植木線との交差周辺		企業誘致
③-3	植木バイパスと県道玉名植木線との交差周辺		
③-4	植木温泉		



主要地方道路大牟田植木線

植木IC

国道208号

植木町役場
(植木病院)
(かがやき館)

主要地方道路大津植木線

県道玉名植木線

JR植木駅

国道3号植木バイパス

国道3号

凡例

調査第1号

政令市としての一体的な まちづくりについて

(2) 財政の展望

財政の展望について

1 両市町の財政の見通し

(1) 熊本市財政の中期見通し

平成20年度地方財政計画で示された一般財源総額の増額確保の影響等や、本年10月の富合町との合併に伴い実施する、新市合併基本計画掲出事業費等を織り込み試算したところ、平成23年度末においても、収支均衡を確保できる見通しとなっている。

〔歳入〕

(単位:億円、%)

項目	19年度	20年度	伸率	21年度	伸率	22年度	伸率	23年度	伸率
市(町)税	917	934	1.9	930	△ 0.4	943	1.4	954	1.2
地方交付税	293	298	1.7	295	△ 1.0	326	10.5	315	△ 3.4
市(町)債	217	216	△ 0.4	241	11.5	197	△ 18.3	173	△ 12.2
うち臨時財政対策債	47	44	△ 6.4	43	△ 2.3	0	皆減	0	
うち通常債等	170	172	1.2	198	15.1	197	△ 0.5	173	△ 12.2
その他	718	686	△ 4.5	684	△ 0.3	685	0.1	691	0.9
うち国県支出金	381	366	△ 3.9	385	5.2	410	6.5	416	1.5
うち譲与税・交付金等	112	112	0.0	112	0.0	108	△ 3.6	108	0.0
その他	225	208	△ 7.6	187	△ 10.1	167	△ 10.7	167	0.0
計(A)	2,145	2,134	△ 0.5	2,150	0.7	2,151	0.0	2,133	△ 0.8

〔歳出〕

項目	19年度	20年度	伸率	21年度	伸率	22年度	伸率	23年度	伸率
義務的経費	1,270	1,262	△ 0.6	1,254	△ 0.6	1,243	△ 0.9	1,264	1.7
人件費	448	443	△ 1.1	433	△ 2.3	432	△ 0.2	433	0.2
扶助費	489	493	0.8	503	2.0	515	2.4	527	2.3
公債費	333	326	△ 2.1	318	△ 2.5	296	△ 6.9	304	2.7
投資的経費	248	241	△ 2.8	304	26.1	309	1.6	291	△ 5.8
その他の経費	612	627	2.5	582	△ 7.2	585	0.5	578	△ 1.2
その他繰出金	426	469	10.1	432	△ 7.9	429	△ 0.7	422	△ 1.6
繰出金	186	158	△ 15.1	150	△ 5.1	156	4.0	156	0.0
計(B)	2,130	2,130	0.0	2,140	0.5	2,137	△ 0.1	2,133	△ 0.2
収支(A)-(B)	15		4		10		14		0

※平成20年度までは、熊本市と富合町の合算額、平成21年度以降は富合町との合併を見込んだ試算である。

項目	決算				見込み				
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
公債費比率(%)	20.0	19.6	19.0	19.8	18.9	17.5	16.7	16.3	16.2
起債制限比率(%)	15.6	14.7	14.0	14.2	14.2	14.0	13.1	12.4	12.2
臨時財政対策債除く 市(町)債残高(億円)	2,809	2,727	2,588	2,469	2,412	2,341	2,272	2,251	2,201
市(町)民一人当たり(円)	428,139	413,832	392,993	374,520	365,899	350,811	340,411	337,298	329,838
経常収支比率(%)	85.4	87.8	87.6	89.5	91.5	89.9	89.3	89.5	89.9
財政調整基金残高(億円)	86	96	105	107	108	109	110	111	112
市(町)民一人当たり(円)	13,134	14,571	15,910	16,246	16,361	16,314	16,463	16,611	16,760

※平成19年度までは熊本市のみの試算、平成20年度以降は富合町との合併を見込んだ試算である。

○主要政策事業への投資について

富合町との合併に際して調整した「財政計画」において、中心市街地活性化、駅周辺開発事業等の重点政策課題を掲げ、計画的かつ重点的な財源配分を行っており、将来的に市の財政圧迫や市民負担の増加を招くことがないように、健全な財政運営を図っていくこととしている。

具体的には、中心市街地活性化事業については、民間事業をはじめ、まだ計画内容が未確定の事業もあるが、事業費総額は計画期間中(H19~23)約1,300億円、うち市の負担額は約300億円程度、うち一般財源投入額は約150億円であり、これは平成19~23年度の一般財源の総額の2%程度である。また、新幹線関連事業費も平成20年度以降ピークを迎えることとなるが、投資的経費の総額は熊本市の単年度の水準を大きく超えない範囲内で実施しており、計画的かつ重点的な財源配分を行っているため、将来的に市の財政圧迫や市民負担の増加を招くことはない。

○企業会計及び特別会計事業への繰り出しについて

公営企業及び特別会計(交通事業、下水道事業、病院事業、国保事業)への繰り出しは、基本的には総務省が毎年度示す公営企業への繰出基準や地方交付税に導入された額を基準としている。ただし、財政健全化10ヵ年計画を進めている国民健康保険会計への累積赤字解消分等の繰り出しや、交通事業会計への退職手当の一部に対する繰り出しなど、熊本市が独自に費用負担のルールを定めているものもあるが、この基準外分については各年度熊本市の経常一般財源の1%未満の約10億円程度であり、財政運営を圧迫している状況ではない。

○財政の将来見通しについて

熊本市の財政状況については、平成9年に中期財政計画、平成16年3月に「行財政改革推進計画」、平成17年度には「さらなる財政健全化に向けて」を策定、行財政改革の

推進と事務事業の見直しを図りながら、改善に努めており、市債残高の減少、財政調整基金の増加といった効果が現れている。

このことに加え、仮に植木町と合併し政令指定都市に移行した場合には、新たな財源等が見込まれることから、これらの財源も活用しながら植木町域における事業の実施を図っていくこととしている。

(2) 植木町財政の中期見通し

平成20年度の歳入については、地方再生対策費の創設等による地方交付税等の一般財源の増加が見込まれるものの、今後も国の行財政改革のより一層の推進が見込まれ、自主財源の確保が必要な状況にある。また、歳出については、少子高齢化社会の進展に伴い、児童福祉等の扶助費の増加、国民健康保険・介護保険特別会計等への繰出金の増加など歳出額の増加が見込まれる。

こうした状況の中で、自主財源の確保を図り、また、歳入額に見合った歳出額の抑制を行うための財政健全化対策（人件費、補助費、投資的経費等）を実施することにより、財政収支均衡を図っている。

〔歳入〕

(単位:億円、%)

項目	19年度	20年度	伸率		21年度	伸率		22年度	伸率		23年度	伸率	
市(町)税	28	28	0.0		28	0.0		28	0.0		29	3.6	
地方交付税	29	30	3.4		29	△ 3.3		31	6.9		30	△ 3.2	
市(町)債	10	10	0.0		8	△ 20.0		6	△ 25.0		2	△ 66.7	
うち臨時財政対策債	3	3	0.0		3	0.0		0	皆減		0	0.0	
うち通常債等	7	7	0.0		5	△ 28.6		6	20.0		2	△ 66.7	
その他	41	34	△ 17.1		30	△ 11.8		29	△ 3.3		27	△ 6.9	
うち国県支出金	20	16	△ 20.0		16	0.0		16	0.0		14	△ 12.5	
うち譲与税・交付金等	5	6	20.0		6	0.0		6	0.0		6	0.0	
その他	16	12	△ 25.0		8	△ 33.3		7	△ 12.5		7	0.0	
計(A)	108	102	△ 5.6		95	△ 6.9		94	△ 1.1		88	△ 6.4	

〔歳出〕

項目	19年度	20年度	伸率		21年度	伸率		22年度	伸率		23年度	伸率	
義務的経費	48	47	△ 2.1		47	0.0		47	0.0		46	△ 2.1	
人件費	22	21	△ 4.5		20	△ 4.8		20	0.0		20	0.0	
扶助費	13	13	0.0		13	0.0		13	0.0		13	0.0	
公債費	13	13	0.0		14	7.7		14	0.0		13	△ 7.1	
投資的経費	20	19	19.0		15	△ 21.1		14	△ 6.7		9	△ 35.7	
その他の経費	36	36	0.0		33	△ 8.3		33	0.0		33	0.0	
その他	26	25	△ 3.8		24	△ 4.0		24	0.0		24	0.0	
繰出金	10	11	10.0		9	△ 18.2		9	0.0		9	0.0	
計(B)	104	102	△ 1.9		95	△ 6.9		94	△ 1.1		88	△ 6.4	
収支 (A)-(B)	4	0	0		0	0		0	0		0	0	

項目	決算				見込み				
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
公債費比率(%)	14.7	14.8	15.1	15.4	15.4	15.4	15.6	15.8	16.0
起債制限比率(%)	7.4	8.1	9.5	10.5	11.1	11.7	12.1	12.4	12.6
臨時財政対策債除く 市(町)債残高(億円)	105	101	97	97	94	91	86	82	75
市(町)民一人当たり(円)	336,471	322,875	308,955	313,222	303,648	294,811	279,499	265,611	242,368
経常収支比率(%)	85.4	85.4	90.9	94.8	99.0	97.3	94.8	94.1	93.1
財政調整基金残高(億円)	10	10	17	16	12	12	10	8	6
市(町)民一人当たり(円)	32,905	33,330	54,890	52,193	40,141	39,882	31,465	24,958	19,261

2 政令指定都市移行に伴う影響について

(1) 事務権限移譲について

熊本市の政令指定都市移行にあたっては、現在熊本県が処理している多くの事務が熊本市に移譲されることが想定される。以下については、現在の熊本市が政令指定都市に移行した場合に、熊本県からどのような事務が移譲されてくるかを熊本県及び熊本市の庁内検討会義で取りまとめたものである。

実際には、政令指定都市移行の合併特例要件を満たした後、政令指定都市への準備段階で、正式な県市間の協議の場を通して決定されることとなる。

想定される移譲事務の内容（事務数及び項目数）

I 対象事務の範囲及び分類

- i) 法令必須事務・・・法律、政令及び通達等により政令指定都市が処理すると規定されている事務（児童相談所、都市計画に関する事務等）
- ii) 法令任意事務・・・法律、法令及び通達等により政令指定都市が処理できると規定されている事務（河川に関する事務等）

II 事務数・項目数の考え方

- i) 事務数：事務数は、一連の事務を1事務として計上しており、一つの事務の中に複数の事務処理がある場合も1件としている。
- ii) 項目数：項目数は、一つの事務の中の個々の事務処理、作業項目を1項目として計上している。なお、作業項目については、法令等に規定されたすべての項目を抽出したものではなく、事務の内容がわかる範囲で主なものを抽出したものである。

Ⅲ 局ごとの事務・項目数

(平成20年3月現在)

	法令必須事務		法令任意事務		権限移譲事務合計	
	事務数	項目数	事務数	項目数	事務数	項目数
総務・企画財政局	8	21	1	1	9	22
市民生活局	3	15	0	0	3	15
健康福祉局	36	155	3	16	39	171
環境保全局	3	13	0	0	3	13
経済振興局	3	29	0	0	3	29
都市建設局	31	160	7	18	38	178
教育委員会	15	31	1	2	16	33
合計	99	424	12	37	111	461

Ⅳ 主な事務内容及び事務数 (法令必須事務)

総務・企画財政局	○地方公務員災害補償基金に係る認定、補償等に関する事務(4) ○武力攻撃事態に備えた避難施設の指定、攻撃事態等における非難住民等の救援に関する事務等(4)
市民生活部会	○土地利用に関する権利の移転等に関する事務等(3)
健康福祉局	○児童相談所の設置、障害児施設給付費の決定・支給、要保護児童の保護措置等に関する事務等(17) ○精神保健福祉センターの設置、精神傷患者等の措置入院・移送に関する事務等(10)
環境保全局	○生活関連物資等の買占め・売惜しみに対する緊急立入検査等に関する事務等(3)
経済振興局	○大規模小売店舗の新設・変更等の届出の受理に関する事務等(3)
都市建設局	○指定区間外の国道又は県道の新設・改築及び維持・管理並びに道路の占有の禁止等の指定に関する事務等(14) ○地域地区及び都市施設(規模要件有り)、市街地開発事業等の都市計画決定等に関する事務等(5)
教育委員会	○文化財保護法に基づく文化財の届出の受理、現状変更禁止命令等に関する事務等(8) ○県費負担教職員の任免、懲戒処分等及び給与の決定に関する事務等(3)

(2) 他都市の政令指定都市移行に伴う影響額

熊本市における政令指定都市移行に伴う歳出予算の影響額については、政令指定都市移行に向けた合併の組み合わせ、政令指定都市移行時の人口や面積等に左右されるほか、県から引き継ぐ事務のうち法令必須事務以外の事務の範囲及び引き継ぐ債務等については、県との正式協議によって初めて決定されるものであること等から、現時点で見込むことは困難である。

そのため、下記のとおり他都市の先進事例を参考とする。

I 収入影響額

	新潟市	堺市
1 地方交付税	25億円	65億円
2 臨時財政対策債	4億円	
3 地方道路譲与税	9億円	6億円
4 石油ガス譲与税	1億円	
5 軽油取引税交付金	68億円	45億円
6 自動車取得税交付金	4億円	7億円
7 交通安全対策特別交付金	2億円	2億円
1～7小計	113億円	125億円
8 宝くじ収入	16億円	25億円
I 収入計	129億円	150億円

II 一般財源所要額

	新潟市	堺市
1 人件費	3億円	5億円
2 児童福祉関係経費	7億円	6億円
3 保健衛生関係経費	11億円	10億円
4 国県道管理	32億円	34億円
5 国県道に関する債務引継	11億円	23億円
6 教育関係経費	5億円	5億円
7 その他	25億円	37億円
II 一般財源所要額計	94億円	120億円

I - II 行政サービス向上への活用財源	35億円	30億円
--------------------------	------	------

※新潟市については平成19年度予算発表資料、堺市については政令指定都市移行前の試算額より抜粋

左記2都市の例によると、政令指定都市移行に伴う府・県からの事務権限移譲により、歳出が当然に増加しているが、それに伴う国・県からの財源移転も同時に行われることから、収支はプラスとなっており、その余剰財源を活用して住民へのサービスの向上を図っている。

3 新市の財政見直し

熊本市、植木町ともに、現時点における総合計画等の各種計画による事業実施や財政健全化対策の効果を織り込んだ中期財政見直しにおいて、収支均衡を確保できる見直しとなっている。しかしながら、両市町ともにさらなる財政健全化に向けた取り組みを進めていく必要がある。

なお、両市町が合併した場合の財政見直しについては、今後、法定協議会が設置された場合に、県からの移譲事務、合併による地方交付税の特例措置や政令市移行に伴う新たな財源等の試算を踏まえ、「政令指定都市の未来像（植木町域の将来像）」で示した各種施策を新市基本計画に位置づけていくとともに、収支均衡のとれた新市の財政計画を策定していくこととなる。

また、仮に植木町と合併した場合においては、策定された新市基本計画の実現に向けて、積極的に取り組んでいく。

調査第2号

市街化区域・市街化調整区域
について

市街化区域・市街化調整区域について

○論点

- (1) 政令指定都市になった場合、どのような線引きが行われるのか、また、植木町域にどのような影響があるか。
- (2) 地区計画を利用した開発制度及び集落内開発制度をどのように運用していくか。

1 現状

(1) 都市計画区域・区域区分

○熊本市は、熊本都市計画区域、植木町は植木都市計画区域に含まれる。

(熊本市の一部は、植木都市計画区域に含まれる。)

○熊本市は市街化区域・市街化調整区域の線引きがあるが、植木町は線引きがない。

○熊本市と植木町が合併し、政令指定都市になった場合、政令指定都市においては、市街化区域と市街化調整区域の線引きが必須となるため、現在は非線引きの植木町都市計画区域においても線引きを行うことになる。

	熊本都市計画区域	植木都市計画区域
都市計画区域	40,445ha (熊本市、合志市、菊陽町、益城町、嘉島町)	6,718ha
うち熊本市域分	23,138ha (旧河内町を除く)	137ha (旧北部町の一部)
うち植木町域分		6,581ha (植木町全域)
市街化区域	11,706ha	
うち熊本市域分	10,095ha	
市街化調整区域	28,739ha	
うち熊本市域分	13,043ha	

※都市計画区域とは、人や物の動き、都市の発展を見通し、地形などから見て、一体の都市として総合的に整備、開発、保全を行う必要がある区域で、都市計画法が適用される。

(2) 用途地域

○熊本市は、市街化区域に11種の用途地域が指定されている。植木町においても、一部の地域に10種の用途地域が指定されている。

	熊本都市計画区域	植木都市計画区域
用途地域（熊本市域分）	10,095ha	14.1ha
用途地域（植木町域分）		257ha

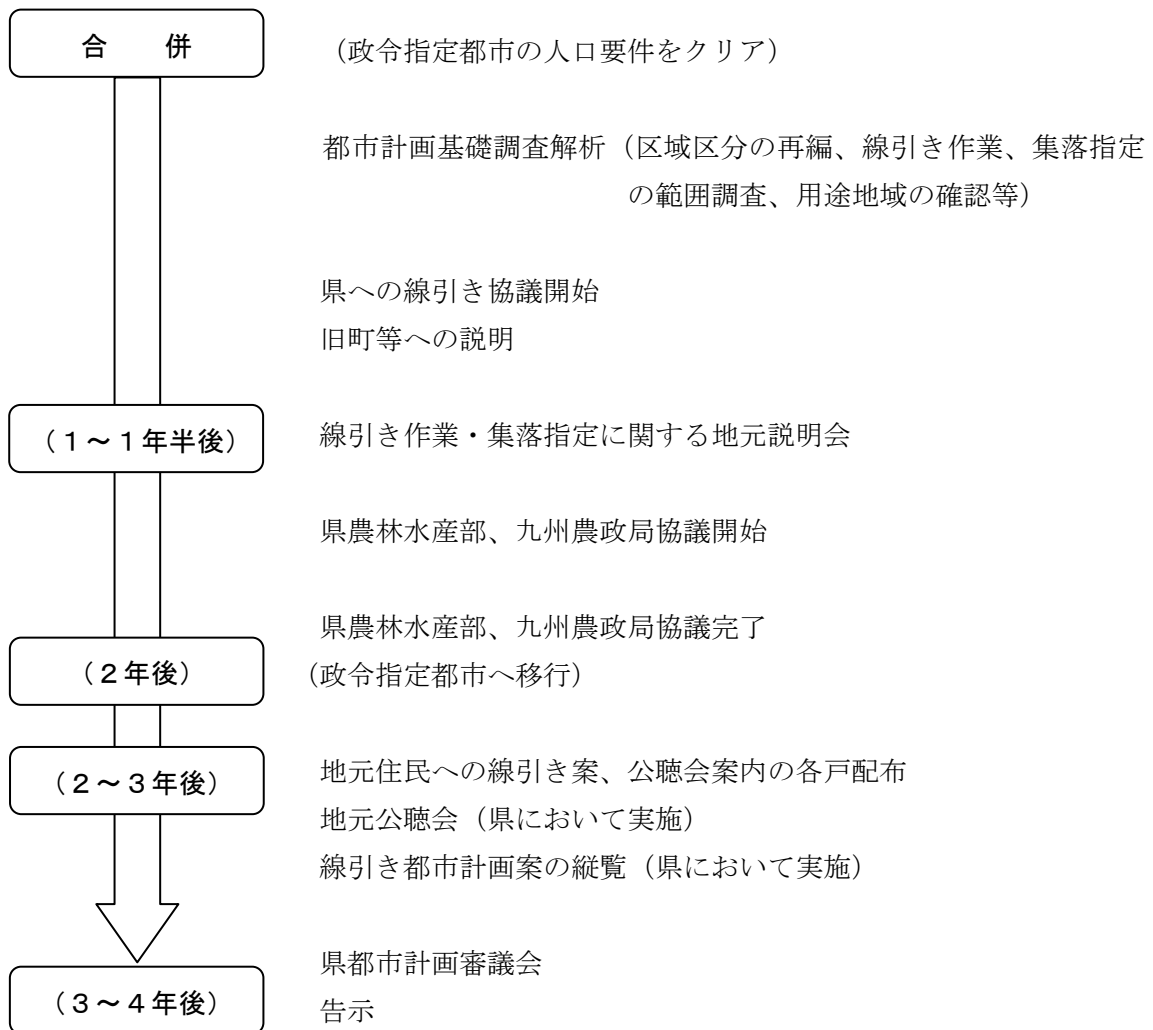
※用途地域とは、地域の種別に応じて建物の用途、建ぺい率、高さなどを規制し、都市生活及び産業活動の機能的な配置を図るため指定するものである。

2 市街化調整区域における開発行為等

- (1) 市街化調整区域は、原則として開発行為、建築等の行為ができない区域であるが、農家住宅や都市計画法第34条に該当する分家住宅、社会福祉施設などの建築物は立地可能となる。⇒（P31～P32参照）
- (2) 市街化調整区域における大規模開発については、都市計画法の改正により、都市計画審議会の議を経て地区計画の都市計画決定がなされた案件についてのみ開発許可の対象となったところである。このため、都市計画審議会へ地区計画の案件を付議するための運用の統一性を確保するため、地区計画の運用基準を策定し、その運用を開始したところである。⇒（P33～P35参照）
- (3) 熊本県においては、法定の要件を満たす市街化調整区域内の集落において、熊本県の条例に基づき開発を認め、許可する集落内開発制度の運用が行われている。（対象は、熊本市以外の熊本都市計画区域である。）⇒（P36参照）

3 線引きのスケジュール

市街化区域・市街化調整区域の線引きについては、他都市の例を参考にすると、概ね次のようなスケジュールが想定される。



4 植木町域における線引きによる社会的・経済的影響の検討

(1) 線引きによる影響

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分（線引き）は、急速な都市化に伴うスプロール現象など計画的な街並みが形成されず、虫食い状態に宅地化が進む状況等を抑制し、将来の土地利用計画等と整合を図りながら、計画的にまちづくりを進めていくための制度である。

線引きによって、市街化区域においては、都市計画の道路や公園等の整備が計画的に行なわれ、市街化調整区域においては、無秩序な開発が制限され、優良農地や農村の豊かな自然環境が保護されることになる。

植木町域において、新たに線引きが行われることによって、市街化区域では、建築・

開発の促進が予想されるが、一方で市街化調整区域では、住宅の建築や開発行為が規制されるため、調整区域内の人口減少化や活力低下が懸念される。

そこで、線引きによって建築件数にどのような変化が生じるか検討する。

○ 区域区分の廃止に伴う建築確認件数への影響

富合町の区域区分の廃止後のデータでは、件数が減少している。

(平成17年度以降は新幹線の用地移転がピークを迎えたことにより増加。)

また、荒尾市では、12年度から県全体のデータと同じように減少し、一旦は区域区分の廃止後に増加しているものの、近年は減少に転じている。

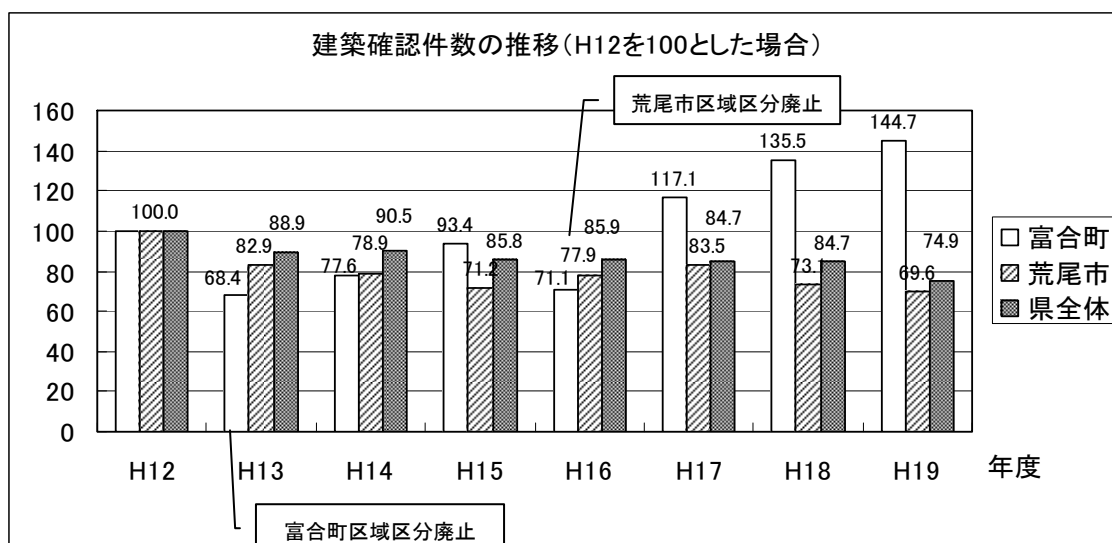
このようなことから、線引きの変更による建築確認件数への影響を確認することはできない。

【富合町・荒尾市・熊本県の建築確認の件数】

	富合町	荒尾市	県全体
H12	76	375	9,983
H13	52	311	8,878
H14	59	296	9,033
H15	71	267	8,567
H16	54	292	8,577
H17	89	313	8,458
H18	103	274	8,460
H19	110	261	7,475
合計	614	2,389	69,431

※ 富合町は、平成13年4月20日に熊本都市計画から未線引きの宇土都市計画に編入

※ 荒尾市は、平成16年7月1日に区域区分を廃止



(2) 集落内開発制度による影響

集落内開発制度の導入により、建築確認件数にどのような変化が生じているか。

○ 集落内開発制度導入に伴う影響

益城町（平成20年4月より集落内開発制度を運用）においては、集落内開発制度の指定後、まだあまり期間が経っていないことから、指定による影響を計ることはできない。

【益城町（全域）の建築確認の件数】

年度	平成19年度											
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	30件	31件	35件	33件	42件	14件	35件	34件	33件	24件	32件	39件
年度	平成20年度											
月	4月	5月	6月	7月								
件数	22件	22件	33件	31件								

(3) 考察

以上のことから、線引きの後の建築件数については、住宅政策、景気の動向、上下水道・道路等のインフラ整備の状況等、線引きによる規制以外の要因が複雑に影響することが考えられ、線引きによる影響を見極めることは困難である。

しかし、一般論として、集落内開発制度の導入（平成21年度 熊本市条例化予定）によって、既存集落内の及びその周辺への一般住宅等の建築・開発行為は可能となることから、従来の区域区分に比べてやや緩やかな規制（市街化調整区域）と誘導（市街化区域）が行われることとなる。

具体的な影響については、線引きが行われた後、土地利用に影響を与える具体的な地域活性化策、人口や地価の動向等多角的視点から検証していく必要がある。

【参考】植木町における建築確認の件数

	建築確認件数	用途区域内		それ以外	
			割合(%)		割合(%)
H15	184	41	22.3	143	77.7
H16	185	37	20.0	148	80.0
H17	156	44	28.2	112	71.8
H18	193	40	20.7	153	79.3
H19	191	34	17.8	157	82.2
合計	909	196		713	

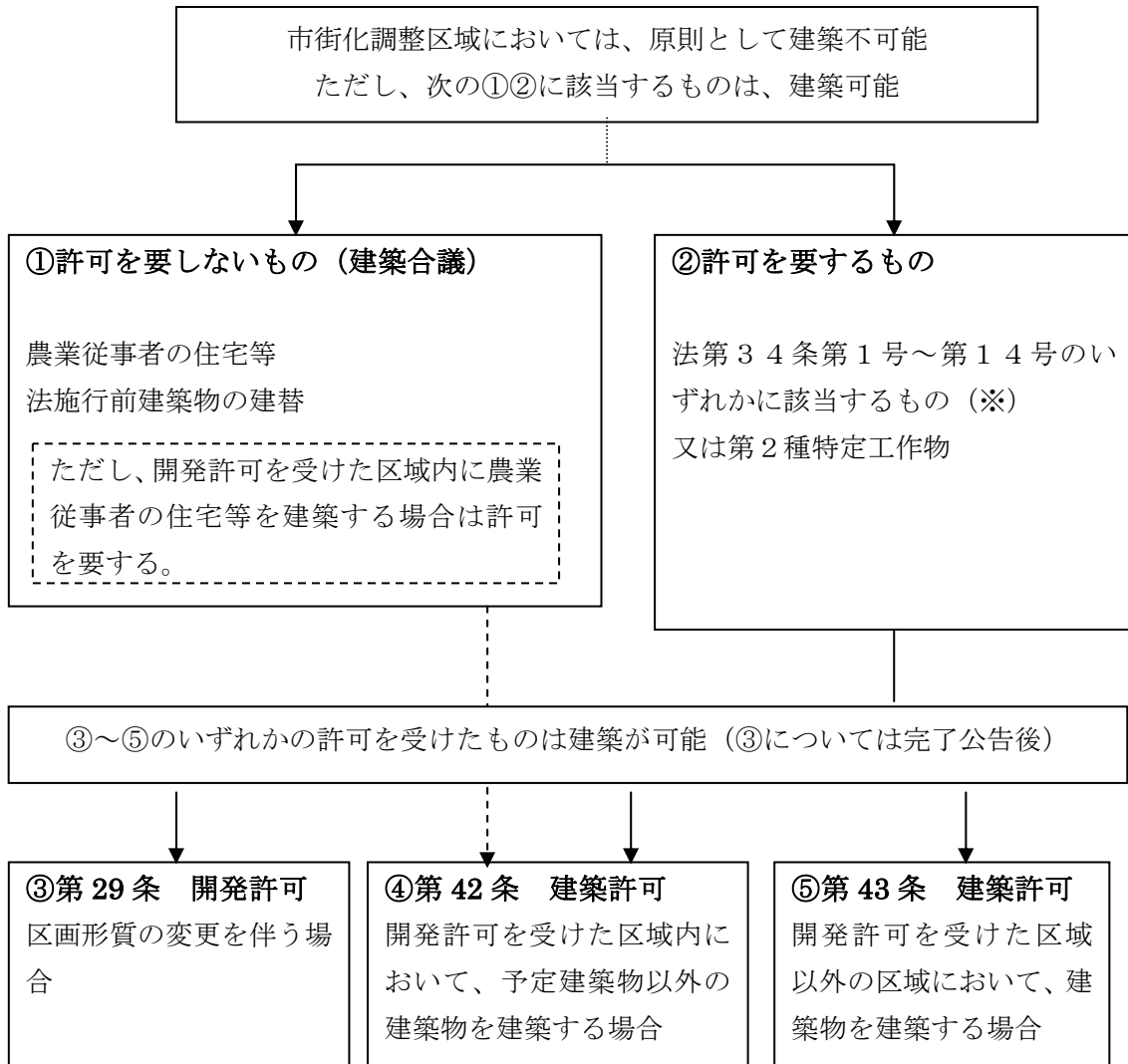
5 課題

- (1) 植木町域については、市街化区域と市街化調整区域との区分、いわゆる線引きがされていないため、住民に対して制度説明を丁寧にわかりやすく行う必要がある。
- (2) 区域区分や地区計画及び集落内開発制度の活用による線引き後の植木町域の将来を見据えた土地利用計画を検討していく必要がある。

6 検討結果

- (1) 線引きについては、現在植木町都市計画区域に指定されている用途地域の地区を目安として市街化区域に編入することが考えられるが、実際には土地利用の状況等を調査したうえで、植木町の意向を踏まえて、政令指定都市としての素案作成及び県との協議を行う方向とする。
- (2) 集落内開発制度については、植木町のまちづくりの意向を踏まえて、可能な限り市街化調整区域となった既存集落において活用できるよう、新たに策定する条例において、配慮を行う方向とする。
- (3) 地区計画を活用した開発制度についても、植木町のまちづくりに沿った制度の運用を行う方向とする。
- (4) 住民に対する線引きや開発制度については、熊本市及び植木町並びに新市においても、わかりやすく丁寧な説明を行い、制度の周知を図っていく方向とする。

市街化調整区域における建築の考え方の概略フロー図



※都市計画法第34条に該当するものの一例

保育所、老人デイサービスセンター、診療所、日用品店舗（飲食店、コンビニ、薬局、書店、理髪店など）、ドライブイン、ガソリンスタンド、分家住宅、自治会施設（集会所、防災倉庫など） その他

ただし、各々に立地場所、敷地、接する道路、建物、建てる方の資格、技術基準などの許可基準が定められており、この基準に適合するものでなければ許可の対象とはならない。併せて、建てようとする土地が農地の場合は、農地転用ができる農地か確認が必要である。

法第34条一覧表

項 目			
1号	主として当該開発区域の周辺の地域において居住する者の利用に供する公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗等		
2号	鉱物資源等の有効な利用上必要な建築物等		
3号	温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする政令で定める事業の用に供する建築物等（本号に基づく政令が未制定であるので該当なし）		
4号	農林漁業用建築物、農林水産物の処理・貯蔵・加工に必要な建築物等		
5号	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づく農林業等活性化基盤施設である建築物等（熊本市では当該地域は存在せず該当なし）		
6号	中小企業の共同化又は店舗、工場等の集団化の事業の用に供する建築物等（中小企業高度化資金融資事業）		
7号	既存工場と密接な関連を有する事業の用に供する建築物等		
8号	政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物等		
9号	市街化区域内において建築することが困難又は不適當なものとして政令で定める建築物等		
10号	地区計画または集落地区計画の区域内において計画に定められた内容に適合する建築物等		
11号	市街化区域に隣接又は近接し、かつ市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域において、条例で指定する区域内の開発行為等（熊本市では条例未制定のため該当なし）		
12号	市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當と認められる開発行為として、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定められたもの 熊本市開発許可の基準等に関する条例 別表第2		
	1 「3親等以内の親族の分家」	8 「指定既存集落内の自己用住宅」	
	2 「線引き前の土地における自己用住宅」	9 「適法に建築された戸建て住宅の建替等」	
	3 「収用移転」	10 「保険調剤薬局」	
	4 「店舗併用住宅」	11 「一筆分断」	
	5 「準公益施設」	12 「産業廃棄物処理施設の建築」	
	6 「災害危険区域等に存する建築物等の移転」	13 「線引き前から宅地と認められる土地」	
	7 「指定既存集落内の分家」	14 「資材置場等の管理施設等」	
	13号	既存権利の行使	
14号	1号	既存建築物の建て替え	熊本市開発審査会取扱方針
	2号	店舗併用住宅	
	3号	打席が建築物であるゴルフ練習場	
	4号	市街化調整区域が決定される以前から引き続き宅地と認められる土地における建築行為又は開発行為の許可（開発区域の面積が1ha以上の場合を対象）	
	5号	指定既存集落内の小規模な工場等	
	6号	介護老人保健施設の建築を目的とした開発行為	
	7号	有料老人ホームの建築を目的とした開発行為	
	8号	廃棄物の中間処理施設	
	9号	農水産物販売所	
	10号	大規模流通業務施設	
	11号	使用済自動車等の処理施設	
	12号	フードパル熊本における工場等	
	13号	社会福祉施設	
	14号	医療施設	
	15号	学校施設	
	その他	周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不適當と認められるもの	

熊本市の市街化調整区域における地区計画の運用基準

(1) 背景

平成19年11月30日の都市計画法改正により、市街化調整区域で大規模開発を行うためには、熊本市都市計画審議会の議を経て地区計画の都市計画決定がなされた案件についてのみ開発許可の対象となった。

このため、熊本市都市計画審議会へ地区計画の案件を付議するための運用の統一性を確保し、市街化調整区域における秩序ある土地利用の形成を図る観点から、立地に関する基準を策定したものである。

※地区計画とは、都市計画のひとつで、主として当該地区内の住民等にとって良好な市街地環境の形成又は保持するための道路や公園及び土地利用に関する一体的かつ総合的な地区単位の計画である。

適用区域の条件	<ul style="list-style-type: none"> ○農業振興地域の農用地区域外（農地転用が可能な土地） ○森林法に規定する保安林等除く 他
---------	---

(2) 住居系地区計画立地基準のポイント

住居系	一般区域	<ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域に隣接（注2） ○開発面積 5ha 以上
	指定区域 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域に隣接。ただし、周辺の土地利用上やむを得ない場合は、近接でも可能（注2） ○開発面積 1ha 以上

〔その他〕 地区内主要道路は6. 5m以上の公道に2箇所以上接続。

市街化区域に隣接し、河川等によりそれ以上の区域の広がりが見込めない等の場合には、0. 5ha以上の区域を認める。

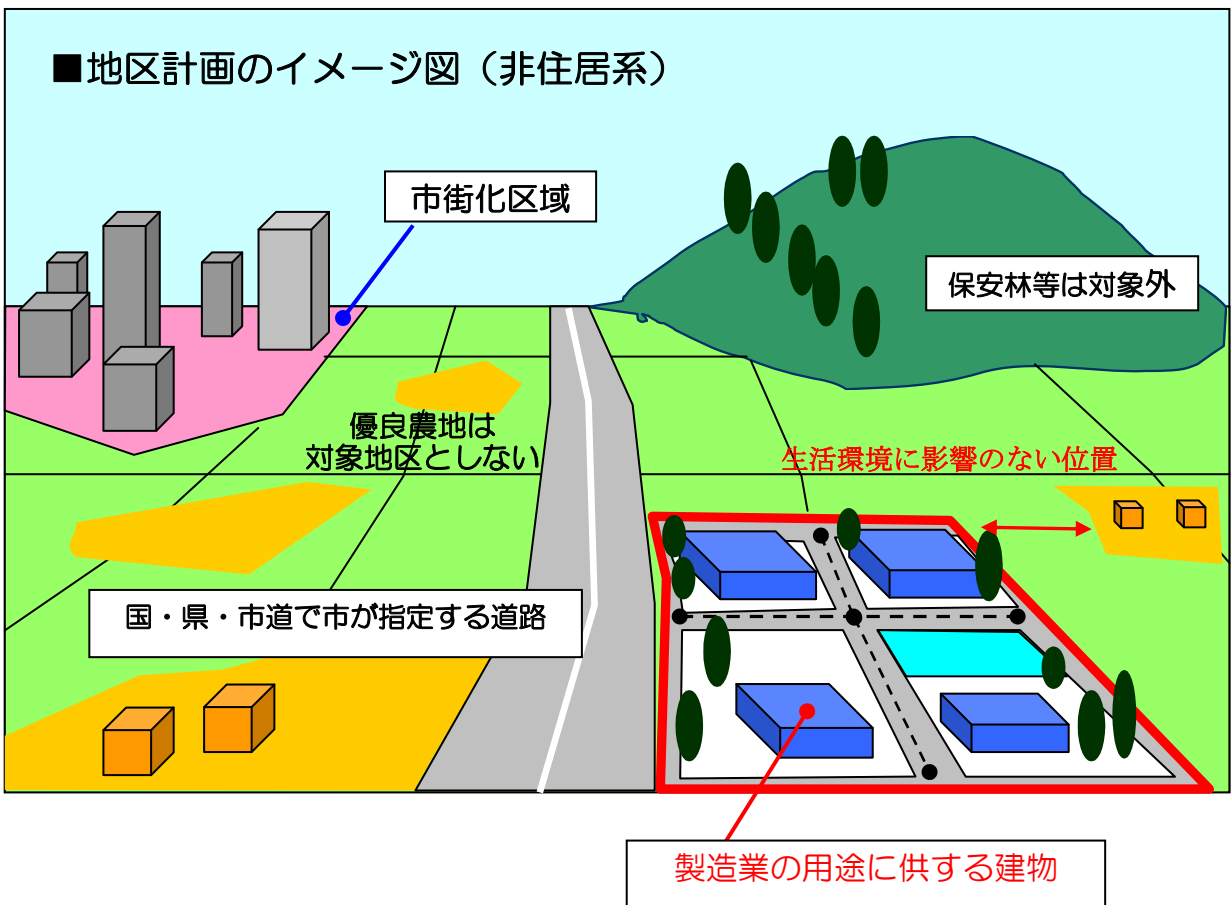
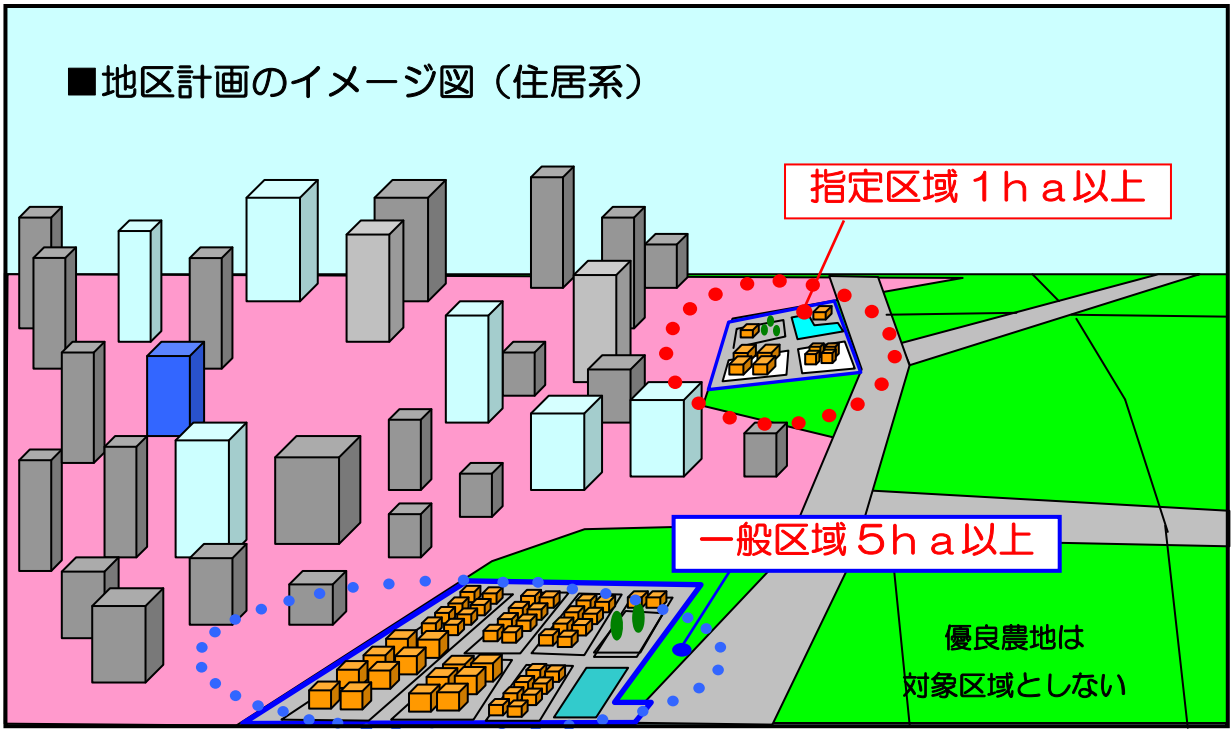
(注1) 指定区域とは、下記の条件を満たす区域

- ①市街化区域や都市計画道路及び市・町の境界で囲まれ、それ以上の市街地の拡大が生じない区域
- ②周辺の道路・下水道の整備が済んでいる又は整備計画がある区域
- ③都市計画道路に隣接する区域
- ④農振農用地に隣接しない区域

(注2) 隣接とは市街化区域に隣り合って接している地域のこと。近接とは市街化区域との境界線からの距離が数百m程度の範囲の地域のこと。

(3) 非住居系（産業立地型）地区計画立地基準のポイント

非住居系	<ul style="list-style-type: none">○市街化区域に隣接及び近接の要件なし○隣接する場合、用途地域が工業系であること○開発面積 1 ha 以上○市長が指定する幹線道路に面すること○開発にともなう混雑度の増加が5%未満、かつ現状又は開発後の混雑度が1.5以上でないこと○幹線道路から各敷地に直接乗入れないよう各敷地に前面道路を配置すること
------	--



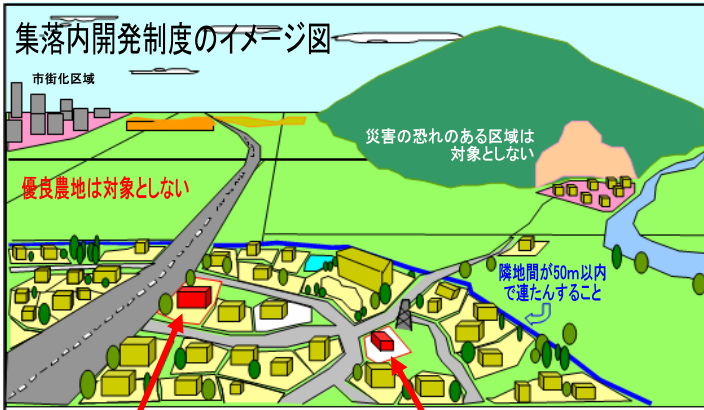
集落内開発制度の概要

(※ 熊本市以外の熊本都市計画区域が対象)

集落内開発制度とは、

- 都市計画法34条第11号に規定されている次のような要件を満たす市街化調整区域内の集落について、条例の定めに基づき一定の開発を認め許可する制度
 - おおむね50以上の建築物が連たんする区域
 - 市街化区域に隣近接し市街化区域と一体的な生活圏を構成している区域
- 建築物は、区域内及び周辺的环境保全上、支障がない用途を条例で定める。

熊本県条例等による基準の概要



日用品販売店舗
(店舗面積500㎡以内)

住宅
(新規住民の住居が可能)

集落の要件



敷地間距離が原則として50m以内でおおむね50以上の建築物が連たんしており、宅地率が過半異常あること等(詳細は右上欄)、所定の指定要件を満たす区域が条例による開発許可指定対象となるエリアになる。

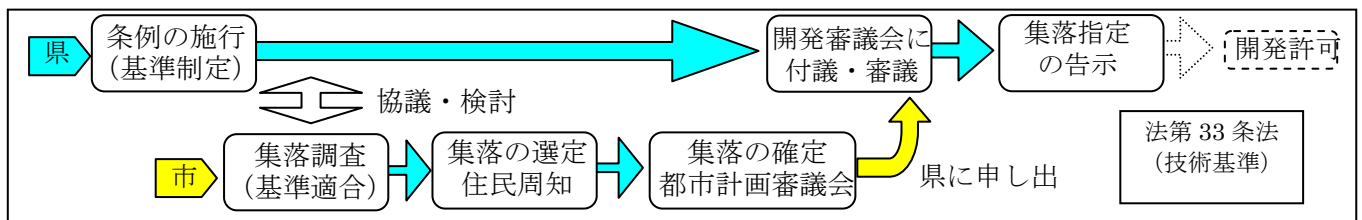
■ 以上の6つの基準すべてを満たすこと。

- ①建築物の敷地間の最短距離(隣棟敷地間の最短距離)が原則として50m以内で、おおむね50以上の建築物が連たんしていること。
- ②建築物の用に供されている敷地面積が該当区域の総面積に占める割合率が過半異常あること。
- ③次の区域は、指定区域に含まれないものとする。
 - ・溢水、堪水、津波、高潮等の災害の恐れがある区域
 - ・優良農地(農振農用地)など
 - ・優れた自然風景の維持、環境保持、水源涵養のため保全すべき区域
- ④幅員6m以上の主要な道路が適当に廃置されており、かつ、6.5m以上の区域外道路に接続していること。(災害の防止、通行の安全等に支障がない場合は、それぞれ幅員4m以上の道路とすることができる。)
- ⑤排水路その他の排水施設が、区域内の下水を有効に排出するよう適当に廃置されていること。
- ⑥水道その他の給水施設が、原則として区域内において想定される需要に支障を来たさないよう適当に配置されていること。

■ 条例指定区域で建築できるもの(地上10m以下で、地階を除く階数が2階以下のものに限る)

- ①住宅(共同住宅、寄宿舎及び下宿を除く)
 - ②店舗面積500㎡以内の日用品販売店舗
 - ③店舗併用住宅(①、②に該当するもの)
- ※店舗面積の算定方法は、大店立地法に準拠する。

<条件の検討。提案、制定から集落指定までの主な流れ>



※ 法以前から宅地性のある土地における開發行爲等を認める、いわゆる既存宅地制度は、平成20年3月31日をもって廃止

調査第3号

高校の通学区域について

高校の通学区について

○論点

合併した場合、植木町の通学区はどのようになるのか。

1 現状

- (1) 現行の県立高校の通学区は、熊本市は熊本学区、植木町は菊鹿学区となっている。
- (2) 通学区の制限を設けているのは、全日制課程の普通科（コースを除く）だけである。
- (3) 現在、植木町から学区内として受検できる普通科（コースを除く）の高校は、鹿本高校、菊池高校、大津高校、済々黌高校、玉名高校の5校である。
- (4) 現行の学区外枠（当該高校の所在する通学区域外からの募集定員に対する入学者数の割合）は、6.5%である。

学区	市町村	高校（全日制・普通科）
熊本学区	熊本市、合志市、 菊陽町、益城町	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">1 済々黌高校</div> （植木町、旧泗水町） 2 熊本高校 3 第一高校（富合町） 4 第二高校（西原村、嘉島町、城南町） 5 熊本西高校 6 熊本北高校 7 東稜高校 ※湧心館高校は県下全域
菊鹿学区	植木町、山鹿市、 菊池市、大津町、 西原村	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">1 鹿本高校</div> （和水町） <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">2 菊池高校</div> （合志市） <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">3 大津高校</div> （旧合志町、菊陽町、旧長陽村）
荒玉学区	荒尾市、玉名市、 玉東町、南関町、 長洲町、和水町	1 荒尾高校 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">2 玉名高校</div> （植木町）

※（ ）の市町村は調整区域（学区外であるが、学区内と同等の条件で当該高校への入学が認められている）。

2 課題

- (1) 植木町は、調整区域の拡大（熊本高校、第一高校及び熊本北高校の調整区域とす

ること)を要望している。

- (2)「県立高等学校再編整備等基本計画」において、平成22年度入学者選抜(平成22年度入学者)から、熊本市は県央学区、植木町は県北学区となる見直しを示されており、植木町は熊本市内の高校(済々黌高校を除く。)の学区外のままである。

◇「県立高等学校再編整備計画」で示された通学区域の見直し(全日制普通科)

現 行	見 直 し 後	
熊本学区	県央学区	済々黌高校(植木町、旧泗水町)、熊本高校、第一高校、第二高校(西原村)、熊本西高校、熊本北高校、東稜高校御船高校、甲佐高校、宇土高校(旧大矢野町)、松橋高校、矢部高校、蘇陽高校
宇上学区		
荒玉学区	県北学区	荒尾高校、玉名高校 鹿本高校、菊池高校(合志市)、大津高校(旧合志町、菊陽町) 阿蘇高校、小国高校、高森高校(旧蘇陽町)
菊鹿学区		
阿蘇学区		

※()の市町村は調整区域(学区外であるが、学区内と同等の条件で当該高校への入学が認められている)。

3 検討結果

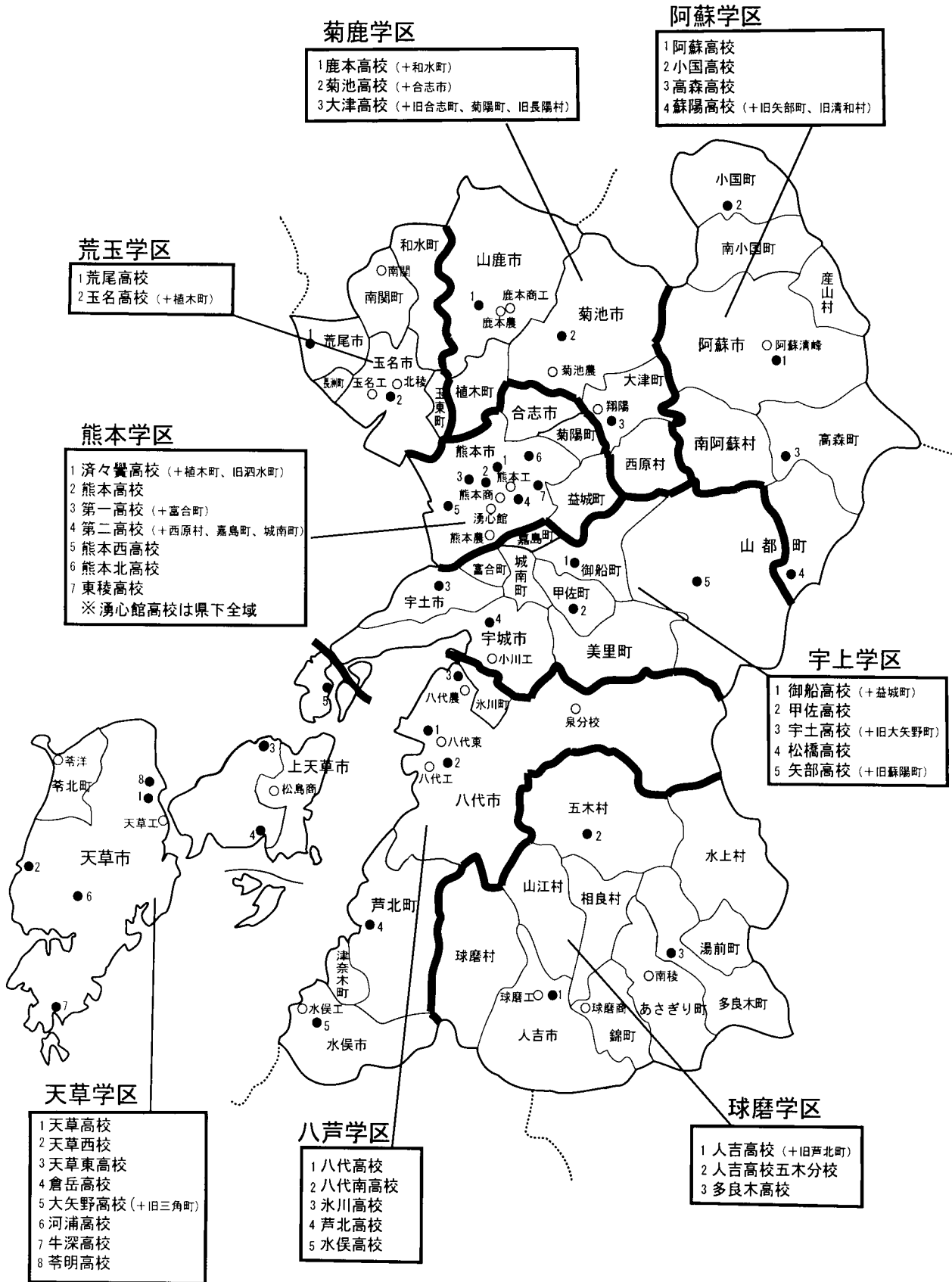
- (1) 県立高校の通学区域については、県教育委員会も参画した中で平成18年9月に策定された「熊本県新市町村合併支援プラン」では、「県立高校の通学区域、警察署の所管区域、県の出先機関の所管区域等については、対象となる市町村等の意向を踏まえ、行財政の効率性、住民の利便性、合併市町村の一体性など総合的な観点から見直しを図る」こととされている。

県教育委員会によると、この支援プランに沿って、合併した市町村については同一の学区となる方向で検討するとともに、合併前の市町村が現在通学区域(調整区域を含む)となっている高校についても、これまでの通学実績も踏まえて、合併に伴って通学できなくなることをないよう配慮する方向で検討している。

したがって、合併後も現在の通学区域である高校の調整区域として継続してもらえようように、県教育委員会に対して要望する方向とする。

- (2) 熊本市が所管している高校(必由館高校、千原台高校)については、その通学区域を熊本市として規定しているので、合併後の熊本市全域が学区となる。

【通学区域図(現行)】



() の市町村は調整区域(学区外であるが、学区内と同等の条件で当該高校への入学が認められている)

【通学区域図(見直し後)】

県北学区

- | | | |
|--------|--------------------|----------------|
| 1 荒尾高校 | 3 鹿本高校 | 6 阿蘇高校 |
| 2 玉名高校 | 4 菊池高校 (+合志市) | 7 小国高校 |
| | 5 大津高校 (+旧合志町、菊陽町) | 8 高森高校 (+旧蘇陽町) |

県央学区

- | |
|---------------------|
| 1 済々黌高校 (+植木町、旧泗水町) |
| 2 熊本高校 |
| 3 第一高校 |
| 4 第二高校 (+西原村) |
| 5 熊本西高校 |
| 6 熊本北高校 |
| 7 東稜高校 |
| 8 御船高校 |
| 9 甲佐高校 |
| 10 宇土高校 (+旧大矢野町) |
| 11 松橋高校 |
| 12 矢部高校 |
| 13 蘇陽高校 |



県南学区

- | | | | |
|---------|------------|----------|------------------|
| 1 八代高校 | 6 人吉高校 | 9 天草高校 | 13 大矢野高校 (+旧三角町) |
| 2 八代南高校 | 7 人吉高校五木分校 | 10 天草西校 | 14 河浦高校 |
| 3 氷川高校 | 8 多良木高校 | 11 天草東高校 | 15 牛深高校 |
| 4 芦北高校 | | 12 倉岳高校 | 16 芥明高校 |
| 5 水俣高校 | | | |

() の市町村は調整区域 (学区外であるが、学区内と同等の条件で当該高校への入学が認められている)

調査第4号

区役所とその権限機能 について

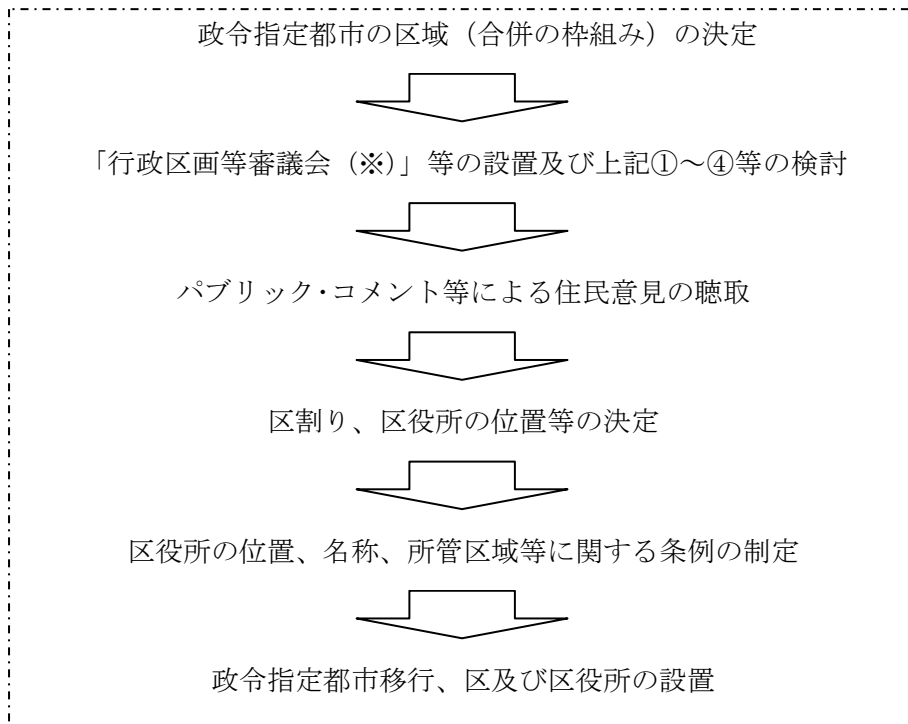
区役所とその権限機能について

○ 論 点

- (1) 「大区役所制」とした場合の具体的な機能・権限がどうなるのか。
- (2) 植木町域への区役所の設置が可能であるのか。

1 区役所について

- (1) 政令指定都市においては、地方自治法第 252 条の 20 第 1 項に基づき、区域を分けて区を設け、区役所（必要があればその出張所）を置くこととされている。
- (2) 区役所の設置に際しては、政令指定都市移行までの間に、①行政区の区割り、②行政区の名称、③区役所の位置、④区役所の機能等について決定のうえ体制を整えておく必要がある。
- (3) 区役所の設置に至るまでの一般的な手続きは以下のとおり。



※「行政区画等審議会」とは、上記①～④等を具体的に審議するため、学識経験者や市民代表、議会、行政関係者等で構成する市長の諮問機関（附属機関）

2 他都市における検討状況

(1) 行政区の区割り

① 区の規模

近年合併により政令指定都市となった他都市（静岡市、堺市、浜松市、新潟市）の状況を見ると、区の人口規模は、浜松市の天竜区の 3.8 万人から静岡市の葵区の 26.3 万人まで様々であり、5 万人～10 万人若しくは 10 万人～15 万人で 1 区を構成しているところが多くなっているが、堺市美原区（3.9 万人：旧美原町）や浜松市浜北区（8.7 万人：旧浜北市）のように旧市町村区域をもって区の区域とした例もみられる。

② 区の数

区の規模と密接に関係しており、他都市においても静岡市の3区から新潟市の8区まで様々である。最終的には、合併関係市町村の数等も勘案して決定することになる。

(2) 区役所の位置

他都市では、「行政区画等審議会」において、人口、時間距離、地域社会との整合、学区との整合等の具体的な基準を定めて、区域住民ができるだけ公平に利用でき、かつ、交通の利便性に優れた場所に設置することを原則として候補地を選定している。

なお、区役所の建物は、編入した合併関係市町村の庁舎を利用する例が多く、不足する場合に新たに建設している。

(3) 区役所の機能

区役所の機能は、市本庁の権限・機能をどれだけ区役所に移すかにより大きく異なることになる。

一般的に、法令等により区・区長が処理するとされている事務等を限定的に取り扱う場合を「小区役所制」と呼び、市本庁から多くの権限を移譲された場合を「大区役所制」と呼んでいるが、制度として定められているものではなく、機能等の基準もない。

そのため、区役所の機能等については、既存の政令市ごとに異なっている状況にある。

① 小区役所制（一般的な事例）

○ 主な所掌事務

総務 : 総合調整、庁舎管理、統計、広聴広報、地域づくり 選挙 等

税務 : 賦課、徴収 等

窓口サービス : 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録 等

社会保険 : 国民健康保険、国民年金 等

保健福祉 : 生活保護、保健福祉サービス、介護保険、衛生 等

○ メリット

- ・身近なサービスを提供しつつ、簡素で効率的な行財政運営が可能となる。
- ・多くの事務を本庁で一元的に処理するため地域格差が出にくい。

○ デメリット

- ・地域で対応できる事務が限定的となり、本庁へ行くことが多くなる。

② 大区役所制（一般的な事例）

○ 主な所掌事務

(小区役所制の所掌事務に加えて)

産業 : 農林水産振興、商工業振興、観光振興 等

土木・建築 : 道路、河川、公園、下水道等

その他 : 保健福祉センター等の専門組織の設置 等

○ メリット

- ・区役所で完結できるサービスが多くなる。
- ・区役所において多様な住民ニーズへの対応が図られるとともに、専門的なサービスの提供も可能となる。

○ デメリット

- ・組織や人員が大きくなりやすく、事務の効率化が図られにくく、人員に応じた庁舎も必要となってくる。

3 検討結果

(1) 区役所の機能・権限についての基本的な考え方

現時点で考えられる区役所の機能・権限等については、以下のとおりである。

① 基本的な方向

政令指定都市移行に伴う新たな行政区において、市民生活に密接な行政サービスを総合的に提供するとともに、個性豊かな地域づくりを支援・推進する役割を担う区役所を設置する。

加えて、一体的な市政運営と簡素で効率的な行政体制を構築することとし、もって市全体としてサービスを向上させるとともに新しい熊本づくりを積極的に進める。

② 本庁と区役所の役割分担

区役所の基本的な方向に立って本庁と区役所との役割分担について次のように整理する。

a) 本庁の役割

本庁は、全市的な計画の企画調整、事業の効率性や広域性等の観点から本庁で行うことが適当な事務、国・県との連絡調整、区役所で行う行政サービスの総括及び調整などを行う。

【本庁の主な事務として考えられるもの】

- ・ 全市的な企画調整事務
- ・ 統一的、広域的処理が必要な事務
- ・ 高度の専門的技術を要する事務及び大規模施設の設置管理
- ・ 内部管理事務 など

b) 区役所の役割

区役所は、市民に身近なところで行政サービスを提供するとともに、それぞれの地域の個性や特性に応じた地域づくりを支援・推進する役割が重要であると考えられる。また、その身近な行政サービスは、市民の居住する区に関わらず、可能な限り、いずれの区でも提供することが理想である。

【区役所の主な事務として考えられるもの】

- ・ 市民の日常生活に関わる事務
- ・ 地域振興に関する事務
- ・ 地域施設の管理
- ・ 現地性の高い社会基盤整備
- ・ 法令等により設置義務がある機関（選挙管理委員会） など

○ 区役所で行うことが考えられる具体的な業務〔行政分野別〕

《市民生活関連事務》

法令（戸籍法、住民基本台帳法、外国人登録法等）により区・区長が処理するとされている、住民票、戸籍に関する事務、外国人登録に関する事務

《税務関係事務》

個人市民税や固定資産税、軽自動車税等の賦課に関する事務、納税に関する事務、並びに証明発行に関する事務

《保健福祉関係事務》

国民健康保険、国民年金に関する申請・給付事務、生活保護や福祉サービスに関する事務（特にワンストップサービスの観点から子どもから高齢、障がいのある方が対象となる「乳幼児医療費助成」、「さくらカード」、「要介護（要支援）認定」等の申請については、区役所にて実施すべきと考えられる。）

《土木関係事務》

道路等の新設・改良・維持管理等に係る関係部署の設置について検討

《産業振興関係事務》

地域住民の意向はもとより、地域の特性や本庁と区役所の役割分担といった観点から総合的に判断していくことが必要

《その他》

社会教育関係事務や上下水道関係の事務についても区役所業務にふくめるかどうか、今後の検討が必要

③ 区役所の設置等により想定される住民にとっての効果

区役所の設置により、前述のような日常生活に関する事務や地域振興に関する事務などを行ったり、政令市への移行に伴い県から移譲された住民生活に関係の深い事務について窓口を設けたりすることにより、住民にとっても様々なメリットがあると考えられる。

- ・これまで県の関係機関への相談・申請が必要であった事務について、区役所の窓口で済ませることができるようになり利便性の向上が図られる。
- ・住民に身近な区役所において事務が行われることで、地域の実情に応じたきめ細やかなサービスが提供される。
- ・市への事務の一元化により他の機関との調整が不要となることから、迅速なサービスが提供できるようになる。

(2) 植木町として求める区役所の設置位置等

熊本市の場合、人口 70 万人を 10 万人規模に分割すると 7 区になることから、7 区以内に分割すること、区役所は既存施設を活用することを念頭に、区割りと区役所のシミュレーションを行う。

ただし、熊本市全体の区割りは、10 月に合併する 富合町や現在任意協議会での協議が行われている城南町、益城町の動向により、人口要件における影響が考えられることから、北部地区のみを検証することとした。

a) 人口規模による区割り（平成 17 年国勢調査（一部速報値）結果による）

現在の熊本市では、統計データ等を整理する場合、便宜的に 5 地区に分割しており、その例で分割すると地区別人口は以下のとおりとなる。

中央地区	142,244 人	東部地区	207,555 人
西部地区	72,644 人	北部地区	129,638 人
南部地区	117,460 人	(+植木町 30,772=160,410)	

※〔北部地区に含まれる校区〕

池田、清水、龍田、城北、高平台、楠、麻生田、武蔵、弓削、楡木、川上、西里、北部東 計 13 校区

この地区割を参考としつつ、区割りのシミュレーションを行った結果は以下のとおりである。

★ 北部地区については、植木町の追加により 16 万人を超える上、地理的一体性や交通条件を考慮した場合、分割することが適当と考えられるが、今回のシミュレーションにおいては、植木町と特に条件面での一体性を満たす旧北部町をひとつの区と仮定したうえで検証を行った。

これらの結果、旧北部町の西里・北部東・川上校区に植木町を加えた場合の北区（仮称）の人口は、57,566 人となる。

b) 区役所となる候補建築物の分析と区役所の位置

先進政令市における、区役所設置基準のおおむね共通する要件は以下のとおりである。

①交通の利便性

区民にとって交通条件のよい位置であること。時間距離 30 分以内。

②区内住民の日常生活上の利便性

他の公共施設・機関、商業サービス機能の一定の蓄積があること。オープンスペースがあること。

③用地確保の可能性

用地はゆとりある広さで、適当な規模の用地が確保できること。（注：この規定は、主として区役所の新設を念頭においたものであることに留意が必要）

④既存施設の利用

新潟市、さいたま市では、既存施設の有効利用を考慮することとされている。

⑤地域的発展の動向を予測した上で位置を決める必要がある。

以上の先行事例を参考に、④既存施設の有効利用を前提として、①交通利便性と、既存施設における②、③、⑤の要件を合わせて区役所の位置を検討することが妥当と考えられる。

★ 北区役所の検証

北区の公共施設の中では、築年数、敷地面積、建物延面積を考慮すれば、北部総合支所と植木町役場のいずれが適当か検討する必要がある。

北部総合支所と植木町役場を比較検討した結果は以下のとおり。

ア 建築物及び周辺公共施設の比較

施設名	敷地面積	建物延面積	構造	建築時期	周辺の公共施設		
北部総合支所	9,294 m ²	4,474 m ²	RC 2 階	H 元	うち公民館 590.6 m ²		
					北部武道館	1,159 m ²	
					北部体育館	3,581 m ²	1,423 m ²
植木町役場	25,253 m ²	5,988 m ²	RC 3 階	H 3	文化ホール	} 26,274 m ²	5,452 m ²
					図書館		
					中央公民館		
					かがやき館	6,487 m ²	3,516 m ²
					植木病院	15,000 m ²	15,064 m ²
					芝生広場	17,305 m ²	
					試験場跡地	30,797 m ² (76,978 m ²)	

※ 試験場跡地敷地面積は 76,978 m²であるが、植木町が取得しているのは 30,797 m²である。

植木町役場は、芝生広場、試験場跡地と広大なオープンスペースを有し、庁舎の築年数、敷地面積とも十分に要件を満たしている。

イ 交通の利便性の比較

目的地までの距離 (Km)、時間 (分) 及び公共交通機関の有無

	バス停名	植木町宮原	崇城大駅前	植木町鈴麦	熊本市昇立	熊本市役所
北部総合支所	距離	13.9	5.3	10.1	1.8	9.0
	時間	25	—	20	4	21
	公共交通	○	×	○	○	○
植木町役場	距離	9.5	9.7	7.7	6.1	13.4
	時間	17	17	18	16	37
	公共交通	○	○	○	○	○

注 1 : 距離は MapFan Web によるルート検索結果から作成した。

注 2 : 時間は路線バス及び JR の通過時刻 (予定) 表から作成した。

注 2 : 公共交通機関の有無は、出発地から目的地までバス、電車を使って無理なく行ける便が 1 日 1 本以上ある場合を○とした。この際、目的地のバス停・電停は徒歩 5 分以内程度の範囲を含めた。

植木町役場は、植木町田底地区からも 20 分程度、熊本市昇立バス停からも 20 分程度で到着可能であり、北区の地理的中心に位置する。

ウ 地域的发展の動向

小学校区単位の人口及び人口密度の推移

小学校区名	面積 (km ²)	H12国調 人口(人)	人口密度 (人/km ²)	H17国調 人口(人)	人口密度 (人/km ²)	人口増減率 (%)
北部東	3.56	8,288	2,328.1	9,171	2,576.1	10.7
西里	15.96	7,035	440.8	7,467	467.9	6.1
川上	10.12	9,418	930.6	10,156	993.7	7.8
桜井	6.64	6,400	963.9	6,409	965.2	0.1
植木	1.37	2,218	1,619.0	2,155	1,573.0	△2.8
山東	8.61	5,796	673.2	5,947	690.7	2.6
菱形	11.10	5,024	452.6	4,822	434.4	△4.0
田原	10.62	2,694	253.7	2,632	247.8	△2.3
山本	12.46	2,506	201.1	2,384	191.3	△4.9
吉松	8.84	3,705	419.1	3,487	394.5	△5.9
田底	6.17	2,892	468.7	2,936	475.9	1.5

注1:太字は、5年間での増加率が5%以上のもの。

人口密度は、旧北部町の平均が900.9人/km²(H17国調)であるのに対して、植木町の平均が467.6人/km²(H17国調)であり、現在の熊本市域に人口の集中が見られる。

また、人口の動向を見ると、旧北部町の3校区では、いずれにおいても人口の増加が見られるのに対して、植木町は減少傾向であるが、仮に合併し政令市に移行した場合には、人口の増加が植木町域へもシフトすることが期待される。

c) シミュレーション結果から見た区役所設置の可能性

先進政令市における区役所設置基準のおおむね共通する要件に照らし、①交通の利便性 ②区内住民の日常生活上の利便性 ③用地確保の可能性(注:ただし、この規定は、主として区役所の新設の場合。)④既存施設の利用 についてシミュレーションを行った結果、現在の植木町役場に区役所を設置することの妥当性が充分あると考えられ、また、⑤地域的发展の動向においては、市域の広がりとともに北区への人口の集積が期待されることから、今後は植木町に区役所を設置する方向で検討することを要望していくこととする。

なお、区役所の権限機能については、住民自治の確立を引き続き図っていくため、より多くの権限機能を持つ大区役所の設置を植木町として要望することとする。

(3) 今後の対応方針

区役所の機能・権限については、「市民に身近なところで行政サービスを提供する」、「地域づくりを支援・推進する」といった観点から、上記3の(1)のとおり整理を行っているところであるが、今後、限られた行政資源(人員、財源)による効果的・効率的な運用という観点による実行性の検証など、更に具体的な区役所のあり方について検討を進めていく必要がある。

具体的な区役所の位置については、今後『行政区画等審議会』において、エリアごとの人口・面積規模や地形・地物、あるいは通学区域・交通利便性等により検討され、「区割り」とともに答申されることとなるが、他都市においても経費の面等から区役所の建物に既存施設を活用している状況から考えて、植木町単独の区域、植木町と旧北部町の区域、人口 10 万人規模の更に広い区域など、最終的な区割り案がどのように示された場合においても、現植木町役場庁舎が植木町域を含む区の区役所の候補地として優位性をもっているものと考えられる。

したがって、法定協議会が設置された場合は、上記 3 の（2）を植木町の要望として、同協議会に報告し更に協議を行い、その結果について『行政区画等審議会』へ要望していく方向とする。

区役所の位置についての検討資料

(交通の利便性の比較関連)



調査第5号

住民自治のあり方について

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

調査項目	行政連絡機構	小項目名	行政区・区長組織等（行政連絡員制度）
調査内容	行政連絡員制度が異なっており、どのように取り扱うのか協議する。		
調査結果 (調整方針) C	植木町では嘱託員(区長)に業務を委嘱し報酬を支払っているため、熊本市の自治会制度に統合された場合の激変緩和を考慮しながら、嘱託員制度を一定期間維持し、その後熊本市の町内自治会制度へ統合する方向で検討する。 広報紙の配布方法についても、同上の取扱いとする。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	行政事務の一部を取り扱う嘱託員は設置していないが、町内自治会等として届出により市長が認めた団体として、行政事務への協力をお願いしている。 名称 町内自治会(725団体) 根拠 町内自治振興補助金交付規則に基づく届出制 区域 小学校区の一部 (80校区・725町内自治会) 任期 各自治会の規約による 職務内容 自治会による地域づくり活動の推進 報酬等 無(別途支援制度有) 行政文書の配布については別途委託契約締結 協力依頼している事務 臨時的行政文書等の配布 ほか (広報紙配布:平成20年度から業者宅配) 詳細については、別紙比較表参照	行政事務の一部(行政文書の配付及び各種周知事項等の周知伝達など)を委嘱している。 名称 嘱託員(110人) 根拠 植木町嘱託員設置規則 区域 小学校区の一部 (8校区、1地区・110地区) 任期 各行政区の規約による 職務内容 1) 各種行事、その他町からの通知の伝達及び広報 2) 各種調査及び調査事項の報酬 3) 税に関する資料等の配布並びに納税思想の普及 4) 町と地域の連絡調整 依頼している事務 行政文書等(広報紙含む)の配付 ほか 詳細については、別紙比較表参照
相 違 点 と 課 題	行政文書の配布などの行政事務の一部の取扱いについては、植木町では、各行政区の区長を嘱託員として委嘱し、熊本市では嘱託員は設置しておらず、町内自治会に対し、協力を依頼している。また、広報紙の配布については、熊本市では業者に委託している。なお、熊本市では町内自治会に対し補助金を交付し住民自治活動を支援している。よって、報酬を支払っている嘱託員制度との調整が必要である。	

行政区・区長組織等の比較

	熊 本 市	植 木 町
名 称	町内自治会 (町内自治会長)	嘱託員 (区長が嘱託員を兼ねる)
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活安全に関する活動 (交通安全、防犯防火等) ・ 社会福祉に関する活動 (独居老人訪問、給食サービス) ・ 生活環境の整備に関する活動 (町内清掃、害虫駆除、廃品回収等) ・ 親睦活動 (スポーツ大会、あいさつ運動、夏祭り等) ・ 文化活動 (文化祭、バザー、広報誌作成) ・ 各種団体の活動への協力等 (社会福祉協議会、体育協会、 交通安全協会等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活安全に関する活動 (交通安全、防犯防災等) ・ 生活環境の整備に関すること (町内清掃、資源ごみ収集等) ・ 親睦活動 (スポーツ大会、夏祭り等) ・ 各種団体の活動への協力等 (社会福祉協議会、交通安全協会等)
組織の長又は 嘱託員に依頼 する事務	<p>1. 協力を依頼している業務 (手当等なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市の各種行事、事業への参加 ②各種委員推薦 (民生委員、国勢調査委員等) ③公共行事への協力(境界立会い等) ④ごみ置き場管理、ごみ減量化の推進 ⑤交通安全運動、防犯運動協力等 ⑥行政文書等(広報紙除く)の配布 	<p>1. 嘱託員に依頼している業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①各種行事、その他町からの通知の伝達及び広報 ②各種調査及び調査事項の報告 ③税に関する資料等の配布並びに納税思想の普及 ④町と地域の連絡調整 <p>2. 協力を依頼している業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①町の各種行事、事業への参加 ②各種委員の推薦(民生委員等) ③公共行事への協力(境界立会い等) ④ごみ置き場管理、ごみ減量化の推進 ⑤交通安全、防犯運動協力等

	熊 本 市	植 木 町
根 拠	町内自治振興補助金交付規則に基づく届出制	植木町嘱託員設置規則
区 域	725町内自治会	110行政区 23行政連絡区
報 酬	無 (各世帯からの町費の中から会長手当を支給している町内自治会が大部分)	平等割 50戸以下 年額 78,000円 51~150戸まで " 93,000円 151戸以上 " 104,000円 戸数割 50戸以下 1戸当り年額 2,300円 51~150戸まで " 2,600円 151戸以上 " 2,700円 ※20年度改正 平等割 50戸以下 年額 62,000円 51~150戸まで " 74,000円 151戸以上 " 83,000円 戸数割 1戸当り 年額 2,000円
財政的支援等	町内自治振興補助金 (自治会運営費の一部として助成) 均等割 ・200世帯以下 年額60,000円 ・201~400世帯 年額65,000円 ・401~800世帯 年額70,000円 ・801世帯以上 年額75,000円 世帯割 年額600円/世帯 (平成20年度から) 熊本市防犯灯補助金(維持管理) ・4/1までに設置 年額2,000円/1灯 ・4/2~6/30までに設置 1,500円 ・7/1~9/30までに設置 1,000円 ・10/1~12/31までに設置 500円 (設置補助) 地区防犯協会1/2補助	行政連絡費補助金(110行政区) 予算額 624千円 行政連絡区補助金(23行政連絡区) 予算額 1,150千円 (1戸当り 2,300円) 街路灯維持費補助金 予算額 840千円 防犯灯設置、修繕費 予算額 1,550千円 電気料等は行政区払い

調査第6号

税・使用料・手数料について

- (1) 都市計画税・事業所税
- (2) その他の地方税
- (3) 使用料及び手数料等

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

調査項目	地方税	小項目名	都市計画税
調査内容	都市計画税の課税についてどのように取り扱うのか。		
調査結果 (調整方針)	<p>熊本市の制度に統合する方向で検討する。</p> <p>植木町において都市計画税は課税されていないが、仮に合併し政令指定都市に移行した場合、市街化区域に指定された部分については課税対象となる。現在の区画整理事業区域内においても同様の取扱いである。そのため、合併特例法第16条第1項の規定に留意しつつ合併後一定期間の激変緩和・経過措置等について検討する。</p>		

制 度 比 較								
	熊 本 市	植 木 町						
市 町 別 内 容	<p>○納税義務者 市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者</p> <p>○税率 0.2%</p> <p>○課税標準 固定資産の基準年度の価格(土地・家屋)</p> <p>○納期 4期課税、固定資産税と同じ</p> <p>○税収額</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成17年度決算</td> <td style="text-align: right;">5,087,905 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成18年度決算</td> <td style="text-align: right;">4,864,697 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成19年度予算</td> <td style="text-align: right;">4,895,000 千円</td> </tr> </table>	平成17年度決算	5,087,905 千円	平成18年度決算	4,864,697 千円	平成19年度予算	4,895,000 千円	課税なし
平成17年度決算	5,087,905 千円							
平成18年度決算	4,864,697 千円							
平成19年度予算	4,895,000 千円							
相 違 点 と 課 題	<p>植木町において都市計画税は課税されていない。 (導入時期及び課税対象等については現在検討中)</p>							

**熊本市・植木町合併問題調査研究会
事務事業調査票**

作業部会名： 企画財政部会

調査項目	地方税	小項目名	事業所税
調査内容	事業所税についてどのように取り扱うのか。		
調査結果 (調整方針) B	熊本市の制度に統合する方向で検討する。ただし、合併特例法第16条第1項の規定に留意しつつ、激変緩和・経過措置等について検討する。		

制 度 比 較			
		熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	○課税対象	<ul style="list-style-type: none"> ・資産割 市内にある所有又は借受で事業所用家屋の総延床面積が1,000㎡を超える事業所 ・従業者割 市内の合計従業者数が100人を超える事業所 	※該当なし
	○税率	<ul style="list-style-type: none"> ・資産割 1㎡につき600円 ・従業者割 従業者給与総額の0.25% 	
	○税収額	平成17年度決算 1,863,153千円 平成18年度決算 1,877,865千円 平成19年度予算 1,855,000千円	
相 違 点 と 課 題		<ul style="list-style-type: none"> ・熊本市は課税団体であり、植木町は課税団体でない。 ・合併後は植木町域も課税区域となり、該当する事業所については税負担の増加が生じることとなる。 	

**熊本市・植木町合併問題調査研究会
事務事業調査票**

作業部会名： 企画財政部会

調査項目	地方税	小項目名	法人市（町）民税
調査内容	税率についてどのように取り扱うのか。		
調査結果 (調整方針)	熊本市の制度に統合する方向で検討する。ただし、合併特例法第16条第1項の規定に留意しつつ、激変緩和・経過措置等について検討する。		
C			

制 度 比 較			
熊 本 市		植 木 町	
市 町 別 内 容	○税率	制限税率	○税率
	・均等割	制限税率(14.7%)	・均等割
	・法人税割		・法人税割
			標準税率 超過税率(14.5%)
○納税義務者数		○納税義務者数	
・均等割	22,588 (H18 課税状況調)	・均等割	799 (H18 課税状況調)
・法人税割	22,441 (H18 課税状況調)	・法人税割	798 (H18 課税状況調)
○税収額		○税収額	
平成17年度決算	9,713,760 千円	平成17年度決算	294,154 千円
平成18年度決算	10,059,486 千円	平成18年度決算	367,535 千円
平成19年度予算	10,283,000 千円	平成19年度予算	229,000 千円
相 違 点 と 課 題	均等割の税率については、熊本市は制限税率を、植木町は標準税率を採用している。法人税割については、熊本市は制限税率 14.7%、植木町は超過税率 14.5%を採用している。合併後は税率の統合が必要となるが、熊本市の税率とした場合、植木町において税負担の増加が生じる。		

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

調査項目	地方税	小項目名	個人市（町）民税
------	-----	------	----------

調査内容	個人市(町)民税の課税の取扱いについて
調査結果 (調整方針) A	熊本市の制度に統合する方向で検討する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	○税率 ・均等割 標準税率（3,000円/年） ・所得割 標準税率（6%）	○税率 ・均等割 標準税率（3,000円/年） ・所得割 標準税率（6%）
	○納税義務者 ・納税義務者数 （均等割） 295,878人(H18)、298,485人(H19) （所得割） 275,152人(H18)、276,910人(H19)	○納税義務者 ・納税義務者数 （均等割） 13,722人(H18)、13,765人(H19) （所得割） 11,868人(H18)、11,882人(H19)
	○非課税基準 ・均等割 所得金額 ≤ 31.5万円 × (扶養数 + 1) + 加算額 18.9万円 ・所得割 所得金額 ≤ 35万円 × (扶養数 + 1) + 加算額 32万円	○非課税基準 ・均等割 所得金額 ≤ 28万円 × (扶養数 + 1) + 加算額 16.8万円 ・所得割 所得金額 ≤ 35万円 × (扶養数 + 1) + 加算額 32万円
	○納期 ・（普通徴収の場合）4期で課税徴収	○納期 ・（普通徴収の場合）4期で課税徴収
	○税収額 平成17年度決算 26,248,208千円 平成18年度決算 28,275,446千円 平成19年度予算 34,054,000千円	○税収額 平成17年度決算 711,911千円 平成18年度決算 763,462千円 平成19年度予算 1,002,900千円
相違点と課題	税率については、均等割、所得割とも税率は同じであるが、均等割の非課税基準額については、植木町の方が低いため、低い所得から課税される。	

参考資料

熊本市の下水道事業会計の決算状況

○収益的収支

(単位 千円:税抜き)

	平成18年度	平成19年度
1 収益	16,527,954	16,730,788
(1) 営業収益	11,961,353	11,871,870
(2) 営業外収益	4,539,939	4,661,465
(3) 特別利益	26,662	197,453
2 費用	17,211,843	16,119,959
(1) 営業費用	11,611,262	10,730,962
うち減価償却費	6,626,973	5,654,694
(2) 営業外費用	5,572,078	5,340,384
(3) 特別損失	28,503	48,613
3 当年度純利益	△ 683,889	610,829
減価償却費を除いた場合	5,943,084	6,265,523

○資本的収支

(単位 千円:税抜き)

	平成18年度	平成19年度
1 資本的収入	9,576,622	23,492,070
(1) 企業債	5,511,400	19,384,700
(2) 補助金	3,745,529	3,914,753
(3) 負担金及び分担金他	319,693	178,993
(4) 固定資産売却代金		13,624
2 資本的支出	13,760,068	27,554,602
(1) 建設改良費	5,202,931	8,228,717
(2) 企業債償還金	8,557,137	19,325,885
3 資本的収支不足額	4,183,446	4,062,532
※ 減価償却費を除いた収益的 収支と資本的収支の合計	1,759,638	2,202,991

植木町の公共下水道特別会計

(単位:千円、%)

区 分		H15	H16	H17	H18
資本的 収支	資本的収入	126,683	306,872	358,810	442,885
	地方債	93,900	216,700	162,900	230,900
	国庫補助金	13,000	63,600	165,400	198,000
	他会計繰入金		22,373	20,670	6,100
	資本的支出	124,683	298,282	362,317	447,329
	建設改良費	124,683	298,282	362,317	447,329
	地方債償還金	0	0	0	0
収支差引	2,000	8,590	△3,507	△4,444	
実質収支	0	790	984	△3,460	

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

調査項目	地方税	小項目名	固定資産の概要（その1）
調査内容	固定資産税の賦課事務について、どのように取り扱うのか。		
調査結果 （調整方針） A	熊本市の制度に統合する方向で検討する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>○納税義務者 固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者</p> <p>○税率 標準税率（1・4％）</p> <p>○課税標準 固定資産の基準年度の価格（土地、家屋、償却資産）</p> <p>○納期 4期（5月、7月、9月、12月）</p> <p>○納税通知書 1期～4期までの通知書を送付</p> <p>○納付書 納税通知書に添付して送付 なお、九州外の納税義務者に対しては郵便振替用紙を同封</p> <p>○課税明細書 納税通知書に添付して送付 物件数が20件を超えるものは別送</p>	<p>○納税義務者 固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者</p> <p>○税率 標準税率（1・4％）</p> <p>○課税標準 固定資産の基準年度の価格（土地、家屋、償却資産）</p> <p>○納期 4期（5月、8月、11月、1月）</p> <p>○納税通知書 1期～4期までの通知書を送付</p> <p>○納付書 納税通知書に添付して送付 なお、九州外の納税義務者に対しては郵便振替用紙を同封</p> <p>○課税明細書 納税通知書に添付して送付</p>
相 違 点 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税率については、均等割、所得割とも税率は同じである。 ・ 納期に差異がある。 ・ 納税通知書及び課税明細書の様式に差異がある。 	

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

調査項目	地方税	小項目名	固定資産の概要（その2）
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・不均一課税及び課税免除について、どのように取り扱うのか。 ・固定資産の評価方法について、どのように取り扱うのか。 		
調査結果 (調整方針) C	<ul style="list-style-type: none"> ・不均一課税・課税免除については、熊本市の制度に統合する方向で検討する。この場合において、合併特例法第16条第1項の規定に留意しつつ、経過措置についても検討する。なお、植木町税特別措置条例による課税免除について、経済振興部会と調整する。 ・固定資産の評価方法については、将来的に熊本市の制度に統合する方向で検討する。 		

制 度 比 較														
	熊 本 市	植 木 町												
市 町 別 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○不均一課税（根拠 熊本市税条例第41条の2） <ul style="list-style-type: none"> ・都市再開発法の規定によるもの 税率0.94% ・国際観光ホテル整備法の規定によるもの 税率0.7% ただし、いずれも新たに課税されることとなった年度から5年間適用する。 ○課税免除（根拠 熊本市税条例第37条） <ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法による史跡等 ○課税台帳・各種様式 電算による ○土地評価方法 路線価方式 ○家屋の分担評価 床面積 300㎡以上の非木造家屋（軽量鉄骨造を除く） …熊本県 上記以外の家屋…熊本市 ○税収額 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成17年度決算</td> <td style="text-align: right;">36,396,631千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成18年度決算</td> <td style="text-align: right;">34,995,951千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成19年度予算</td> <td style="text-align: right;">35,654,000千円</td> </tr> </table> 	平成17年度決算	36,396,631千円	平成18年度決算	34,995,951千円	平成19年度予算	35,654,000千円	<ul style="list-style-type: none"> ○不均一課税 なし ○課税免除（根拠 植木町税特別措置条例） <ul style="list-style-type: none"> ・農村地域工業等導入促進法の規定によるもの 新たに課税される年度から3年間適用する。 ○課税台帳・各種様式 電算による ○土地評価方法 路線価方式・状況類似方式の併用 ○家屋の分担評価 非木造家屋（軽量鉄骨造専用住宅を除く）…熊本県 上記以外の家屋…植木町 ○税収額 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成17年度決算</td> <td style="text-align: right;">1,298,748千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成18年度決算</td> <td style="text-align: right;">1,240,363千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成19年度予算</td> <td style="text-align: right;">1,266,410千円</td> </tr> </table> 	平成17年度決算	1,298,748千円	平成18年度決算	1,240,363千円	平成19年度予算	1,266,410千円
平成17年度決算	36,396,631千円													
平成18年度決算	34,995,951千円													
平成19年度予算	35,654,000千円													
平成17年度決算	1,298,748千円													
平成18年度決算	1,240,363千円													
平成19年度予算	1,266,410千円													
相 違 点 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・不均一課税・課税免除について差異がある。 ・土地の評価方法及び家屋の評価分担に差異がある。 													

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

調査項目	地方税	小項目名	入湯税
調査内容	入湯税についてどのように取り扱うのか。		
調査結果 (調整方針) A	熊本市の制度に統合する方向で検討する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	植 木 町	
市 町 別 内 容	○税率 1人1日150円	○税率 1人1日150円 日帰り1人70円	
	○免税点 1,500円 (食事代、マッサージ代等を含む。)	○免税点 日帰りの入湯客で、入湯料金が1人360円以下	
	○特別徴収義務者 12人 ・ 鉱泉浴場の経営者 ・ 鉱泉浴場経営者以外の者で市長が指定したもの	○特別徴収義務者 22人 ・ 鉱泉浴場の経営者	
	○課税免除 ・ 年齢12歳未満の者 ・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・ 修学旅行に参加する者 ・ 簡素、低廉等の施設に入湯する者 ・ 地方団体等の設置する施設に入湯する者	○課税免除 ・ 年齢12歳未満の者 ・ 日帰りの入湯客で、入湯料金が1人360円以下の者 ・ 地域住民の福祉の向上を図るため町及び社会福祉法人等がもっぱら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設において入湯する者 ・ 学校教育上の見地から行われる行事において入湯する者	
	○税収額 平成17年度決算 19,257千円 平成18年度決算 15,681千円 平成19年度予算 14,000千円	○税収額 平成17年度決算 7,066千円 平成18年度決算 7,109千円 平成19年度予算 8,500千円	
相 違 点 と 課 題	税率、免税点、課税免除の範囲、特別徴収義務者を指定できることに相違があり、制度を統一する必要がある。		

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

調査項目	国民健康保険事業	小項目名	国保料(税)率等
調査内容	保険料算定において、低所得者層で植木町が高くなるため調整が必要		
調査結果 (調整方針) C	国保料(税)率については、一定の負担調整期間を設けることとし、その後熊本市の制度に統合する方向で検討する。徴収方式については、合併年度の次年度から熊本市の制度に統合する方向で検討する。		

制 度 比 較								
熊 本 市				植 木 町				
市 町 別 内 容	1 平成19年度税率等				1 平成19年度税率等			
	区分	医療分	介護分		区分	医療分	介護分	
	・所得割	10.4/100	1.9/100		・所得割	8.80/100	1.10/100	
	・資産割	—	—		・資産割	—	—	
	・均等割	33,450 円	13,400 円		・均等割	25,000 円	11,000 円	
	・平等割	25,800 円	—		・平等割	30,000 円	—	
	・賦課限度額	56 万円	9 万円		・賦課限度額	56 万円	9 万円	
	2 平成20年度税率等				2 平成20年度税率等			
	区分	医療分	後期分	介護分	区分	医療分	後期分	介護分
	・所得割	8.3/100	2.1/100	1.9/100	・所得割	7.3/100	2.0/100	1.5/100
・均等割	26,450 円	7,000 円	13,400 円	・均等割	25,000 円	9,000 円	11,000 円	
・平等割	20,100 円	5,700 円	—	・平等割	30,000 円	—	—	
・賦課限度額	47 万円	12 万円	9 万円	・賦課限度額	47 万円	12 万円	9 万円	
加入者数 241,273 人(132,339 世帯) (H19.12 末)				加入者数 13,517 人(6,165 世帯) (H19.12 末)				
3 徴収の方式「料方式」				3 徴収の方式「税方式」				
4 納期 6月～翌3月 10期 (H20年度～)				4 納期 4月～翌1月 10期				
平成17年度決算		18,650,643 千円		平成17年度決算		961,040 千円		
平成18年度決算		20,088,421 千円		平成18年度決算		920,106 千円		
平成19年度予算		21,295,588 千円		平成19年度予算		1,009,693 千円		
相 違 点 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・国保料(税)率が、全体としては熊本市が高く設定されているが、所得及び家族構成によっては、植木町が高くなる場合もある。 ・徴収の方式は、熊本市は「料」、植木町は「税」 							

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

調査項目	介護保険事業	小項目名	介護保険料
調査内容	基準額及び所得段階が異なるため、どのように取り扱うのか。		
調査結果 (調整方針) C	第4期介護保険事業計画（平成21年度～23年度）期間中は現状のままとし、第5期介護保険事業計画（平成24年度～26年度）から熊本市の制度に統合する方向で検討する。		

制 度 比 較				
	熊 本 市	植 木 町		
市 町 別 内 容	1.基準額 年額 55,200 円(月 4,600 円)		1.基準額 年額 55,800 円(月 4,650)	
	2.保険料率		2.保険料率	
	所得段階	対象になる方	所得段階	対象になる方
	第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯	第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯
	第2段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下	第2段階	住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下
	第3段階	住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない	第3段階	住民税非課税世帯で第1・第2段階に該当しない
	第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税	第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は非課税
	第5段階	本人が住民税課税で、所得金額が 200 万円未満	第5段階	本人が住民税課税で、所得金額が 200 万円未満
	第6段階	本人が住民税課税で、所得金額が 200 万円以上 400 万円未満	第6段階	本人が住民税課税で、所得金額が 200 万円以上
	第7段階	本人が住民税課税で、所得金額が 400 万円以上		
	平成 20 年度激変緩和措置の継続有無・・・有		平成 20 年度激変緩和措置の継続有無・・・有	
	歳入予算 平成 17 年度決算 5,580,694 千円 平成 18 年度決算 6,659,987 千円 平成 19 年度予算 6,678,239 千円		歳入予算 平成 17 年度決算 289,035 千円 平成 18 年度決算 372,966 千円 平成 19 年度予算 382,439 千円	
相違点と課題	基準額及び所得段階が異なるため協議が必要。			

**熊本市・植木町合併問題調査研究会
事務事業調査票**

作業部会名： 子ども未来部会

調査項目	各種福祉制度	小項目名	保育料
------	--------	------	-----

調査内容	保育料金額について、どのように取り扱うのか。
調査結果 (調整方針) A	熊本市の保育料に統合する方向で検討する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>○保育園数</p> <p>公立 19園 私立 113園</p> <p>○広域入所(H19.4.1)</p> <p>植木町へ委託 25人 植木町より受託 0人</p> <p>○保育料</p> <p>※基準額比較表 別紙のとおり</p> <p>○保育料の決算・予算額</p> <p>平成17年度決算 2,912,035千円 平成18年度決算 2,954,934千円 平成19年度予算 3,026,500千円</p>	<p>○保育園数</p> <p>公立 4園 私立 7園</p> <p>○広域入所(H.19.4.1 現在)</p> <p>熊本市へ委託 0人 熊本市より受託 25人</p> <p>○保育料</p> <p>* 保育料基準額比較表 別紙のとおり</p> <p>○保育料の決算・予算額</p> <p>平成17年度決算 271,857千円 平成18年度決算 265,846千円 平成19年度予算 218,031千円</p>
相 違 点 と 課 題	<p>保育料金額と階層区分について</p> <p>保育料全般では、熊本市の方が植木町より低く(安く)設定されているが、階層区分(定義)の分け方で、単純に比較すると熊本市が8階層で植木町が23階層ある。また年齢区分についても、熊本市は2区分で植木町は3区分に分かれている。その点(箇所)で、一部に保育料が逆転しているところがある。</p>	

保育料基準額比較表

(単位：人、円)

熊本市					
階層区分	各月初日の児童の属する世帯の階層区分 定義	3歳未満児 徴収金 基準額	3歳以上児 徴収金 基準額	同時に2人以上 入所している者 の減額規定	児童数 (H18.4.1)
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0		68
第2階層	第1階層及び第4-1階層から第7階層までを除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯 市町村民税 非課税世帯	4,500	3,000	保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人)以外の児童は、徴収金基準額の2分の1の額とし、3人目以降の児童については無料	母子等 1,250 934
第3階層	市町村民税 課税世帯	11,500	8,200		1,712
第4-1階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	18,000円未満	16,000	12,500	854
第4-2階層		18,000円以上 72,000円未満	25,500	22,000	2,161
第5階層		72,000円以上 180,000円未満	34,500	29,000	2,562
第6階層		180,000円以上 459,000円未満	47,000	30,000	2,133
第7階層		459,000円以上	51,000	32,000	908
計					12,582

植木町							
階層区分	各月初日の児童の属する世帯の階層区分 定義	3歳未満児 徴収金 基準額	3歳(以上)児 徴収金 基準額	4歳児以上 徴収金 基準額	同時に2人以上 入所している者 の減額規定	児童数 (H18.4.1)	
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0			1	
第2階層	第1階層及び第4階層から第7階層までを除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯 市町村民税 非課税世帯	0	0			66	
第3階層	市町村民税 課税世帯	均等割のみ	母子等	15,400	12,400	9	
		一般	母子等	16,400	13,400	60	
		所得割	母子等	17,400	14,400	8	
		所得割	一般	18,400	15,400	32	
		所得割	母子等	18,400	15,400	3	
		所得割	一般	19,400	16,400	61	
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	4,000円未満		23,000	20,200	15	
		4,000円以上 12,000円未満		25,200	22,400	32	
		12,000円以上 20,000円未満		27,200	24,600	34	
		20,000円以上 72,000円未満		30,000	27,000	145	
		72,000円以上 90,000円未満		32,000	29,000	28,000	42
		90,000円以上 130,000円未満		39,000	34,600	28,400	71
		130,000円以上 160,000円未満		40,800	''	''	56
		160,000円以上 180,000円未満		44,000	''	''	21
		180,000円以上 230,000円未満		44,000	''	''	40
		230,000円以上 270,000円未満		47,000	''	''	31
		270,000円以上 420,000円未満		49,200	''	''	55
		420,000円以上 459,000円未満		50,200	''	''	9
		459,000円以上 580,000円未満		50,200	''	''	10
580,000円以上		54,400	''	''	13		
計					886		

児童の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する世帯で、この表の第2階層に属するものは第1階層にあたるものとみなす。

- (1) 配偶者のいない女子で、現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる世帯
- (2) 次に掲げる児(者)を有する世帯
 - ア 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた者
 - イ 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の生涯基礎年金等の受給者
 - ウ 生活保護法の要保護の状態にあると認められる世帯等で、当該世帯の申請に基づき、市長が認めたもの

※ 国階層第2から国階層第7までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄より計算して得た額をその児童の徴収金(保育料)の額とする。ただし、熊本県母子世帯子育て支援事業の対象児童が保育所に入所している世帯(第7階層に属する世帯を除く。)で、第3子以降の3歳未満児が保育所に1人入所している世帯については徴収金額の2分の1を、また、第3子以降の3歳未満時も含め2人入所している場合は、国基準で2分の1に軽減されている児童の徴収金額の2分の1を、児童が3人以上入所している世帯にあっては、国基準で10分の1に軽減されている児童の徴収金額の全額を軽減する。

第1欄	第2欄
ア 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	保育所徴収金(保育料)額表に定める額
イ 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所しているア以外の児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	保育所徴収金(保育料)額表×0.5
ウ 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している上記以外の児童	保育所徴収金(保育料)額表×0.1

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 建設部会

調査項目	建設関係事業	小項目名	市（町）営住宅使用料の算定
調査内容	住宅使用料算定係数の格差及び住宅使用料の調整について、どのように取り扱うのか。		
調査結果 (調整方針) E	熊本市の制度に統合する方向で検討する。ただし、植木地域において家賃の増加が見込まれるため、どの程度上昇するか算定し、利便性係数での調整を図る方向で検討する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>1.使用料(家賃)の算定 使用料＝家賃算定基礎額 ×市町村立地係数 ×規模係数 ×経過年数係数 ×利便性係数</p> <p>2.家賃算定基礎額：公営住宅法で定める額</p> <p>3.市町村立地係数：国土交通大臣が定める値 0.95</p> <p>4.規模係数：公営住宅施行令で定める値</p> <p>5.経過年数係数：公営住宅施行令で定める値</p> <p>6.利便性係数：事業主体が定める値 熊本市における利便性係数設定は次のとおり 利便性係数＝1－(地域要因+設備要因) 地域要因＝0.2*(1-Log10Ln/Log10Lh) Ln 当該住宅の固定資産税評価額(㎡/円) Lh 固定資産税評価額(㎡/円)の最高額 設備要因 風呂設備 0.05 給湯設備 0.05</p>	<p>1.使用料(家賃)の算定 使用料＝家賃算定基礎額 ×市町村立地係数 ×規模係数 ×経過年数係数 ×利便性係数</p> <p>2.家賃算定基礎額：公営住宅法で定める額</p> <p>3.市町村立地係数：国土交通大臣が定める値 0.7</p> <p>4.規模係数：公営住宅施行令で定める値</p> <p>5.経過年数係数：公営住宅施行令で定める値</p> <p>6.利便性係数：事業主体が定める値 植木町における利便性係数設定は次のとおり 利便性係数＝1－(地域要因+設備要因) 地域要因＝0.2*(1-Log10Y/Log10X) Y 当該住宅の固定資産税評価相当額(㎡/円) X 固定資産税評価額(㎡/円)の最高額 設備要因 風呂設備 0.05 給湯設備 0.05 ○小集落改良住宅については、家賃一律 2,000 円</p>
相 違 点 と 課 題	<p>・立地係数・利便性係数については、いずれも熊本市が高いので、同じ規模・年数であれば熊本市の使用料が高い。</p>	

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 建設部会

調査項目	下水道事業	小項目名	下水道使用料
調査内容	下水道使用料の料金体系・併用世帯(水道水・井戸水等)についてどのように取り扱うのか。		
調査結果 (調整方針)	熊本市の制度に統合する方向で検討する。		
A			

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>1.使用料金(消費税含む)</p> <p>(1)水道水及び営業用井戸水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 10 m³まで 990 円 (従量料金 1 m³につき) ・11 m³～20 m³ 125 円 ・21 m³～50 m³ 165 円 ・51 m³～200 m³ 200 円 ・201 m³～500 m³ 240 円 ・501 m³～2,000 m³ 280 円 ・2,001 m³以上 325 円 <p>(例)20 m³使用の場合 2,240 円</p> <p>(2)一般家庭用の井戸水又は温泉水 1世帯につき 1,700 円</p> <p>(3)一般公衆浴場 12 円/m³</p> <p>2.使用料の徴収及び納入方法</p> <p>(1)水道料金と同時に水道局徴収 奇数・偶数月検針 → 毎月徴収 口座振替・納付書払い</p> <p>(2)井戸水分 下水道総務課で徴収 一般家庭用 → 奇数月徴収 事業用 → 毎月徴収 口座振替・納付書払い</p> <p>(3)水道水と井戸水等との併用 水道水と井戸水又は温泉水などを併せて使用される場合、汚水の種類別に算定して徴収</p>	<p>1.使用料金(消費税含む)</p> <p>(1)水道水及び営業用井戸水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 8 m³まで 1,470 円 (従量料金 1 m³につき) ・9 m³～ 180 円 <p>(例)20 m³使用の場合 3,630 円</p> <p>(2)一般家庭用の井戸水</p> <ul style="list-style-type: none"> 1人世帯 1,470 円 2人世帯 2,940 円 3人世帯 4,410 円 4人世帯 5,880 円 <p>6人を超える世帯については、1人につき735円を加算する。</p> <p>世帯員の確認は、住民基本台帳によるものとし、その基準日は毎月1日とする。</p> <p>※ 平成20年4月1日制定</p> <p>2.使用料の徴収及び納入方法</p> <p>(1)水道料金と同時に水道班で徴収 一般家庭用 → 毎月徴収 事業用 → 毎月徴収 口座振替・納付書払い</p> <p>(2)井戸水分 下水道課で徴収 一般家庭用 → 毎月徴収 事業用 → 毎月徴収 口座振替・納付書払い</p> <p>(3)水道水と井戸水等との併用 一般家庭の井戸水に同じ</p>

<p>3.メーター検針方法</p> <p>(1)水道水は水道局が検針 奇数・偶数月検針</p> <p>(2)事業用井戸水は下水道技術センターに検針委託 2ヶ月検針(奇数月・偶数月) 事業者報告(毎月・奇・偶月)</p> <p>4.井戸水のメーター設置</p> <p>(新規) 事業所の量水器の設置は基本的には、事業所、やむを得ない場合は市が設置</p> <p>(取替) 量水器の有効期限(計量法により8年)の到来による量水器の取替は、市が実施 * 家庭用は、定額制のためメーター設置不要</p> <p>5.データ処理</p> <p>市独自電算システム(富士通)</p> <p>平成17年度決算 11,017,096千円 平成18年度決算 11,208,455千円 平成19年度予算 11,256,036千円</p>	<p>3.メーター検針方法</p> <p>(1)水道水は水道班が検針 毎月検針</p> <p>(2)井戸水は定額制の為検針なし ただし、量水器を設置されたときは下水道班が検針 毎月検針</p> <p>4.井戸水のメーター設置</p> <p>(新規) 家庭及び事業所の量水器の設置は基本的には、使用者、必要があると認めるときは町が設置</p> <p>(取替) 量水器の有効期限(計量法により8年)の到来による量水器の取替は、町が実施</p> <p>5.データ処理</p> <p>町独自電算システム(RKKコンピュータ)</p> <p>平成17年度決算 362,316千円 平成18年度決算 447,329千円 平成19年度予算 449,000千円</p>
<p>相違点と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・料金体系については、従量制の場合、一般家庭用世帯の小口使用者は熊本市が低額であるが、使用量143 m³/月以上の事業所等の大口使用者は熊本市が高額に設定されている。 ・一般家庭用の井戸水の場合、熊本市が低額に設定されている。 ・併用世帯(水道水及び井戸水等)については熊本市は汚水の種別ごとに算定を行っているが、植木町は一般家庭用の井戸水だけで算定を行っている。

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 建設部会

調査項目	下水道事業	小項目名	受益者負担金
調査内容	受益者負担金の算定方法について		
調査結果 (調整方針) A	熊本市の制度に統合する方向で検討する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	植 木 町	
市 町 別 内 容	<p>1.受益者負担金額 200 円/㎡</p> <p>2.施行年月日 S51 年 4 月 1 日</p> <p>3.負担金の徴収猶予の有無 有り</p> <p>4.負担金の減免制度の有無 有り</p> <p>5.納入方法 ①最寄の金融機関(分割払いのみ口座振替は有り) ②一括納付及び 3 年間×年 4 回(8・10・12・2 月)の分割均等払い有り ③一括納付の報奨金制度無し</p> <p>6.データ処理 市独自電算システム(富士通)</p> <p>平成 17 年度決算 197,357 千円 平成 18 年度決算 303,160 千円(一括調定のため) 平成 19 年度予算 198,000 千円</p>	<p>1.受益者負担金額 一般世帯は均等割 171,000 円 事業所等においては、算定人槽が 10 人槽まで 171,000 円 11 人槽以上については、171,000 円に 10 人を越えた分に応じて、 11 人槽～50 人槽まで 10,000 円 51 人槽～100 人槽まで 5,000 円 101 人槽～500 人槽まで 3,000 円 501 人槽以上 2,000 円 上記の段階に応じた単価を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>2.施行年月日 H20 年 4 月 1 日</p> <p>3.負担金の徴収猶予の有無 有り</p> <p>4.負担金の減免制度の有無 有り</p> <p>5.納入方法 ①金融機関 ②一括納付及び 3 年間×年 1 回(10 月)の分割 ③一括納付の報奨金制度なし</p> <p>6.データ処理 町独自電算システム(RKK コンピューター)</p> <p>平成 19 年度予算 0 千円(未供用のため)</p>	
相 違 点 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・負担金額の算定方法について熊本市は土地の面積割であり、植木町は戸割(人槽換算)である。 ・土地の面積 8 5 4 ㎡以下は熊本市が安く、8 5 6 ㎡以上は植木町が安くなる。 		

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 水道部会

調査項目	水道関係事業	小項目名	簡易水道使用料
調査内容	植木町の簡易水道事業と熊本市の上水道事業の水道料金統合の時期を協議したい。		
調査結果 (調整方針)	熊本市の料金体系に統合する方向で検討する。		
A			

制 度 比 較											
	熊 本 市				植 木 町						
市 町 別 内 容	今現在、簡易水道事業はない。				簡易水道料金(消費税込み) ※平成 19 年度まで						
	上水道料金(消費税抜き) ~参考~				基本料6m3 7m3 以上						
		基本料金		従量料金		・13mm	483 円	126 円			
		10m3	11~20	21~30	31~40	41 以上	・20mm	525 円	126 円		
		・13mm	1,050 円	135 円	160 円	185 円	220 円	・25mm	630 円	126 円	
		・20mm	1,390 円	"		・40mm	2,100 円	126 円			
		・25mm	1,840 円	"		・50mm	2,625 円	126 円			
		0 m3	1~50	51~100	101~500	501 以上	・75mm	3,150 円	126 円		
		・40mm	3,850 円	220 円	240 円	260 円	290 円	臨時用	1m3 につき	315 円	
		・50mm	8,350 円	"		※平成 20 年度から					
		・75mm	14,850 円	"		基本料6m3 7~20m3 21m3 以上					
		・100 mm	25,600 円	"		・13mm	638 円	147 円	168 円		
		・150 mm	55,000 円	"		・20mm	693 円	147 円	168 円		
		一時用(工事用)	1m3 につき	525 円(税込み)		・25mm	832 円	147 円	168 円		
						・40mm	2,394 円	147 円	168 円		
					・50mm	3,465 円	147 円	168 円			
					・75mm	4,158 円	147 円	168 円			
					臨時用	1m3 につき	420 円				
相 違 点 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・植木町の水道は、上水道事業はなく、町営の6地区の簡易水道事業である。 ・水道普及率も熊本市の 98.04%(H18)に比べ、約 40%と低い。 ・植木町では、現在、水道整備計画(平成 21 年度~28 年度)を策定中である。 ・植木町と水道料金を 10 立方メートルで比べると「植木町の町営簡易水道」13 mm 1,226 円、20mm 1,281 円と熊本市とほぼ同等である。 										

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 水道部会

調査項目	水道関係事業	小項目名	簡易水道分担金（加入金）
調査内容	<p>・加入金の金額の違いや引き込み工事負担金制度など両市町で異なるところが多い。</p> <p>① 加入金を熊本市に統一するのか</p> <p>② 引き込み工事負担金制度をどうするか</p>		
調査結果 (調整方針)	<p>①加入金は、植木町の水道整備計画終了までは現在のままとし、その後熊本市の制度に統合する方向で検討する。</p> <p>②引き込み工事負担金制度は、工事施行内容を調整のうえ、制度を引継ぐ方向で検討する。</p>		
C・D			

制 度 比 較																														
	熊 本 市	植 木 町																												
市 町 別 内 容	<p>1. 現在、簡易水道事業はない。</p> <p>上水道加入金(消費税込み) ~参考~</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>・13mm</td><td>63,000円</td></tr> <tr><td>・20mm</td><td>126,000円</td></tr> <tr><td>・25mm</td><td>189,000円</td></tr> <tr><td>・40mm</td><td>630,000円</td></tr> <tr><td>・50mm</td><td>1,260,000円</td></tr> <tr><td>・75mm</td><td>3,150,000円</td></tr> <tr><td>・100mm</td><td>6,300,000円</td></tr> <tr><td>・150mm</td><td>12,600,000円</td></tr> </table> <p>2. 引き込み負担金制度はない。</p>	・13mm	63,000円	・20mm	126,000円	・25mm	189,000円	・40mm	630,000円	・50mm	1,260,000円	・75mm	3,150,000円	・100mm	6,300,000円	・150mm	12,600,000円	<p>1. 簡易水道加入分担金(消費税込み)</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>・13mm</td><td>39,900円</td></tr> <tr><td>・20mm</td><td>52,500円</td></tr> <tr><td>・25mm</td><td>141,750円</td></tr> <tr><td>・40mm</td><td>283,500円</td></tr> <tr><td>・50mm</td><td>525,000円</td></tr> <tr><td>・75mm</td><td>1,050,000円</td></tr> </table> <p>2. 引き込み負担金制度</p> <p style="margin-left: 20px;">加入金と一緒に12万円の引き込み負担金を徴収し、町が一括して地区ごとに受託工事(官民分岐から宅地内5m以内メーターBOXまで)を行い、清算し残額を返すもの</p>	・13mm	39,900円	・20mm	52,500円	・25mm	141,750円	・40mm	283,500円	・50mm	525,000円	・75mm	1,050,000円
・13mm	63,000円																													
・20mm	126,000円																													
・25mm	189,000円																													
・40mm	630,000円																													
・50mm	1,260,000円																													
・75mm	3,150,000円																													
・100mm	6,300,000円																													
・150mm	12,600,000円																													
・13mm	39,900円																													
・20mm	52,500円																													
・25mm	141,750円																													
・40mm	283,500円																													
・50mm	525,000円																													
・75mm	1,050,000円																													
相 違 点 と 課 題	<p>・加入金は、上記表のとおり、熊本市の方が高い。</p>																													

調査第7号

植木町が行っている主要 事業の方向性について

(1) 区画整理事業

区画整理事業について

○論点

- (1) 現在、着手している17.5haの実施期間はどのようになるのか。
- (2) また、未着手73.3ha部分について実施及び着手はどのようになるのか。

1 現状

昭和46年に九州縦貫自動車道植木インター及び現国道3号の開通に伴って予想される市街地化に対応するため、町の中心部50.5ha（植木土地区画整理）に着手したが、地権者の理解が得られず休止状態になっていた。事業再開を図るために計画の見直しを行い、平成11年5月に計画区域の一部拡大を行い、平成12年2月に認可地区17.5ha（植木中央土地区画整理）の事業に着手した。

(1) 施行区域・地区の決定

・植木土地区画整理施行区域の決定

昭和44年5月14日	施行区域（計画区域）	87.6ha
平成11年5月7日	施行区域（計画区域）	90.8ha
	拡大面積	3.2ha

・植木土地区画整理施行地区の決定

昭和46年	施行地区（認可地区）	50.5ha
昭和49年	施行規程廃止後休止	
平成12年	廃止	

・植木中央土地区画整理施行地区の決定

平成12年2月21日	施行地区（認可地区）	17.5ha
------------	------------	--------

※施行区域90.8haのうち未着手73.3ha

現在、平成18年3月に仮換地指定を全域終了し、全体計画宅地面積11.6haのうち3.9haが整備（移転・解体）済であるが、事業の進捗や経済情勢の変化により平成20年度に事業全般にわたり見直しを行ったところ、施行期間や事業費について事業計画の変更が生じた。

事業施行期間

変更前 平成11年度～25年度 → 変更後 平成11年度～30年度

事業費

変更前 総事業費 113億6,900万円 → 変更後 147億4,700万円

(2) 事業計画

- ・着手している17.5haの事業計画

(単位：百万円)

	総事業費	財源内訳			
		国庫補助金	県委託金	地方債	一般財源
H 1 1	236	50	0	119	67
H 1 2	707	298	0	198	211
H 1 3	1,136	435	0	230	471
H 1 4	835	303	49	74	409
H 1 5	635	332	49	130	124
H 1 6	732	323	70	269	70
H 1 7	642	275	70	271	26
H 1 8	881	323	70	368	120
H 1 9	1,404	674	49	535	146
H 2 0	855	245	28	438	144
H 2 1	804	306	18	355	125
H 2 2	856	38	18	377	423
H 2 3	630	155	17	141	317
H 2 4	770	205	0	184	381
H 2 5	910	255	0	179	476
H 2 6	943	255	0	176	512
H 2 7	731	148	0	88	495
H 2 8	588	60	0	36	492
H 2 9	350	0	0	0	350
H 3 0	103	0	0	0	103
合計	14,747	4,680	438	4,168	5,462

- ・未着手部分73.3haの事業計画

現在のところ未定ではあるが、既に着手している部分の事業進捗を見据えた中で検討していく。

2 課題

事業の進捗や経済情勢の変化に伴い、着手部分の事業費が増大したことで施行期間が長期化することになり、事業計画の変更を行うことになった。

今後、着手部分の事業推進を踏まえ、土地利用形態及び下水道整備計画を考慮し、全体計画区域(90.8ha)の見直しについて検討する必要がある。

3 検討結果

着手部分については、事業計画の変更に基づき着実に整備を行う方向とする。

また、未着手部分については、植木町の検討を踏まえ、新市に引き継ぐ方向とする。

植木町役場

植木中央土地区画整理施行地区（認可地区）

17.5ヘクタール

役場跡地エリア

植木中央エリア

国道3号

植木土地区画整理施行区域（計画区域）

90.8ヘクタール

国道208号



調査第7号

植木町が行っている主要 事業の方向性について

(2) 下水道事業

下水道事業について

○論点

- (1) 合併した場合の未着手部分の整備の方法についてどのようになるのか。
 (2) 計画区域の拡大の可能性はあるのか。

1 現状

(1) 熊本市の整備計画

熊本市公共下水道事業計画は、行政区域 26,722ha、市街化区域 10,095ha に対し、基本計画区域 12,280ha、認可区域 11,136ha を設定している。

平成 19 年度末現在、認可区域のうち 9,465ha の整備を終了し、基本計画面積に対する整備率は、77.1%となっている。

平成 20 年度において、区域拡大を含めた下水道法事業認可変更を行い、鋭意整備を行っていく予定である。熊本市の下水道計画は次のとおりである。

・基本計画

計画面積	12,280ha
計画人口	706,000人
目標年次	平成32年
総事業費	587,472百万円 (S23年度～H32年度)
計画処理水量	517,600m ³ /日

・認可計画

計画面積	11,136ha (うち整備済 9,465ha)
計画人口	639,160人 (うち処理人口 564,879人)

処理区	全体計画(目標年度 H32) (基本計画)			事業認可計画 (H23) ※ 北部流関連のみ H22		
	面積(ha)	人口(人)	水量(m ³ /日)	面積(ha)	人口(人)	水量(m ³ /日)
中部	1,535	92,600	94,200	1,470	90,480	87,900
東部	4,348	301,500	204,000	4,201	279,740	181,400
南部	1,862	93,400	73,500	1,646	80,760	62,800
西部	2,108	80,600	54,900	1,541	65,470	41,600
北部	2,346	132,500	87,900	2,278	123,000	75,540
河内	81	5,400	3,100	—	—	—
計	12,280	706,000	517,600	11,136	639,450	449,240

注) 計画水量は日最大を示す。

平成 20 年度～平成 25 年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	財源内訳		
		国庫補助金	地方債	一般財源
建設改良費 (H20～25)	53,124,000	17,121,000	33,889,000	2,114,000
流域下水道負担金 (H20～25)	840,000	0	840,000	0
計	53,964,000	17,121,000	34,729,000	2,114,000

(2) 植木町の整備計画

植木町の公共下水道事業計画は、行政区域 6,581ha のうち、計画区域 423ha を設定して、平成 15 年度から熊本北部流域関連下水道により整備を行っている。

現在、計画面積 423ha (認可計画の 99ha) のうち 32ha の整備を終了し、計画面積に対する整備率は 7.5% となっている。

また、平成 20 年度において変更認可申請を行う予定で、認可計画の面積を拡大して整備を行う予定である。

植木町流域関連公共下水道事業 (植木町公共下水道特別会計)

・整備計画

計画面積	423ha
計画人口	16,800人
目標年次	平成39年
総事業費	12,446百万円 (H15年度～H39年度)
計画処理水量	10,010m ³ /日

・認可計画

計画面積	99ha (うち整備済 32ha)
計画人口	3,700人 (うち処理人口 1,200人)

平成 20 年度～平成 25 年度の事業費

(単位：千円)

	事業費	財源内訳		
		国庫補助金	地方債	一般財源
建設改良費 (H20～25)	3,050,000	1,372,500	1,525,000	152,500
流域下水道負担金 (H20～25)	341,600	0	341,600	0
計	3,391,600	1,372,500	1,866,600	152,500

2 経営状況

(1) 熊本市下水道事業会計

平成17年8月に熊本市下水道事業「中・長期経営計画」を策定し、経営の健全化を推進している。

また、平成18年度から特別会計から公営企業会計へ移行し、平成18年度は赤字決算であったが、平成19年度は黒字決算となった。

(決算状況については、P. 93参照)

(2) 植木町公共下水道特別会計

平成20年4月1日供用開始を行ったばかりで、料金収入等が発生していない状況であるので、経営状況については今後の課題であるが、加入率の向上を図る必要がある。

(決算状況については、P. 93参照)

※熊本市は公営企業会計を導入しているため、植木町と会計処理の方法が異なっている。公営企業会計では、営業費用として実際には現金支出を伴わない減価償却費を計上することとなる。したがって、減価償却費を差し引くと一般的な収支とみなすことができる。

3 課題

(1) 熊本市域と隣接する下水道区域及び未着手部分の整備の方法

熊本市域と隣接する下水道区域の汚水の流下について、熊本市域の管路を使用することにより、費用が割安になると考えるため、早期に協議を行う必要がある。

また、下水道区域の未着手部分については、区画整理事業の見直し状況を踏まえつつ、整備計画に基づき着実に実施する必要がある。

(2) 計画区域の拡大

現在の下水道区域以外についても、下水道が必要な区域については整備する必要性があるため、計画区域の拡大について検討を行う必要がある。

4 検討結果

(1) 熊本市域と隣接する下水道区域及び未着手部分の整備の方法

熊本市域と隣接する区域については、市町界にとらわれることなく効率的な整備が望ましいと考えるが、接続先の下流側の下水管渠能力があることが前提である。

なお、合併するまでの間は、公の施設の利用に関する協定を締結して熊本市が受け入れることとなる。

また、下水道未着手部分については、植木町下水道整備計画を踏まえ、新市において実施していく方向とする。

(2) 計画区域の拡大

公共下水道と農業集落排水と合併処理浄化槽を比較して、公共下水道が有利な地区を計画区域に編入する（区域拡大する）方向とする。

参考資料

熊本市の下水道事業会計の決算状況

○収益的収支

(単位 千円:税抜き)

	平成18年度	平成19年度
1 収益	16,527,954	16,730,788
(1) 営業収益	11,961,353	11,871,870
(2) 営業外収益	4,539,939	4,661,465
(3) 特別利益	26,662	197,453
2 費用	17,211,843	16,119,959
(1) 営業費用	11,611,262	10,730,962
うち減価償却費	6,626,973	5,654,694
(2) 営業外費用	5,572,078	5,340,384
(3) 特別損失	28,503	48,613
3 当年度純利益	△ 683,889	610,829
減価償却費を除いた場合	5,943,084	6,265,523

○資本的収支

(単位 千円:税抜き)

	平成18年度	平成19年度
1 資本的収入	9,576,622	23,492,070
(1) 企業債	5,511,400	19,384,700
(2) 補助金	3,745,529	3,914,753
(3) 負担金及び分担金他	319,693	178,993
(4) 固定資産売却代金		13,624
2 資本的支出	13,760,068	27,554,602
(1) 建設改良費	5,202,931	8,228,717
(2) 企業債償還金	8,557,137	19,325,885
3 資本的収支不足額	4,183,446	4,062,532
※ 減価償却費を除いた収益的 収支と資本的収支の合計	1,759,638	2,202,991

植木町の公共下水道特別会計

(単位:千円、%)

区 分		H15	H16	H17	H18
資本的 収支	資本的収入	126,683	306,872	358,810	442,885
	地方債	93,900	216,700	162,900	230,900
	国庫補助金	13,000	63,600	165,400	198,000
	他会計繰入金		22,373	20,670	6,100
	資本的支出	124,683	298,282	362,317	447,329
	建設改良費	124,683	298,282	362,317	447,329
	地方債償還金	0	0	0	0
	収支差引	2,000	8,590	△3,507	△4,444
実質収支	0	790	984	2460	

植木町下水道計画区域図



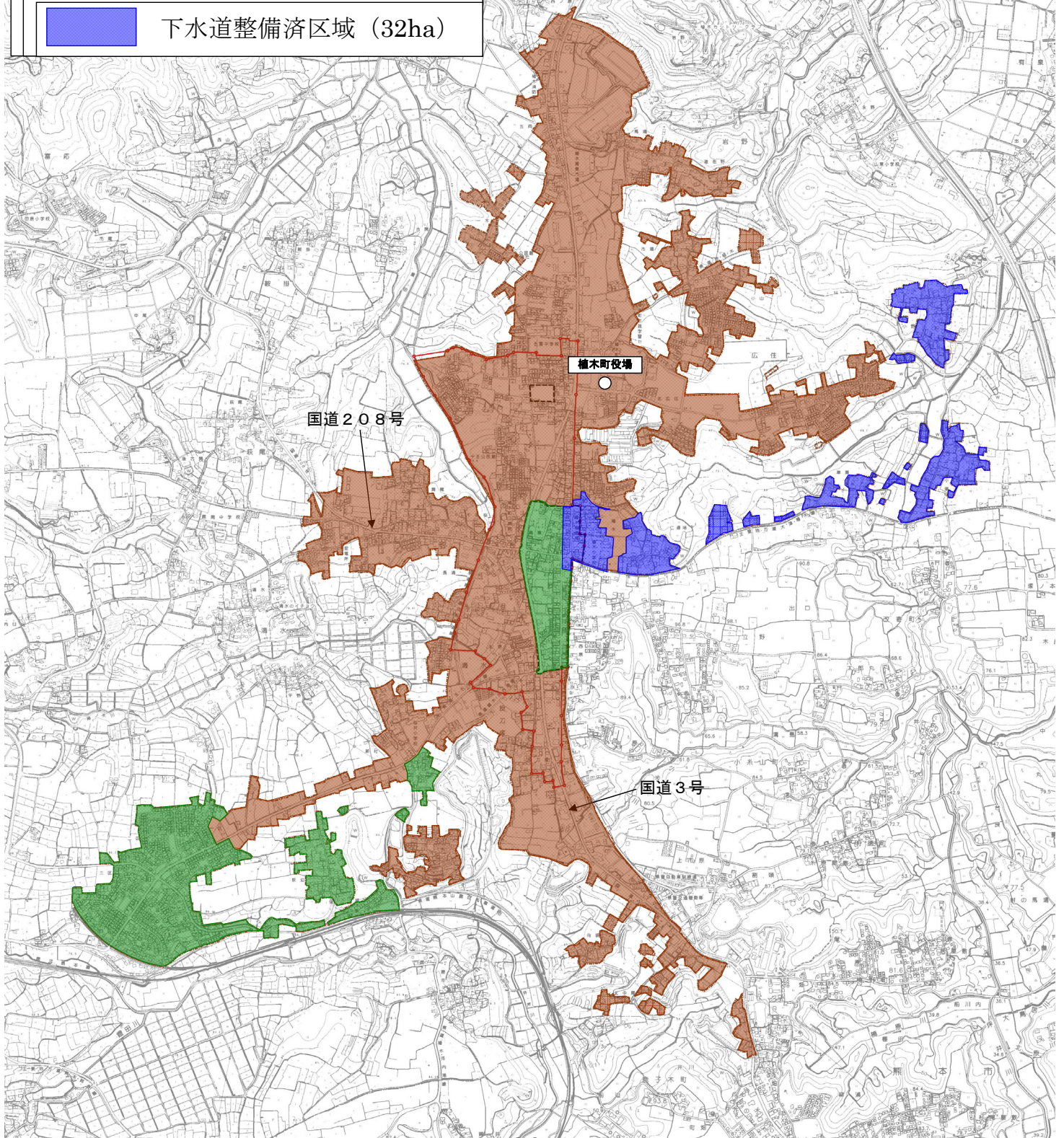
下水道計画区域 (423ha)



下水道認可計画区域 (99ha)



下水道整備済区域 (32ha)



調査第7号

植木町が行っている主要 事業の方向性について

(3) 水道事業

水道事業について

○論点

合併した場合、簡易水道事業の事業計画についてどのようになるか。

1 現状

(1) 熊本市の整備計画（普及状況）

熊本市の水道は、大正13年11月の通水以来、昭和21年の第1次拡張事業から現在の第5次拡張事業（平成7年～20年）を経て、普及率98.04%、給水人口654,819人、一日平均給水量225,464m³、公称施設能力290,500m³（平成18年現在）となっている。

今後の整備計画については、「熊本市水道事業経営基本計画」（平成18～27年度）に基づいた「水道施設総合計画」を策定し、その中で老朽施設の更新や施設・管路の耐震化をめざした「水道施設整備実施計画」（現在策定中、実施期間：平成21～30年度）に取り組むことになっている。

<熊本市水道事業（熊本市水道事業会計）>

・普及状況（平成18年度）

給水人口	654,819人
一日平均給水量	225,464m ³
公称施設能力	290,500m ³
普及率	98.04%

【H18年度決算】

・収益的収支

（収入）132億2千万円 （支出）109億5千万円

・資本的収支

（収入）20億4千万円 （支出）69億4千万円

【H19年度予算】

・収益的収支

（収入）137億2千万円 （支出）116億6千万円

・資本的収支

（収入）13億8千万円 （支出）82億円

(2) 植木町の整備計画（普及状況）

植木町では、田底地区及び大和地区（田原坂ニュータウン）においては以前から公営水道が整備されていたが、その他の地区においては、生活用水のほとんどを井戸からの取水に依存しており、地下水位の低下や水質の悪化が懸念されたため、平成8年度より簡易水道事業による整備を行ってきている。

しかしながら、公営水道における水道普及率は31.8%（H19.3.31現在）にとどまっております、加入促進が課題である。

また、今後も安全で安定した水を供給するため、未普及地域の整備及び老朽化施設改良を簡易水道事業の補助制度が存続する平成28年度まで行い、整備率100.0%を目指す。

<植木町簡易水道事業（植木町簡易水道特別会計）>

・普及状況（平成18年度）

水道施設 大和・田底・西宮原・植木中央・植木北部・鹿南西部（簡易水道）
雇用促進住宅（専用水道）

給水人口 9,886人

一日平均給水量 3,710m³

公称施設能力 8,745m³

普及率 31.8%

【H18年度決算】（収入）6億4千万円 （支出）6億2千万円

【H19年度見込】（収入）4億4千万円 （支出）4億2千万円

・今後の事業計画

本年度、平成19年度に改定した水道基本計画を踏まえ、補助採択要件として簡易水道統合が必要なため、国による計画書の承認を予定している。これと併せて給水区域を検討し県に認可申請を行う。

これにより平成21年度から平成28年度の計画で、国庫補助を受けて植木中央地区を中央地区、植木北部・田底・西宮原地区を北部地区として統合し、鹿南西部及び大和地区を南部地区として統合し、未普及地域の解消及び老朽施設の改良を推進する。

また、平成20年度水道事業認可により簡易水道特別会計を平成21年度より地方公営企業法全部適用による企業会計へ移行する予定である。

計画人口 27,000人

普及率 90.0%

植木町の簡易水道整備状況等

現 地 区	面的整備状況	統合後配水区域
植木中央（桜井・植木・山東校区の一部）	整備済み	中央地区
拡張区域（植木・山東・吉松校区の一部）	未普及	
拡張区域（桜井校区の一部）	未普及	
鹿南西部（田原・菱形校区の一部）	整備済み	南部地区
拡張区域（大和校区）	老朽施設	
拡張区域（田原・菱形・桜井校区の一部）	未普及	
植木北部（山本・吉松校区の一部）	整備済み	北部地区
拡張区域（田底・西宮原校区）	老朽施設	
拡張区域（上記以外の田底校区）	未普及	
拡張区域（山本校区の一部）	未普及	

植木町水道整備計画（平成21年度～平成28年度）

（単位：千円）

		事業費	財源内訳		
			国庫補助金	地方債	一般財源
中央地区	H21～23（未普及）	567,530	611,130	1,222,100	118,540
	H24～28（未普及）	1,384,240			
南部地区	H22～23（統合・老朽施設）	81,790	326,490	652,900	58,010
	H24～28（未普及・老朽施設）	955,610			
北部地区	H21～22（統合・老朽施設）	259,400	261,430	522,800	54,470
	H28（未普及・老朽施設）	579,300			
計		3,827,870	1,199,050	2,397,800	231,020

2 課題

- ・すでに簡易水道が整備されている地域においては自己用井戸の使用が多く普及率が低いので経営基盤強化には加入促進が必要となる。
- ・大和、田底、西宮原地区の水源及び配水地施設の老朽化のため、統合水道により早期更新が必要になる。また、大和地区高架水槽の解体に約1億円が必要である。
- ・将来的（整備計画完了後）に3つの配水区域の統合を危機管理上行う必要がある。

3 検討結果

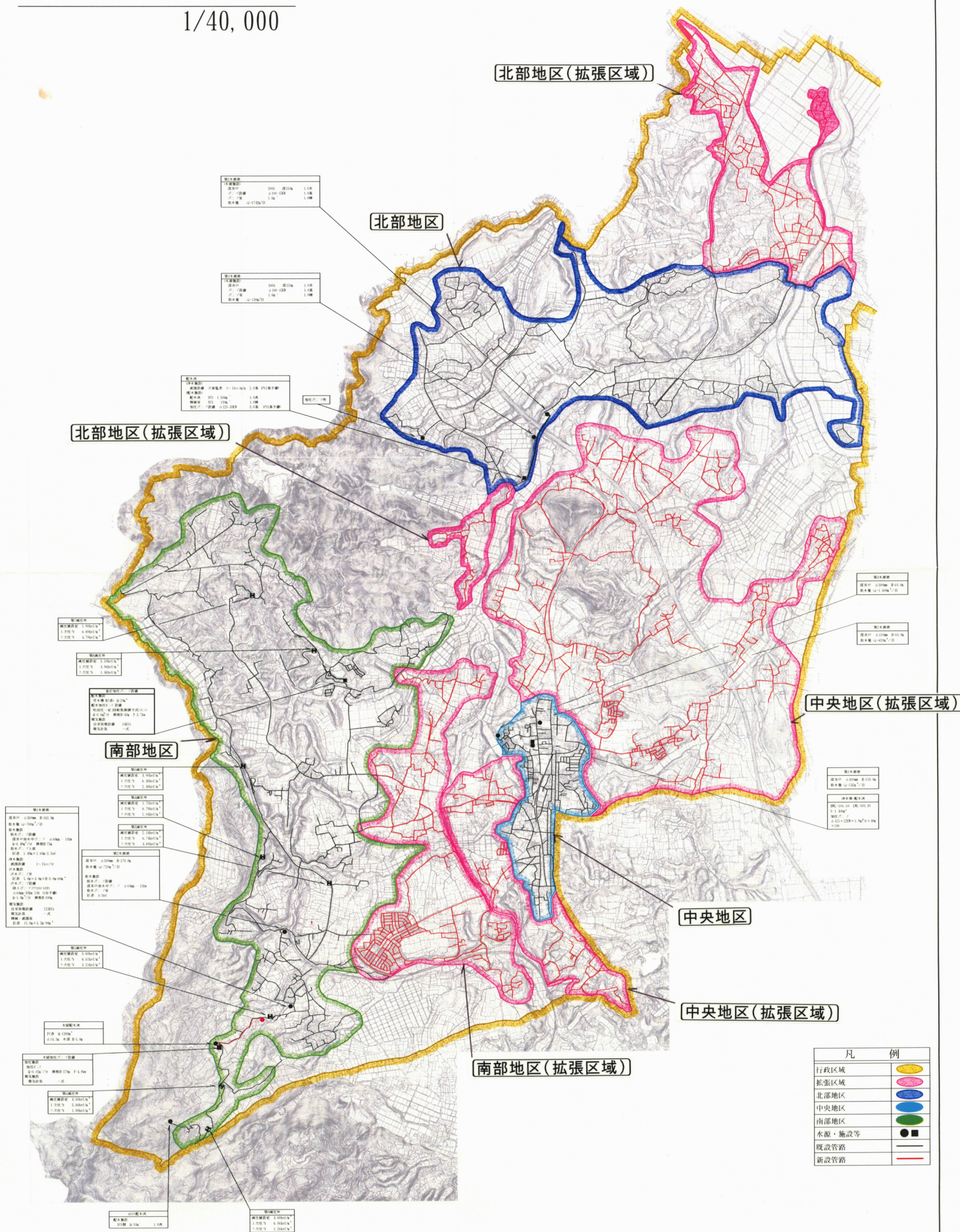
植木町の意向を踏まえ、植木町の整備計画（未普及地域整備、老朽化施設改良及び統合水道を含む。）は合併後に新市に引き継ぐ方向とする。

なお、普及率の向上を図るため、簡易水道分担金（加入金）については、植木町の水道整備計画終了までは現行のまま引き継ぐ方向とし、引き込み工事負担金制度についても、工事施工内容を調整のうえ、制度を引き継ぐ方向とする。

植木町の水道

植木町全体平面図

1/40,000



凡 例	
行政区域	黄色の線
拡張区域	ピンク色の線
北部地区	青色の線
中央地区	青色の線
南部地区	緑色の線
水源・施設等	黒い点
既設管路	細い線
新設管路	太い線

調査第7号

植木町が行っている主要 事業の方向性について

(4) 国道3号バイパス及び
都市計画道路

国道3号バイパス及び都市計画道路について

○論点

- (1) 合併した場合、現在、着手されている植木バイパスの整備及び事業認可がされていない区間についてどのようになるのか。
- (2) また、都市計画道路を含む町道及び植木町域の県道の整備についてどのようになるのか。

1 現状

(1) 植木バイパス

一般国道3号植木バイパスは、一般国道3号及び208号の恒常的な交通渋滞の解消及び植木町と熊本都市圏を結ぶ主要幹線道路として、九州縦貫自動車道植木インターチェンジから国道208号を經由して熊本市四方寄町の国道3号までの区間の9.3kmの都市計画決定を行い、うち5.6km（国道208号から熊本市四方寄町の国道3号まで）が国土交通省の直轄事業として新規事業化されている。

・都市計画道路平尾鏡田線

平成11年 5月 7日	計画延長9.3kmを都市計画決定 うち延長5.6kmを新規事業化
平成14年 2月	事業区間のうち国道208号から南側2.3km区間の用地買収に着手
平成19年 5月	国道208号から南2.3km区間が「ちやくちやくプロジェクト」にて工事着手 一部側道利用し平成22年度に供用開始を目指す

(2) 都市計画道路

都市計画道路は、植木都市計画の決定と同じくして昭和44年に7路線を都市計画決定し、その後、植木バイパスの都市計画決定に伴い中心市街地の活性化を目的とした道路網の再編等により現在12路線（延長約22.3km）を都市計画決定している。

・国道3号植木バイパスを含む都市計画道路決定

昭和44年 5月21日	7路線の決定
平成11年 5月 7日	6路線の変更、3路線の新規追加
平成13年12月14日	6路線の変更、2路線の新規追加

- ・都市計画道路12路線のうち、国道3号植木バイパス及び植木中央地区土地区画整理施行地区内6路線を含む10路線について一部事業着手している。

国施行	平尾鑑田線	6,780mの一部	植木バイパス
	平尾向坂線	5,500mの一部	国道3号（土地区画整理施行地区）
県施行	岩野小山線	1,030m	県道原植木線
	植木停車場投刀塚線	1,140mの一部	国道3号と植木バイパスとの交差路線
町施行	南環状線	1,060mの一部	土地区画整理施行地区を含む路線
	東西線	1,680mの一部	
	北環状線	820mの一部	
	中央線	740mの一部	
	小町通り線	120mの一部	
	一木鞍掛線	880mの一部	国道3号と平尾鑑田線との交差路線
未着手道路	一木鑑田線		町施行
	滴水平野線		県道玉名植木線

(3) 町道

植木町の町道について、昭和40年代の早い段階で多くが舗装を行っているが、狭隘な道路が多く、側溝がないため道路が排水先になっている箇所が多いため、依然として住民からの道路整備の要望が多い状況である。

路線数	589路線	(H19.3.30現在)
総延長	399.6km	
改良済延長	264.8km	(改良率66.27%)

・主要道路整備計画

国庫補助事業、単県補助事業等を活用し、国道3号及び208号の渋滞の緩和並びに植木バイパスの整備を見据えた主要道路の整備を計画的に行っている。

(単位：m、千円)

路線名	施行延長	総事業費	財源内訳		
			国県補助金	地方債	一般財源
向原大久保線 (H18～22) (道整備交付金事業)	604	220,000	110,000	107,500	2,500
一木上岩野線 (H19～24) (地方道路整備臨時交付金事業)	260	500,000	275,000	0	225,000
松原停車場線 (H20～23) (地方道路整備臨時交付金事業)	350	110,000	60,500	0	49,500
永野小野線 (H19～23) (地方特定道路整備事業)	300	125,950	0	113,100	12,850
停車場向坂線 (H18～22) (熊本県産業廃棄物最終処分場 周辺環境整備等補助金事業)	223	20,103	11,262	0	8,841

※ 一木上岩野線は都市計画道路一木鞍掛線

・上記以外の町道整備

住民生活に密着した、生活道路の整備は地元要望書に伴い必要性、地域性、工事の難易と限られた予算の中で、効率的、効果的な道路整備を計画的に行っていくために、3つの視点(幹線ネットワーク道路、地域戦略道路、生活圈課題道路)ごとに優先順位を踏まえ総合的に判断し、重点的に事業を進めている

単独道路新設改良経費

平成17年度決算 239,202千円

平成18年度決算 223,773千円

平成19年度予算 122,320千円

(単独橋梁整備費を含む)

(4) 植木町域の県道

県鹿本地域振興局土木部管理の主要地方道路5路線、一般県道7路線（自転車専用道路1路線含む。）の12路線及び県熊本土木事務所管理の一般県道小天下硯川線がある。

現在、未改良及び歩道未整備区間の整備を計画的に行っているが、植木バイパス関連の玉名植木線のバイパス及び原植木線の国道3号へのバイパス建設を優先的に行っている。

路線数	13路線	(H19.4.1現在)
総延長	56.1km	
改良済延長	49.9km	(改良率89.0%)

・ 県道整備計画

(単位：m、百万円)

路線名	工種	施行延長	総事業費	備考
植木山鹿線 (H19～)	道路改良	400	200	
植木インター菊池線 (H19～)	道路改良	440	200	
山鹿植木線 (H21～)	橋りょう改築	8	35	櫛川橋
原植木線 (H19～) ※注1	道路改良	620	590	
玉名植木線 (H19～22) ※注2	道路改良	395	435	

※ 注1：都市計画道路岩野小山線

注2：都市計画道路植木停車場投刀塚線

2 課題

(1) 植木バイパス未認可区間の取扱い等

事業化されている国道208号から南側5.6kmのうち2.3kmについては、用地買収・工事着手しているが、国道3号の恒常的な交通渋滞の解消、交通の安全性の確保を図るには、都市計画道路停車場投刀塚線から南側3.3kmの早期着工及び事業化されていない国道208号から植木インター間の事業化が必要である。

(2) その他の都市計画道路の整備について

国道以外の都市計画道路については、施行者が県または町となるが、財源の確保が課題である。

また、着手している路線は、岩野小山線（県道原植木線）以外は一部の着工にとどまっている。

3 検討結果

(1) 植木バイパスの整備及び未認可区間（調査区間）について

植木バイパスは、熊本環状道路を構成する北バイパスや東バイパス、及び熊本西環状道路に連絡し、更には中九州横断道路へも繋がる主要幹線道路として、熊本都市圏と県北地域を結び、経済や社会活動を支える根幹的な交通施設であり、地域活性化のために重要な役割を担っていくことが期待されている。また、平成23年春には九州新幹線が全線開通される予定であり、熊本駅、新玉名駅へのアクセス強化を図るための役割も担っていくこととなる。

そのため、整備区間である国道208号から熊本市四方寄町までの5.6kmの早期完成、調査区間である国道208号から植木インターまでの3.7km区間の整備区間への格上げを国、県に対しさらに強く働きかけていく方向とする。

(2) 植木町域の幹線道路について

植木町が現在施工している事業については引継いでいくこととし、その他の事業化されていない路線についても、植木町において道路整備計画の策定を行い新市に引き継ぐこととし、植木都市圏の道路網の整備を図っていく方向とする。

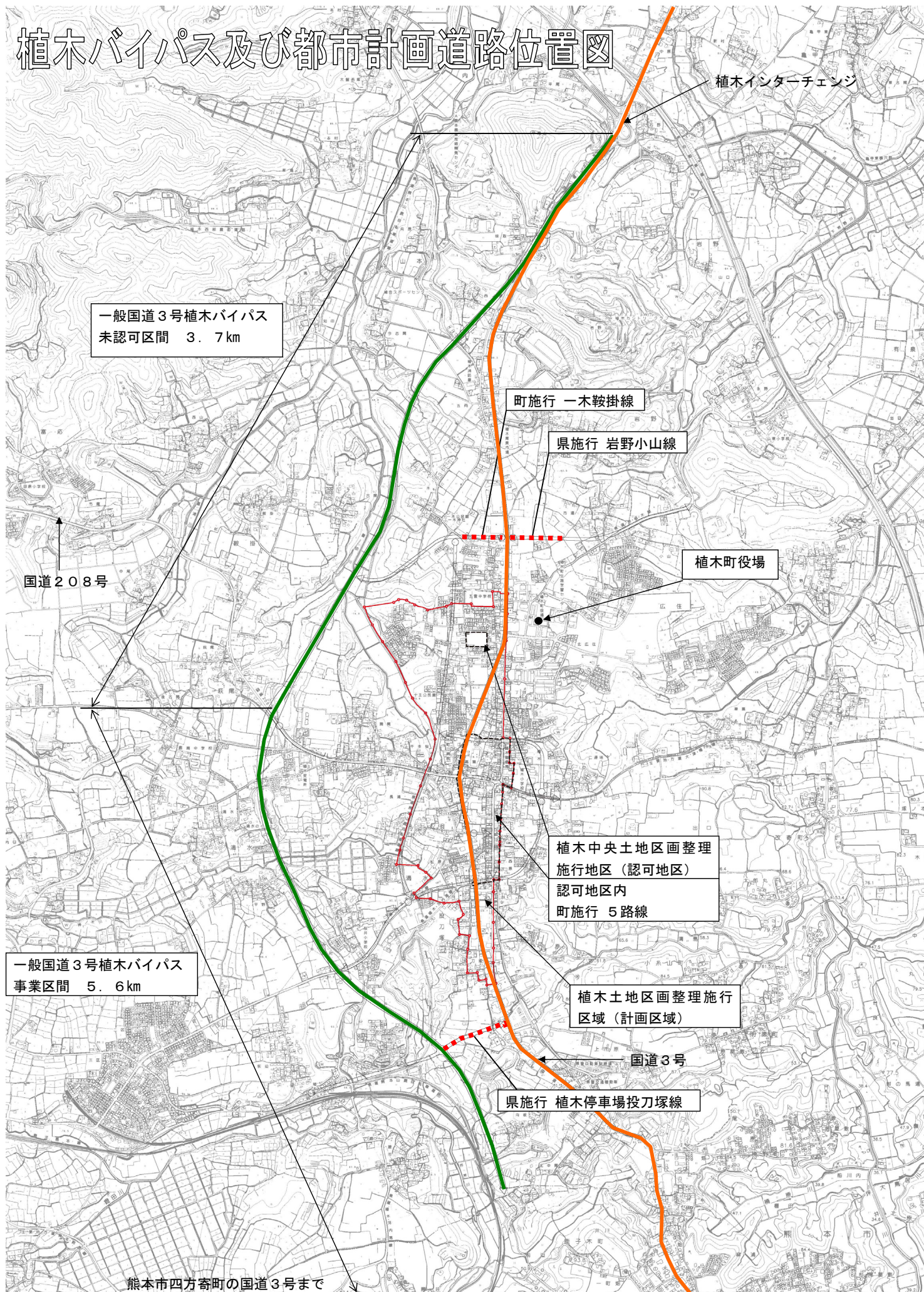
また、熊本市が政令指定都市となれば、国道（指定区間を除く）や県道が新熊本市の管理となるため、熊本市や植木町で独自に行っていた都市計画道路や幹線道路との一体的な施工が可能となり、まちづくりを考えた道路整備が可能となる。

(3) 上記以外の生活用道路

熊本市では市道の管理（新設・改良・維持・管理）を直接行っているが、市道以外の道路整備についても私道整備補助金、里道の整備、土地改良事業補助金などいろいろな制度がある。

これらの制度を活用することにより地元住民から要望が行われている箇所への整備に対応することとし、また、年次計画を策定することにより、着実に整備を行う方向とする。

植木バイパス及び都市計画道路位置図



町道及び県道整備計画位置図



調査第7号

植木町が行っている主要 事業の方向性について

(5) 病院事業

病院事業について

○論点

(1) 合併した場合の植木病院の位置付けはどのようになるのか。

1 現状

(1) 役割

○熊本市市民病院の役割

昭和21年に民生病院として発足以来、熊本市が経営する自治体病院として、標榜科22科、病床数562床（一般550床・感染症病床12床）を有する地域医療の中核的な急性期の総合病院として、年間の入院患者数約17万人、外来患者数約25万人を数え、一般医療のほか高度・特殊医療を担当しながら自治体病院としての役割を果たしている。特に周産期医療に関しては、NICU（新生児集中治療管理室）15床、MFIU（母体・胎児集中治療管理室）6床を有し、熊本県総合周産期母子医療センターの指定を受け、県内の周産期医療の中核を担っている。

また、第1種感染症病床2床・第2種感染症病床10床の指定を受け、県内の感染症医療の中核医療機関としての役割を果たすとともに、地域がん診療連携拠点病院の指定を熊本県内では第1号として受け、熊本医療圏におけるがん医療の中核の一端を担っている。

さらに、入院患者の56%が市内から、約44%が県外を含む市外からの患者であり、外来については、約65%が市内から、35%が県外を含む市外からの患者となっているなど県内の中核的な病院の役割を担っている部分もある。

○植木病院の役割

植木病院は、平成14年12月に現在地（旧国立蚕糸試験場跡地）に移転し、今日まで鹿本医療圏域における植木地域での地域医療を担う国保直診診療施設として、「信頼と満足の得られる全人的医療の提供」を基本理念に掲げ、地域に密着した医療サービスを提供してきた。

現在の診療体制での患者構成（平成20年3月末現在）は、入院・外来合わせて約8割が町内の患者で、また約8割が65歳以上となっている。植木町における高齢化率は23.8%（平成20年3末日現在）となっており、このような状況を踏まえて、急性期・慢性期の外来及び入院医療（本地域における疾病構造に応じた診療科の設置、救急医療・高度医療の提供）を今後も提供していくこと、更には在宅医療や保健予防事業などを含む地域包括ケアを推進していくことが、国保直診病院として、植木病院に課せられた最も大きな役割となっている。

(2) 診療体制

○熊本市民病院の診療体制

現在の診療体制は、標榜科22科・院外標榜科11科を有し、多くの診療科目を有する病院の優位性を生かし、急性期病院として、チーム医療による診療を行っている。

○植木病院の診療体制

現在の診療体制は、標榜科7科・院内標榜7科を有し、急性期病棟及び療養病棟を有し、地域の疾病構造や環境に対応した診療を行っている。

(3) 経営状況

○熊本市民病院の経営状況

平均在院日数の短縮や医療圏内での役割分担が進んでいること等により、入院患者数・外来患者数ともに減少している。

市民病院においては、平成17年度に「熊本市立熊本市民病院経営改善全計画」を策定し、計画の推進にあたっており、平成17年度は黒字決算であったが、平成18年度は赤字決算となった。

今後、病・病診連携の強化や広報の充実などにより、患者数の確保を図っていくことが必要である。

○植木病院の経営状況

経営状況については、医師不足による診療体制の縮小の影響が病院事業の経営収支へも出始めている。ただし、不良債務は発生していない。

今後、病院事業収支を改善するためには、経費削減努力はもとより、医業収益を向上させるためには何より患者数を確保することが不可欠であることから、経営改善を行ううえで、本来植木病院が担うべき役割を遂行するため、いかにして必要とする医師数を確保（新病院建設時の計画では14名）するかが大きな課題となっている。

2 経営改善の取り組み状況

○熊本市民病院の経営改善の取り組み

平成17年12月に「熊本市立熊本市民病院経営改善計画」を策定し、経営改善に取り組んでいる。

- ・給食調理業務の一部について平成20年2月から業務委託開始。
- ・平成21年度から地方公営企業法の全部適用へ移行予定。

○植木病院の経営改善の取り組み

平成18年度に策定した集中改革プランに基づき、経営改善に取り組んでいる。

- ・現在民間に委託できるものはほとんど委託しているが、給食業務の全面委託など更に推進していく。
- ・外来及び病棟の一元化の取り組みによる効率的な看護師配置。
- ・平成20年度内に原価計算システムの導入を目指す。

3 地方公営企業法全部適用に関する取り組み状況

地方公営企業法を全部適用することで、民間的経営手法を導入しようとするのが所期の目的であり、公営企業の事業管理者に対して人事・予算等に係る権限が付与され、より自立的な経営が可能となることが期待される。(経営の自由度拡大の範囲は地方独立行政法人化に比べると限定的である。)

- ・全国の自治体病院数 1,047 (平成19年3月現在)
うち全部適用している病院 251
- ・県内では上天草市立上天草総合病院 (平成19年4月1日導入)
熊本県立こころの医療センター (平成20年4月1日導入)

○熊本市民病院の取り組み

- ・平成20年度中に公立病院改革プランを作成する予定である。
- ・平成21年度4月からの地方公営企業法全部適用に向けて準備中
- ・6月議会において「熊本市病院事業の設置等に関する条例」を一部改正する条例案を提出。

○植木病院の取り組み

現在、国から示された公立病院改革プランを策定するため、院内に検討委員会を設置(運営委員会)しており、委員会で公立病院改革プラン骨子(案)を作成することとしている。別に、植木病院改革検討委員会(仮称:外部委員を含めた委員会)を設置し、来年3月までに改革プランを策定することとしている。

このことと平行して、平成22年4月からの地方公営企業法全部適用に向けた条例改正などの事務処理上の準備を進めている。

4 医療圏

(1) 保健医療圏について

病院や診療所の病床の整備を図る地域的単位として、県内に11の保健医療圏（二次保健医療圏）が設定されており、保健医療圏ごとに基準病床数が定められている。

現在、熊本市は熊本医療圏（熊本市単独）、植木町は鹿本医療圏（植木町、山鹿市）に属しており、医療圏が異なっている。現在、熊本医療圏、鹿本医療圏ともに、既存病床数が基準病床数を上回っており、合併した場合は、医療圏の取扱いが課題となることも考えられる。

このことについて、熊本県は、市町村合併が進められている地域については、合併の進行状況を踏まえ圏域の見直しを行うとしており、現段階では、判断できないとしている。

また、熊本医療圏には比較的規模の大きな病院が集中しているものの、周辺医療圏からの患者の受け入れを行う3次医療的な役割を果たしている病院が多く、一概に熊本医療圏の基準病床数が保健医療計画を上回っているということのみで議論すべきではなく、それぞれが求められる役割を検討すべきと考える。

(2) 救急医療圏について

入院や手術を必要とする重症救急患者に対応するために、県内に10の救急医療圏（二次救急医療圏）が設定されており、各圏域の病院群輪番制参加病院が毎日交代で救急患者を受け入れる体制をとっている。

現在、熊本市は熊本中央医療圏（熊本市、宇土市、宇城市、益城町、嘉島町、富合町、城南町、御船町、甲佐町、美里町）、植木町は鹿本医療圏（植木町、山鹿市）に属している。

仮に合併した場合は、行政区域と二次救急医療圏の区域が異なることになるが、救急医療圏の設定は県の医療計画で定められているため、救急医療圏の取扱いについては県を含めた協議が必要になる。

5 検討結果

植木病院は、患者構成の約8割が町内の患者で、また約8割が65歳以上となっているなかで、急性期・慢性期の外来及び入院医療を提供しているなど、地域の基幹病院として重要な役割を担っていることから、合併した場合においても、植木地区の拠点病院として、現在の診療体制を維持していく。

そのために、経営基盤を強化し、地方公営企業法の全部適用をはじめ、現在取り組んでいる経営改善をさらに進め、持続可能な病院経営を目指していく。

その際に、医薬材料等の購入等、熊本市民病院と連携することで経営改善に効果的な

ものについては、積極的に連携を図れるように検討していく。

また、熊本市民病院からの診療時の医師の応援派遣については、今後も状況に応じて実施していくとともに、両病院の定期的な情報交換や共同研修会の実施等、両病院の連携を強化し、良質な医療の提供や市民サービスの向上を図っていく。

なお、地方公営企業法の全部適用後は、熊本市民病院も植木病院も事業管理者の下に病院経営が行われることから、熊本市民病院との一体感のある経営体制の構築や人事交流等についても検討していく。

参考資料

(1) 病床数

	病床数	内訳
熊本市民病院	562床	一般550床（うち人間ドック6床）、感染症12床
植木病院	141床	一般100床、療養39床、人間ドック2床

(2) 診療科目

	科目数	内訳
熊本市民病院	22科	【診療科目】 内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、歯科、麻酔科
	11科	【院内標榜科】 代謝内科、感染症科、血液・腫瘍内科、腎臓科、新生児科、乳腺内分泌外科、小児心臓外科、小児循環器科、臨床病理科、救急診療部、集中治療部
植木病院	7科	内科、外科、整形外科、循環器科、リハビリテーション科、放射線科（非常勤）、脳神経外科（非常勤）

(3) 正職員数

平成20年3月31日現在

	医師	看護師	医療技術	事務その他	計
熊本市民病院	81	389	77	62	609
植木病院	8	59	13	9	89

(4) 診療日・時間

	診療日	診療時間	休診日
熊本市民病院	月曜日～金曜日	(受付時間) 午前8時30分～ 午後3時 (診療時間) 午前8時30分～ 午後5時	土・日、祝日、 12月29日～ 翌年1月3日
植木病院	月曜日～金曜日	(受付時間) 午前8時30分～ 午前11時30分 (診療時間) 午前8時30分～ 受付患者診察終了	土・日、祝日、 12月29日～ 翌年1月3日

(5) 診療状況

		H16	H17	H18
熊本市民病院 (感染症含む)	入院患者	183,199人	179,208人	171,044人
	(1日平均)	502人	491人	469人
	外来患者	261,960人	255,261人	252,366人
	(1日平均)	1,078人	1,046人	1,030人
	合計	445,159人	434,469人	423,410人
植木病院	入院患者	46,757人	47,814人	43,720人
	(1日平均)	128人	131人	115人
	外来患者	58,307人	56,379人	49,417人
	(1日平均)	198人	192人	168人
	合計	105,064人	104,193人	93,137人

(6) 使用料・手数料

	個室等使用料	診断書料
熊本市民病院	個室(トイレ洗面所付) 4,000 円 個室 2,000 円 特別室(2人用) 1,000 円 (市外患者は5割増し)	・普通診断書 1,000 円 ・死亡診断書 2,000 円 ・死体検案書 4,000 円 ・生命保険用診断書 4,000 円 等
植木病院	個室(トイレ、浴室) 5,250 円 個室(トイレ) 3,150 円 5病棟個室 2,630 円	・普通診断書 2,100 円 ・死亡診断書 1,050 円 ・死体検案書 5,250 円 ・生命保険用診断書 5,250 円

(7) 経営状況

○熊本市民病院の経営状況(産院・芳野除く)

(単位：百万円)

	H 1 6	H 1 7	H 1 8
収益的収入	11,368	11,509	11,695
入院収益	7,851	7,998	7,751
外来収益	2,242	2,309	2,382
一般会計繰入金	852	851	867
その他	423	351	695
収益的支出	11,350	11,406	11,832
人件費	6,088	6,153	6,270
その他	5,262	5,253	5,562
収支差額	18	103	△137
累積欠損金	1,551	1,448	1,584

○植木病院の経営状況

(単位：百万円)

	H 1 6	H 1 7	H 1 8
収益的収入	1,647	1,610	1,481
入院収益	1,082	1,090	966
外来収益	348	341	326
一般会計繰入金	213	162	175
その他	4	17	14
収益的支出	1,637	1,648	1,604
人件費	582	581	594
その他	1,055	1,067	1,010
収支差額	10	△38	△123
累積欠損金	254	293	416

(8) 附属診療所等

熊本市民病院	芳野診療所	①診療科目 内科、小児科、外科 ②職員数 5人(医師1人(嘱託)、看護師2人(嘱託)、事務2人)(平成20年3月末) ③利用状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外来数</td> <td>4,649人</td> <td>4,583人</td> <td>4,412人</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H16	H17	H18	外来数	4,649人	4,583人	4,412人							
	年度	H16	H17	H18													
外来数	4,649人	4,583人	4,412人														
熊本産院	①病床数 28床 ②職員数 25人(医師2人、助産師・看護師16人、医療技術3人、事務職4人)(平成20年3月末) ③利用状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分娩数</td> <td>294人</td> <td>288人</td> <td>228人</td> </tr> <tr> <td>入院数</td> <td>6,087人</td> <td>5,690人</td> <td>5,383人</td> </tr> <tr> <td>外来数</td> <td>11,687人</td> <td>11,252人</td> <td>10,488人</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H16	H17	H18	分娩数	294人	288人	228人	入院数	6,087人	5,690人	5,383人	外来数	11,687人	11,252人	10,488人
年度	H16	H17	H18														
分娩数	294人	288人	228人														
入院数	6,087人	5,690人	5,383人														
外来数	11,687人	11,252人	10,488人														
植木病院																	

調査第8号

広域行政について

(1) 消 防

消防について

○論点

合併した場合、植木町域の常備消防の体制はどのようになるのか。

1 現状

(1) 山鹿市と植木町が構成団体として山鹿植木広域行政事務組合消防本部（一部事務組合）を設立し、消防本部と山鹿消防署、植木消防署、東分署、鹿北分署の1本部、2署2分署に職員96名、消防車7台（うち化学車1台）、救急車7台（予備1台）、梯子車1台、救助工作車2台、その他車輛10台を非常災害発生に備え配置している。

常備消防体制は、広域事業整備計画に基づき一応の体制は整ったものの、社会経済の急速な発展とともに最近の消防行政は複雑多様化し、消防行政をめぐる需要は増大しており、引き続き計画的な機材施設の整備が必要である。

(2) 山鹿植木広域消防本部事務組合植木消防署（所在地：植木町） 職員22名
出動範囲 植木町全域及び山鹿市鹿央町の一部

各種車両	配置台数	各種車両	配置台数
消防ポンプ自動車	1	高規格救急自動車	1
化学消防ポンプ自動車	1	救急自動車	1
救助工作車	1	広報車	1

(3) 負担金

常備消防費 1,478,325千円

（植木町負担 251,154千円）

2 課題

(1) 消防の広域化

平成18年6月に消防組織法の改正に伴い、管轄人口30万人以上の規模での自主的な広域化の推進等を内容とする「市町村の消防の広域化に関する基本指針」が示され、都道府県で広域化を推進する必要がある場合には「推進計画」を定めることになっている。

熊本県では、広域化は必要と認識の下、同年11月に「熊本県消防広域再編等検討会」を設置し、「熊本県消防広域化推進計画」を平成20年5月に策定している。

その中で、広域化対象市町村の組合せとして、熊本市消防局は中央ブロック、山鹿植木広域行政事務組合消防本部は城北ブロックとなっている。（別添資料参考）

(2) 今後の事業計画

今後の事業計画としては、東分署（山鹿市鹿本町）及び鹿北分署（山鹿市鹿北町）の移転・新築、消防救急無線デジタル化、各種車両や機材購入が予定されている。

(3) 事業費及び負担金

(単位：千円)

	常備消防費		備考
		植木町分	
H19	1,478,325	251,154	決算見込み
H20	859,093	251,647	
H21	879,452	259,421	
H22	901,914	261,443	
H23	898,978	259,689	
H24	924,306	251,848	
H25	948,328	258,825	
H26	834,134	249,859	
H27	1,185,859	241,908	
H28	799,798	235,307	
H29	877,985	237,992	
H30	800,111	236,536	
合計	11,388,283	2,995,629	

3 山鹿市及び山鹿植木消防本部の意向

現在、平成24年度を目途とする広域消防本部の再編に向けての協議が進められているところでもあり、今後も多方面の協議が必要であると思われるので、広域再編までの期間は、できれば現体制のままでの運営を希望する。

また、広域消防本部の再編以降の事務取扱いについては、ブロックごとに設置される消防広域化推進協議会において、植木町の意向を踏まえた十分な協議、検討を行うことを考えている。

なお、事業計画にある東分署及び鹿北分署の建て替えについては、広域消防本部の再編協議が行われている中での計画であり、延期を含めた更なる検討が必要であると考える。

4 検討結果

植木町域の常備消防については、山鹿市及び山鹿植木消防本部の意向を踏まえ、当分の間、新市が一部事務組合に加入し、現体制での運営を行う方向とする。

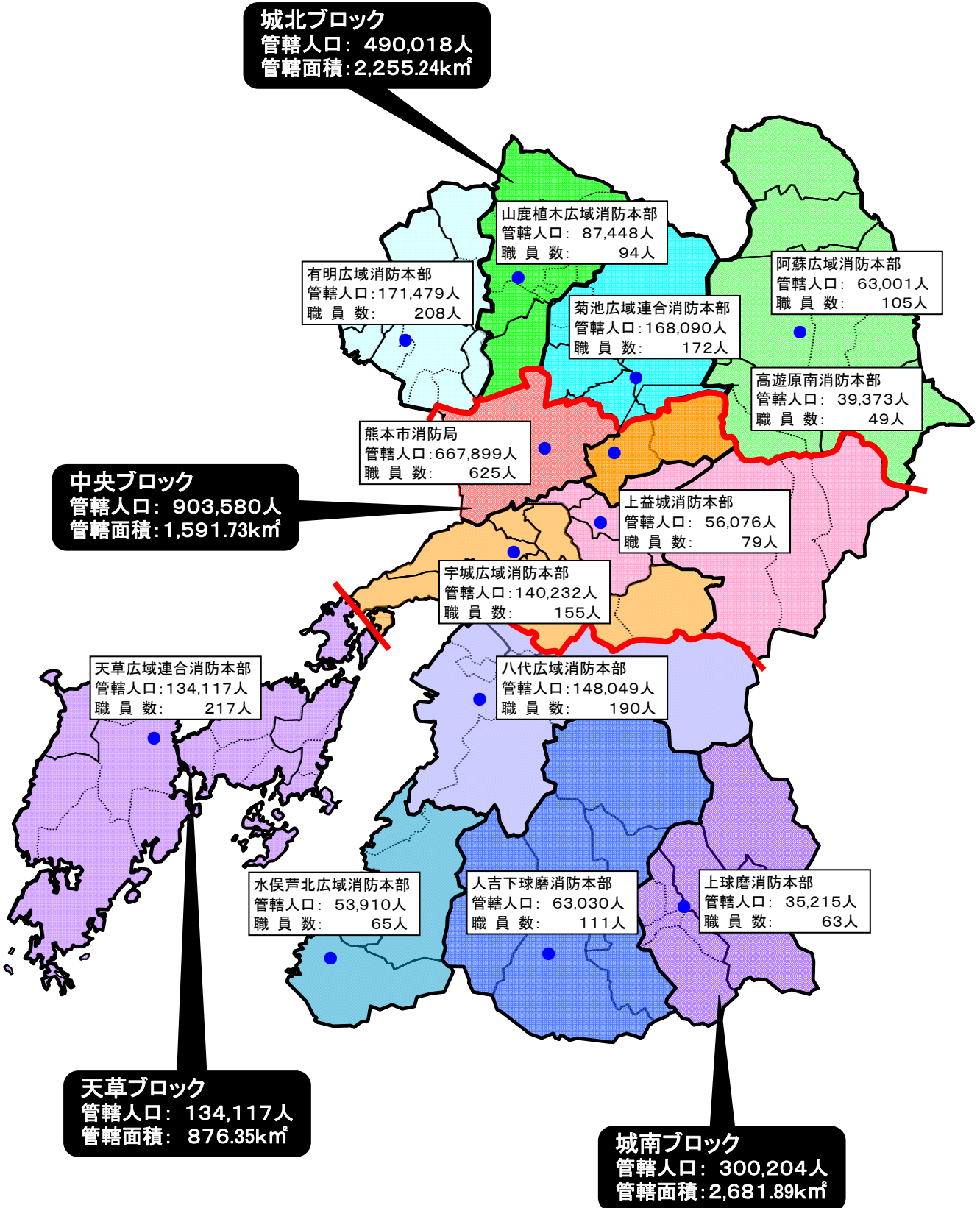
また、再編の取扱いについては、消防広域化推進協議会において新市の意向を踏まえた協議を行う必要がある。

なお、事業計画及び負担金についても、山鹿市及び山鹿植木消防本部の意向を踏まえて協議を行う。

四つの消防本部の管轄図及び現在の消防本部管轄区域 (H19.4.1 現在)

熊本県内：13消防本部（職員数：2,133人）

熊本県内人口：1,827,919人



調査第8号

広域行政について

(2) 清掃・し尿

清掃・し尿について

○論点

合併した場合、清掃及びし尿の処理がどのようになるのか。

1 現状

(1) 植木町の現状

山鹿植木広域行政事務組合（所在地：山鹿市） 職員16名（消防本部を除く。）

設立 昭和47年4月

構成市町 山鹿市、植木町

共同処理する事務

① ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること。

(単位：千円)

施設名	所在地	供用開始日	植木町負担金 (H19)
クリーンセンター	山鹿市鹿央町	H 4. 4	86, 670
最終処分場	植木町	H 4. 4	157, 986
リサイクルプラザ	植木町	H15. 4	104, 383

※リサイクルプラザは、不燃・粗大ごみの粗破碎、かん類の選別・圧縮成型、びん類の選別、ペットボトル・その他プラスチックの圧縮梱包等を行う施設である。

② 消防事務に関すること。(消防団に関する事務及び消防水利に関する事務を除く。)

③ 広域にわたる総合的な計画の策定並びに同計画の連絡及び調整に関すること。

④ 前号の計画のうち、ふるさと市町村圏計画で定める広域活動計画に基づき行う地域活性化事業に関すること。

⑤ し尿処理施設の設置及び管理運営に関すること。

(単位：千円)

施設名	所在地	供用開始日	植木町負担金 (H19)
山鹿衛生処理センター	山鹿市	S 5 5. 4	71, 262

⑥ 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年熊本県条例第58号)第2条の規定により市町村が処理することとされる事務のうち、次に掲げるもの。

ア 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に基づく事務

イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に基づく事務

(2) 熊本市の現状

① ごみ処理施設

施設名	西部環境工場	東部環境工場
所在地	熊本市城山薬師2丁目	熊本市戸島町
竣工年月	昭和61年3月	平成6年3月
焼却能力	450t/24時間	600t/24時間
H18年度処理量	117,009t	150,151t

※ 現在、西部環境工場の建替えを計画しており、用地については検討中である。規模としては、現在の西部環境工場と同規模程度を予定し、平成26年度の竣工を目標としている。

② し尿処理施設

施設名	秋津浄化センター	中部浄化センター
所在地	熊本市秋津3丁目	熊本市蓮台寺5丁目
竣工年月	昭和54年3月(3期)	昭和39年3月(2期)
処理能力	90m ³ /日(圧送量)	210kl/日
H18年度処理量	22,806kl	44,266kl

③ 最終処分場

施設名	扇田環境センター	
所在地	熊本市貢町	
名称	旧埋立地	新埋立地
竣工年月	昭和59年3月	平成15年3月(1期)
処理面積	91,600m ²	81,100m ²
埋立総容積	1,580,000m ³	1,499,700m ³

④ 熊本市のリサイクルの状況

熊本市ではリサイクル施設を有していないため、紙(新聞紙・折込みチラシなど)、資源物(空きびん・空き缶など)、ペットボトルの選別・圧縮加工等を民間事業者へ委託している。

2 課題

(1) 各施設の耐用年数等

施設名	項目		耐用・許容年数		考え方	建替時期
			法定年数	実質年数		
クリーンセンター (平成4年度)	本体	建物	38	21 - 31	長期間の運転停止を伴う更新・補修ができないため、焼却炉及び構築物(ごみピット)等の耐用年数である25年～30年が耐用年数と考える。	H34頃
		構築物(槽等)	30			
		構築物(レンガ造りのもの)、焼却炉、煙突、煙道	25			
		機械及び装置	7			
最終処分場	埋立処分場 (平成12年度)			23	平成20年2月(埋立8年目)の測量による総埋立容量の約35%であり、年間平均埋立率4.4%として、計算すると23年間は利用可能となる。 更に搬入形態の見直しによる延命化は可能となる。	H35頃
		水処理施設 (平成11年度)	構築物(槽等)			
		機械及び装置	7			
リサイクルプラザ (平成15年度)	本体	建物	38		一般的な廃棄物処理施設は、15年～20年で更新・補修を行う時期になる。	H53頃
		機械及び装置	7			
山鹿衛生処理センター(昭和55年)	本体	建物	38	35	長期間の運転停止を伴う補修等ができないため、槽の耐用年数である30年が耐用年数と考える。	H22頃
		構築物(槽等)	30			
		機械及び装置	5			

(備考) 廃棄物処理施設の法定年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)による。

(2) 今後の事業計画

クリーンセンターについては、老朽化による建替えのため27年度より用地選定・検討が計画されており、34年度更新を予定している。

山鹿衛生処理センターについても、老朽化による建替えのため21年度より用地選定・検討が予定されており、25年度更新を予定している。

また、最終処分場については、埋立処分場の嵩上げ及び水処理施設の改修が予定している。

(3) 事業費及び負担金

(単位：千円)

	クリーンセンター		最終処分場		リサイクルプラザ		山鹿衛生処理センター		合計	
		植木町分		植木町分		植木町分		植木町分		植木町分
H19	359,226	86,670	294,036	157,986	287,081	104,383	151,390	71,262	1,091,733	420,301
H20	351,189	88,474	283,086	148,471	251,499	104,395	156,514	72,519	1,042,288	413,859
H21	408,972	109,236	294,735	158,797	296,002	129,218	366,772	152,901	1,366,481	550,152
H22	382,306	100,758	362,601	171,626	302,735	132,432	296,549	112,672	1,344,191	517,488
H23	379,047	99,722	298,466	160,811	338,999	149,741	251,309	99,722	1,267,821	509,996
H24	338,129	86,715	315,430	169,968	354,185	156,989	447,833	85,001	1,455,577	498,673
H25	360,532	93,836	266,289	143,442	321,111	141,203	1,130,937	81,203	2,078,869	459,684
H26	349,149	90,218	390,032	111,131	322,967	142,089	2,518,370	133,084	3,580,518	476,522
H27	352,254	91,205	127,493	60,423	315,600	138,573	364,835	177,784	1,160,182	467,985
H28	360,513	93,830	110,959	59,594	315,442	138,497	277,036	135,000	1,063,950	426,921
H29	351,754	91,046	139,785	75,155	286,062	124,474	334,974	163,233	1,112,575	453,908
H30	399,125	91,270	133,988	72,026	180,564	74,120	475,972	231,941	1,189,649	469,357
合計	4,392,196	1,122,980	3,016,900	1,489,430	3,572,247	1,536,114	6,772,491	1,516,322	17,753,834	5,664,846

3 山鹿市及び山鹿植木広域行政事務組合の意向

	意向・要望
可燃物処理 (クリーンセンター)	<p>現有施設が使用できる間は新市との一部事務組合方式でお願いしたい。</p> <p>ただし、新市の搬入ごみは植木町分のみとしたい。(施設の処理能力の関係。以下同じ。)</p> <p>*施設移転の場合は、山鹿市単独で対応する。</p>
不燃物処理 (最終処分場)	<p>現有施設の埋立完了までは新市との一部事務組合方式でお願いしたい。</p> <p>ただし、新市の搬入ごみは植木町分のみとしたい。</p> <p>また、浸出水の管理については、水処理完了まで共同管理する。</p>
資源物処理 (リサイクルプラザ)	<p>現有施設が使用できる間は新市との一部事務組合方式でお願いしたい。</p> <p>ただし、新市の搬入資源物は植木町分のみとしたい。</p>
し尿処理 (山鹿衛生処理センター)	<p>現有施設の平成21年度の改修工事は必要と思われるが、使用できる間は新市との一部事務組合方式でお願いしたい。</p> <p>ただし、新市の搬入し尿は植木町分のみとしたい。</p> <p>その後施設移転の場合は、山鹿市単独で対応する。</p>

4 検討結果

清掃及びし尿の処理については、山鹿市及び山鹿植木広域行政事務組合の意向により現有施設が使用できる期間、新市が一部事務組合に加入し、現体制での運営を行う方向とする。

また、搬入の取扱いについては、植木町域から出る物に限定し、最終処分場の浸出水の管理については、水処理完了まで共同管理する方向とする。

なお、事業計画及び負担金についても、山鹿市及び山鹿植木広域行政事務組合の意向を踏まえて協議を行う。

調査第9号

各種団体について

(1) JA

J Aについて

○論点

- (1) 合併した場合、J A鹿本と行政の関わりはどのようになるのか。
 (2) また、J A鹿本の組合員及び植木町の農業者にどのような影響があるか。

1 現状

(1) J A熊本市と熊本市との関係

	組合員	正組合員	准組合員
J A熊本市	17,152人	10,481人	6,671人

定款上の資格 農業を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地又は施設が熊本市内にあるもの

○ 市単独の具体的な補助内容（19年度予算）

(J A熊本市、熊本市で組織する協議会への助成) (各協議会へ支出)

	J A熊本市	熊本市
・熊本市農畜産物生産出荷協議会	11,000千円	11,000千円
農畜産物各部会の生産技術向上・販売促進事業関係経費		
*事業部会名 (①本会 ②野菜部会 ③普通作 ④花き樹芸 ⑤果樹 ⑥畜産)		
・熊本農業元気づくり対策協議会	450千円	450千円
地産地消費の推進、女性農業者への支援、これらに必要な情報の収集		

(J A熊本市・熊本市からの助成)

	J A熊本市	熊本市
・熊本市後継者クラブ補助金	1,600千円	1,800千円
・熊本市認定農業者協議会負担金	700千円	700千円
・熊本農業普及事業協議会負担金	450千円	450千円

(2) J A鹿本と植木町の関係

	組合員	正組合員	准組合員
J A鹿本	12,686人	7,957人	4,729人
うち植木町	3,144人	2,277人	867人
構成比	24.8%	28.6%	18.3%

定款上の資格 農業を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地又は施設が山鹿市、植木町の地区内にあるもの

○ 町単独の具体的な補助内容（19年度予算）

（J A鹿本の組合員で組織される各種部会等への助成）

* 植木町域の各種部会・組織等の年間活動に対する助成（J A鹿本へ支出）

	J A鹿本	植木町
・各種部会等育成事業補助金	4,600千円	3,500千円
①園芸部 ②果樹部 ③花卉部 ④普通作 ⑤水田確立 ⑥畜産 ⑦農業振興 ⑧教育情報 ⑨健康診断		
・地域農業活性化事業補助金	5,280千円	2,700千円
①女性部 ②農家組合 ③青年部 ④4Hクラブ		

（各種団体へのJ A鹿本・植木町からの助成）	J A鹿本	植木町
・植木町4Hクラブ助成金	121千円	55千円
・植木町認定農業者連絡協議会補助金	—	200千円
・植木町担い手育成総合支援協議会補助金	—	500千円
・植木町農業用廃プラスチック類処理対策事業費補助金	130千円	130千円
・植木町女性経営者の会助成金	—	80千円
・植木町農業経営同友会助成金	50千円	55千円
・植木町たばこ耕作振興会補助金	126千円	350千円

2 検討結果

(1) J A鹿本と行政の関わり

①組織の変更について

J Aにおいては、規模拡大による農協事業の機能強化、経営安定化等を目的に既に広域合併に取り組んでおり、行政の区域を越えた活動を行っている。

また、植木町が熊本市と合併し行政区域の変更があった場合においても、J Aの

組織変更について行政側から要請することではなく、組織変更を行う場合も組合員の意向を踏まえた関係 J A の協議によることとなる。

②組合員の資格

熊本市と合併する富合町においては、J A 熊本うきに残ることを前提として協議が行われた。

上益城郡山都町の旧阿蘇郡蘇陽町における組合員の資格の取扱いは、J A 阿蘇の定款は「旧阿蘇郡蘇陽町を含む」、J A かみましきの定款は「旧阿蘇郡蘇陽町を除く」となっているように、定款の変更が必要となる。

③植木町が単独で行ってきた支援

農業者の高齢化や農産物価格の低下等により担い手不足が深刻化している状況で、J A 組織が担う役割がより一層重要になると考えられ、農業政策を行政と一体的に行う必要がある。

合併した場合には、これまで植木町が築いた J A 鹿本との関係については、これから熊本市と J A 鹿本が新たに築いていくことになり、植木町が行っている財政的支援の継続は必要であると考えており、一定期間は現状のまま継続する方向とする。また、各関係協議会等の組織あるいは事業内容のあり方を研究し、整合性を図りながら調整を行っていきたい。

(2) 植木町の農業者への影響

具体的な農業者への影響については、合併した後の状況により未知数であるが、以下のことが考えられる。

- ・合併後、政令指定都市になった場合、都市計画の線引きに伴う市街化区域の農地については、資産価値が上がる一方で都市計画税等、新たな税負担が発生する。

⇒「調査第 6 号 税・使用料・手数料について」において調査

- ・市街化調整区域の農地については、転用する場合原則、開発行為の許可が必要になる。

⇒「調査第 2 号 市街化区域・市街化調整区域について」において調査

- ・ほ場整備や農道整備等の各種ハード面の助成、認定農業者や農業用廃プラスチック類等の制度に違いがある。
- ・農業委員会組織の変更や農区長制度の新設等が考えられる。
- ・鹿本地方（郡市）に加入している各種協議会や町単独各種協議会において、継続するか変更するかによる影響が考えられる。

(3) 農業関係事業の取り扱い

別紙「事務事業調査票」参照

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

調査項目	農林水産関係事業	小項目名	農区長制度
調査内容	熊本市が実施している農業制度の扱いについて検討する。		
調査結果	合併後は、植木町を含む全市域を対象として事業を実施する。		
B			

制 度 比 較	
	熊 本 市
市 町 別 内 容	<p style="text-align: center;">熊 本 市</p> <p>1.農区、農区長 本市内の農耕地域を34農区に分け、各農区に農区長を置いている。</p> <p>2.農区長の職務 農区長は、市長の指揮を受け、その農区内の農業協同組合及び農家組合その他農業各種団体との連絡を図り、農林畜産の改良及び農政活動の推進を図る。</p> <p>3.農区長の委嘱 農区長は、本市の農業協同組合の理事で各農区内に居住する者の中から市長が委嘱。 農業協同組合長が、その農区に属する集落農区長と協議して推薦する者があるときは、市長はその者を農区長に委嘱することができる。ただし、農業協同組合のない農区にあつては、当該農区に属する集落農区長が推薦した者を委嘱することができる。</p> <p>4.農区長の任期 3年</p> <p>5.根拠 熊本市農区長設置規則</p> <p>平成17年度決算額 510千円 平成18年度決算額 510千円 平成19年度予算額 510千円</p>
	<p style="text-align: center;">植 木 町</p> <p>該当なし * 植木町各行政区において鹿本農業協同組合の農家組合に対し連絡調整等をお願いしているが、町からの委託はしていない。(農家組合長とは、地域毎にJA組合員で互選しJAが任命している。JA業務の地域連絡員的な役割や、農業行政の連絡員的な役割を担っている)</p> <p>・行政と農家との事務伝達(連絡調整)方法 ①行政⇔各行政区の嘱託員・行政連絡員 ②行政(JA)⇔農家組合長(各行政区毎に配置) 上記の2つの方法を併用して伝達している。</p> <p>・嘱託員・行政連絡員の任期 1年 ・農家組合長の任期(地区によって異なる) 1~2年</p>
相 違 点 と 課 題	<p>・熊本市のみで実施している事業である。</p> <p>・今後の課題として、対象農区の数と農区長の選任方法について検討を要する。</p>

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

調査項目	農林水産関係事業	小項目名	4 Hクラブ連絡協議会補助金
------	----------	------	----------------

調査内容	農業後継者団体への補助について比較検討する。
調査結果 A	熊本市の制度へ統合し、植木支部4Hとして活動する方向で検討する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>農業後継者クラブ活動費補助金</p> <p>1 目的 後継者の意識向上のため、研修会、交流会等の諸活動に対して補助金を交付する。 8支部174人</p> <p>2 交付額 平成18年度 1,800千円</p> <p>平成17年度決算 1,800千円 平成18年度決算 1,800千円 平成19年度予算 1,800千円</p>	<p>植木町4Hクラブ助成金</p> <p>1目的 若手農業者の健全な育成を図るため植木町4Hクラブに対し助成金を交付する。 4Hクラブ 10名</p> <p>2交付額 平成17年度決算額 55千円 平成18年度決算額 55千円 平成19年度予算額 55千円</p>
相 違 点 と 課 題	植木町では、後継者の研修等については、別途農業後継者育成事業として実施している。	

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

調査項目	農林水産関係事業	小項目名	認定農業者協議会
調査内容	認定農業者協議会への助成金額等を比較検討する。		
調査結果	熊本市への制度へ統合し、植木地区協議会とする方向で検討する。		

C

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>熊本市認定農業者協議会</p> <p>1 目的 熊本市認定農業者と熊本市担い手育成総合支援協議会との連携を強化するとともに、認定農業者相互の交流を促進することにより、認定農業者個々の農業経営の改善と農業の活性化に資することを目的とする。</p> <p>2 会長 上村 恒治</p> <p>3 認定農業者会員数 870名(平成19年8月現在)</p> <p>4 交付額 平成20年度予算額 700千円</p> <p style="margin-left: 20px;">平成17年度決算 700千円 平成18年度決算 700千円 平成19年度決算 700千円</p>	<p>植木町認定農業者連絡協議会</p> <p>1 目的 認定農業者相互の十分な連絡調整を行い、農業者自身の経営改善・発展に向けた活動を促進することを目的とする。</p> <p>2 会長 原口 睦成</p> <p>3 認定農業者会員数 357名(平成20年4月1日現在)</p> <p>4 交付額 平成20年度予算額 180千円</p> <p style="margin-left: 20px;">平成17年度決算額 200千円 平成18年度決算額 200千円 平成19年度決算額 200千円</p>
相 違 点 と 課 題	<p>目的は一緒であるが、助成金の額が異なる。</p>	

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

調査項目	農林水産関係事業	小項目名	農業後継者育成対策事業
調査内容	農業後継者育成のための施策について、比較検討する。		
調査結果	<p style="font-size: 2em; font-weight: bold; margin: 0;">A</p> 合併時に熊本市の例により統合する方向で検討する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>農業後継者育成経費</p> <p>【目 的】</p> <p>次代を担う農業後継者の確保・育成は、農業従事者の減少・高齢化等、本市農業の持続的発展を維持する上で極めて重要な課題である。</p> <p>このため、農業簿記・パソコン講座や企業の経営感覚を醸成するための経営講座の開催や、各種研修を行う。</p> <p style="text-align: center;">(平成19年度事業費予算単位:千円)</p> <p>1 農業簿記・パソコン講座(480):経営管理能力の向上(H11年度～)</p> <p>2 経営講座(309)</p> <p style="text-align: center;">企業の経営感覚の醸成</p> <p>3 青年大学校派遣研修(90)</p> <p style="text-align: center;">リーダーとしての資質向上</p> <p>4 先進的農業総合研究会派遣研修(250)</p> <p style="text-align: center;">アイデアやノウハウ蓄積</p> <p>平成17年度決算 3,559千円 平成18年度決算 3,471千円 平成19年度予算 3,864千円</p> <p>農業後継者クラブ活動費補助(1,800千円)含む</p>	<p>農業後継者育成事業補助金</p> <p>目的</p> <p>本町農業の担い手を育成することを目的として、農業振興に必要な幅広い視野と感覚を身につけるため、研修等に参加しようとする農業後継者に対して助成金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進地視察研修 ・発表会、研究会活動助成 <p style="text-align: center;">平成17年度決算額 617千円 平成18年度決算額 500千円 平成19年度予算額 444千円</p>
相 違 点 と 課 題	植木町では、4Hクラブへの助成金は別途交付している。	

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

調査項目	農林水産関係事業	小項目名	生産体制強化対策事業
調査内容	農業生産対策の取扱いについて比較検討する。		
調査結果	<p style="font-size: 2em; font-weight: bold; margin: 0;">C</p> 各種団体への助成については、一定期間後に、制度の見直しを検討する。 農業振興に必要な土壌病中検査室等の施設については、植木町を含む全市域を対象に事業を実施する方向で検討する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>生産体制強化対策事業</p> <p>1.目的 農産物の高品質化や低コストなど生産体制の強化を図り、収益性の高い営農形態を確立し、農業経営の安定化を図る。</p> <p>2.事業内容</p> <p>①みかん実験農場、土壌病虫検査室の運営</p> <p>②各種団体への助成：生産体制強化のための組織活動に対する支援</p> <p>③農業生産総合対策の推進：農産物の品質向上、生産体制の確立のための支援</p> <p>(国庫補助事業、熊本県補助事業の要綱・要領及び熊本市農林水産振興補助金事務取扱要綱に基づく支援)</p> <p>3.内訳</p> <p>①施設管理経費(11,090 千円)</p> <p>②各種団体助成経費(12,159 千円)</p> <p>③農作物鳥獣被害対策経費(2,362 千円)</p> <p>平成 17 年度決算額 27,932 千円 平成 18 年度決算額 35,502 千円 平成 19 年度予算額 25,611 千円</p>	<p>地域農業活性化事業補助</p> <p>各種団体の様々な活動・地域農業者自らの発案と創意工夫による取り組みを支援し、育成強化を図り、地域農業の活性化を図る。</p> <p>(内容)</p> <p>・各種団体への組織活動、農業政策の周知・推進の活動並びに品質向上、生産体制の確立のための助成。 (植木町農業振興補助金交付規則に基づく支援)</p> <p>(内訳)</p> <p>①各種団体助成(6,678 千円) ②有害鳥獣捕殺委託料(490 千円)</p> <p>平成 17 年度決算額 6,605 千円 平成 18 年度決算額 6,795 千円 平成 19 年度予算額 7,168 千円</p> <p>・JA以外の任意生産団体へ助成金の交付は行っていないが、ソフトの支援(エコファーマー申請等)を行っている。 (予算措置はなし)</p> <p>* 上記の他に必要に応じて国庫・県補助事業に取り組んでいる。(事業主体への間接補助)</p>
相 違 点 と 課 題	土壌病虫検査室等の運営管理経費については、熊本市のみである。	

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

調査項目	農林水産関係事業	小項目名	農業用廃プラスチック類処理対策協議会
調査内容	植木町のみのも制度も含んでおり合併後の新市の方針について検討する。		
調査結果	組織運営補助金については、一定期間は継続し、その間、関係機関と協議を行い調整する方向で検討する。		

制 度 比 較	
	熊 本 市
市 町 別 内 容	<p style="text-align: center;">熊本市農業用廃プラスチック類処理対策協議会</p> <p>1.目的 協議会は農業用廃プラの処理について資源の有効利用を図るためリサイクルを基本とした再生処理を目標に、農家の意識向上・適正処理への誘導を図り、農業における環境への負荷を軽減した取り組みが行われるよう推進する。</p> <p>2.会長 熊本市農協園芸部会 部会長 馬原民雄</p> <p>3.人員 10名</p> <p>4.構成 熊本県熊本農政事務所農業振興課 " 農業普及指導課 熊本市生産流通課 熊本市農業協同組合 熊本県経済連園芸資材課 熊本県農業用フィルム商業会 JA 熊本市園芸・果樹・普通作・花卉部会</p> <p>5.補助金額 該当なし</p>
	<p style="text-align: center;">植 木 町</p> <p>植木町農業用廃プラスチック類処理対策協議会</p> <p>1目的 協議会は、町・農協・商工会・生産者が協力して農業用廃プラスチック類の適正な処理を推進し、これらの放置によって生ずる諸種の弊害を防止し、生産環境の美化に資する。</p> <p>2会長 植木町長 藤井 修一</p> <p>3会員 43名</p> <p>4構成 議会代表、JA鹿本地区担当理事、商工会代表 植木町産業振興課、JA鹿本、農家組合長代表 嘱託員代表、農業委員代表 他</p> <p>5補助金額 平成17年度決算額 130千円 平成18年度決算額 130千円 平成19年度予算額 130千円</p>
相 違 点 と 課 題	<p>植木町では組織運営支援補助金が設けられているが、熊本市では助成していない。</p> <p>廃プラの処理費及び各農家の負担金、処理業者の選定、収集方法が異なるため調整が必要。</p> <p>事業については、JAとの関わりが深い為、別途JAを含めた調整が必要。</p>

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

調査項目	農林水産関係事業	小項目名	担い手育成総合支援協議会
調査内容	同様の取り組みを行っている。		
調査結果 A	同じ制度のため、合併後3年以内熊本市の例により統合する方向で検討する。		

制 度 比 較	
	熊 本 市
市 町 別 内 容	<p style="text-align: center;">熊本市担い手育成総合支援協議会</p> <p>1 目的 支援協議会は、効率的かつ安定的な農業経営を目指した経営改善に取り組む農業担い手に対する支援を強化し、望ましい地域農業構造の確立等に資することを目的とする。</p> <p>2 会 員</p> <p>(1) 熊本市 農業政策課、生産流通課、耕地課、北部・河内・飽田・天明の各農林水産振興部出張所、熊本市農業委員会</p> <p>(2) 県熊本農政事務所 [農業振興課、農業普及指導課、農地整備課]</p> <p>(3) 熊本市農業協同組合 [営農部]</p> <p>3 会長 農林水産部長</p> <p>4 組織 担い手育成プロジェクト 認定農業者育成班 生産組織育成班</p> <p>平成17年度決算 0千円 平成18年度決算 0千円 平成19年度予算 18,951千円 (地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業)</p>
	<p style="text-align: center;">植木町</p> <p>植木町担い手育成総合支援協議会</p> <p>1目的 農業を持続的に発展させていくために、意欲と能力のある担い手に対し、経営改善支援・認定促進などの支援を行い、自らの創意工夫を生かした農業経営、地域の経営構造を推進することを目的とする。</p> <p>2会員</p> <p>①植木町 産業振興課 農業委員会</p> <p>②熊本県鹿本地域振興局 農業振興課長 普及指導課長</p> <p>③鹿本農業協同組合</p> <p>④土地改良区代表</p> <p>⑤女性アドバイザー</p> <p>3会長 金山 武史(植木町副町長)</p> <p>平成17年度決算額 0千円 平成18年度決算額 551千円 平成19年度予算額 6,851千円 (担い手育成支援事業) (地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業)</p>
相 違 点 と 課 題	同様の取り扱いを行っている。

**熊本市・植木町合併問題調査研究会
事務事業調査票**

作業部会名： 経済振興部会

調査項目	農林水産関係事業	小項目名	農業・農村男女共同参画経費
調査内容	「アグリ小町」「植木町青年・女性のつどい」については移行等も含め検討が必要である。		
調査結果	<p>D</p> <p>アグリ小町の組織については、認定農業者協議会の女性部会への移行に関する組織議論中であるので、一定期間の経過措置を設ける方向で検討する。</p> <p>青年・女性のつどいについては一定期間の経過措置を設ける方向で検討する。</p>		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>農業・農村男女共同参画経費</p> <p>1 目的 農業就業人口の過半数を占める女性農業者は、本市農業振興を図る上で重要な担い手である。今後、女性が地域農業に意欲を持って取り組んでいくためには、女性農業者の位置づけを明確にし、農業経営に積極的に参画できる環境を整備していく必要がある。そのため、女性が農業経営への参画促進に関する施策を推進し、経営管理能力の向上を図るもの。平成15年度から国庫補助事業で実施している。</p> <p>2 事業内容()は19年度予算</p> <p>①家族経営協定締結推進啓発(275)153経営体</p> <p>②農業女性セミナーの開催(100)企業的経営感覚の醸成及び企業化</p> <p>③検討会議の開催(22) 県・市・JA構成女性の地域活動への参画推進</p> <p>④全国検討会派遣研修(113)</p> <p>平成17年度決算額 593千円 平成18年度決算額 541千円 平成19年度予算額 520千円</p>	<p>農業女性経営者の会助成</p> <p>1 目的 女性の農業経営への参画推進、女性地位向上、様々な情報・知識習得のための活動等に対し支援する。</p> <p>2 内容</p> <p>①アグリ小町の組織活動に対し助成</p> <p>平成17年度決算額 80千円 平成18年度決算額 80千円 平成19年度予算額 80千円</p> <p>植木町青年・女性のつどい</p> <p>1 目的 青年・女性農業者の活動報告や意見発表などを通じて、農業者のみならず、一般住民に対しても情報の発信と相互理解・交流を深め知識習得のために実施する。</p> <p>2 内容 農業者の意見発表、活動報告、講演会</p> <p>平成17年度決算額 100千円 平成18年度決算額 100千円 平成19年度予算額 100千円</p>
相違点と課題	「植木町青年・女性のつどい」については植木町のみで実施している。	

調査第9号

各種団体について

(2) 商工会

商工会について

○ 論点

- (1) 合併した場合、商工会と行政の関わりはどのようになるのか。
 (2) また、植木町商工会の会員及び植木町の商工業者にどのような影響があるか。

1 現状

(1) 熊本商工会議所・各商工会と熊本市との関係

	会員数	定款上の会員資格
熊本商工会議所	6,047人	本商工会議所の地区内に引き続き6月以上、営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者。または、常議員会で承認を得たもの。
託麻商工会	1,167人	商工会の地区内に引き続き6月以上、営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者。または、理事会で承認を得たもの。
北部商工会	381人	
河内商工会	175人	
飽田商工会	163人	
天明商工会	213人	

○ 市単独の具体的な補助内容

「熊本市中小企業に関する団体に対する補助金交付要綱」により、(1)～(3)の交付対象事業に対し、以下のとおり交付している。

- (1) 中小企業者及び従業員の育成指導に関する事業
- (2) 団体が行う地域商工業振興事業
- (3) 商工業振興のため市長が特に必要と認める事業

	平成19年	平成20年
熊本商工会議所	11,786千円	10,608千円
託麻商工会	3,929千円	3,537千円
北部商工会	3,929千円	3,537千円
河内商工会	3,536千円	3,183千円
飽田商工会	2,750千円	2,750千円
天明商工会	3,850千円	3,465千円

(2) 植木町商工会と植木町の関係

	会員数	定款上の会員資格
植木町商工会	640人	商工会の地区内(植木町の区域)において、引き続き6月以上営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者。

○ 町単独の具体的な補助内容

商工振興助成事業助成金として、以下のとおり商工会へ交付している。

	平成19年	平成20年
植木町商工会	12,000千円	11,500千円

2 検討結果

(1) 商工会と行政の関わり

①組織の変更

商工会法によると、一市町村に一商工会が基本であるが、市町村合併が行われた際の特例として、一市町村に複数の商工会が存続することも可能である。

このことから、熊本市と過去に合併した町の商工会は現在も存続しており、本年10月に合併する富合町の商工会も現行どおり存続することとなっている。

なお、熊本市では身近な経済団体として管内の小規模事業者の経営改善・経営相談等の活動をされる商工会は地域経済振興に非常に重要な役割を担う団体であると考え、県や県商工会連合会とも連携を図り、商工会事業活動の充実を図るための支援等について検討を行っていく考えである。

②組合員の資格

商工会法の規定により、商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであってはならないため、植木町商工会が存続する間は、植木町商工会の管内の事業者は植木町商工会の会員の資格のみ発生すると考えられる。

③植木町が単独で行ってきた支援（商工振興助成事業助成金）

商工会会員数が減少傾向にある中で、町ではこれまで財政支援を行ってきたが、合併後もこれまで同様に充実した商工会事業を推進するためには適切な助成措置が必要である。

(2) 植木町の商工業者への影響

①植木町の商工業者への影響

具体的な商工業者への影響については、合併後の状況により未知数であるが、現時点では以下のことが想定される。

- ・線引きにより市街化調整区域については、新たな土地利用規制が発生するため建物の増築等が難しくなる可能性がある。

⇒「調査第2号 市街化区域・市街化調整区域について」において調査。

- ・事業所税等一定規模の事業者には新たな税負担が発生する可能性がある。

⇒「調査第6号 税・使用料・手数料について」において調査。

- ・植木町役場の機能が支所や区役所へ変更することに伴い、職員数、物品購入、工事発注件数等に影響があると考えられる。

⇒「調査第4号 区役所とその権限機能について」において区役所機能について調査。

(3) 商工業関係事業の取り扱い

別紙「事務事業調査票」参照

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

調査項目	商工・観光関係事業	小項目名	企業立地促進事業
調査内容	現在、両市町がそれぞれ独自に企業立地に関する支援制度を設定しているため、新市になった場合の制度のあり方について協議。		
調査結果 A	熊本市の制度に統合する方向で検討する。 合併時に植木町の条例等に基づき指定を受けている企業等については現行どおりとする方向で検討する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>企業立地促進事業</p> <p>【事業目的】 環境・情報通信等の新規成長分野をはじめ、雇用吸収力が高く波及効果が大きい製造業を軸に本市への立地を促進することにより、雇用の場の拡大・市民所得の向上など経済の活性化を図る。</p> <p>【事業内容】 ○企業立地促進条例等に基づく立地促進 ・条例に基づく立地促進は補助金で対応</p> <p>(1) 交付対象者 市内に事業所を新設・増設・移設する企業</p> <p>(2) 交付内容 ①固定資産税、都市計画税及び事業に係る事業所税相当額(3ヵ年度分) ②土地取得費の一部又は賃料に要した3年間分の経費の1/2 ③新規常用従業員数1人につき 正社員50万円、正社員以外15万円 ④設備投資補助金 投下固定資産額の10%を補助</p> <p>(3) 限度額 20億円(①～④の合計額)</p> <p>◇決算額(補助金のみ、事務経費を除く) 平成17年度決算 131,966千円 平成18年度決算 70,762千円 平成19年度予算 35,297千円</p>	<p>企業立地促進事業</p> <p>【事業目的】 地域の産業振興を図る上で、地域経済への波及効果が大きく優良と認められる企業の立地を促進することで、産業の振興、雇用の拡大を図る。</p> <p>【事業内容】 ○植木町工場等設置奨励条例等に基づく企業誘致 ・条例に基づく補助金制度で対応</p> <p>(1)交付対象者 植木町内に工場等を新設又増設する企業</p> <p>(2)交付内容 ①最初の年度において賦課された固定資産税額の1/2相当額(3ヵ年度分) ②事業の用に供する目的で取得した3千㎡以上の土地で取得価格の1/10相当額(限度額1千万円) ③新規常時雇用者1人あたり30万円(限度額300万円)</p> <p>◇決算額(補助金のみ) 平成17年度決算 1,176千円 平成18年度決算 1,698千円 平成19年度予算 3,877千円</p>
相 違 点 と 課 題	企業立地に対する支援制度。	

**熊本市・植木町合併問題調査研究会
事務事業調査票**

作業部会名： 経済振興部会

調査項目	商工・観光関係事業	小項目名	新産業分野支援事業
調査内容	熊本市のみの事業であり、どのように取り扱うか。		
調査結果 B	合併後は、植木町域を含む全市域を対象として事業を実施する方向で検討する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>○新製品・新技術研究開発助成事業 【内容】 成長産業分野(情報・通信、健康・福祉、環境、バイオ、新製造技術)での中小製造業者及びその団体等が行う新製品・新技術の研究開発にかかる経費の一部を助成する</p> <p>① 助成額 ・中小製造業者及び製造業主体とした団体等 300万円(上限)</p> <p>②助成率 2分の1以内 H17年度決算 7,500千円(4件) H18年度決算 6,000千円(2件) H19年度予算 7,500千円(4件)</p> <p>○産学連携支援事業 【内容】 大学の研究機関(研究シーズ)と市内企業(事業化ニーズ)が共同研究等により、具体的な事業化へとつなげていく産学連携の取り組みを支援する H17年度決算 1,370千円 H18年度決算 3,281千円 H19年度予算 3,400千円</p> <p>○熊本都市圏産業振興推進経費 【内容】 都市圏ビジョンで示された「熊本らしさを活かした世界に展開する地域産業の振興」の方針に基づき都市圏が連携して産業振興を推進する取り組みを行う。 ・都市圏産業振興連携シンポジウム開催 ・熊本都市圏フードブランド開発販売戦略研究会実施 H19年度予算 6,200千円</p>	特になし
相 違 点 と 課 題	植木町に該当する事業なし。	

**熊本市・植木町合併問題調査研究会
事務事業調査票**

作業部会名： 経済振興部会

調査項目	商工・観光関係事業	小項目名	工業活性化支援事業
調査内容	熊本市のみの事業であり、どのように取り扱うか。		
調査結果	<p style="font-size: 2em; font-weight: bold; margin: 0;">B</p> 合併後は、植木町域を含む全市域を対象として事業を実施する方向で検討する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>技術力向上支援事業 【内容】 産学行政の連携により、研究成果の産業界への技術移転と交流を促進し、先端産業の育成と産業の高度化・集積化を図るため、技術研究機関の取り組みを支援する</p> <p>【支援機関】 「熊本 TLO」「熊本知能システム技術研究会(RIST)」「バイオテクノロジー研究推進会」「熊本県工業連合会」</p> <p>H17 年度決算 4,050 千円 H18 年度決算 4,045 千円 H19 年度予算 4,045 千円</p> <p>製造業見本市出展支援事業 【内容】 製造業を主体とした中小企業者及びその団体等が実施する販路開拓への取り組みに対して、必要な経費の一部を助成する</p> <p>①助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九州内への出展事業 企業 30 万円 団体等 50 万円 ・九州外への出展事業 企業 50 万円 団体等 80 万円 <p>②助成率 50%以内</p> <p>H17 年度決算 2,845 千円 H18 年度決算 2,794 千円 H19 年度予算 3,000 千円</p>	特になし
相 違 点 と 課 題	植木町に該当する事業なし。	

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

調査項目	商工・観光関係事業	小項目名	中小企業人材育成支援事業
調査内容	植木町に該当する事業はないが、合併後どのように行うか。		
調査結果	<p style="font-size: 2em; font-weight: bold; margin: 0;">B</p> 合併後は、新市全域を対象とする事業として継続する方向で検討する。		

制度比較		
	熊本市	植木町
市町別内容	<p><u>(1)中小企業研修</u></p> 中小企業を対象に各階層別や分野別能力開発研修(セミナー・パソコン研修)及び講演会を体系的に実施。 ・平成 17 年度決算 8,607 千円(受講者数:991 名) セミナー17、パソコン 19、講演会 2 ・平成 18 年度決算 7,799 千円(受講者数:632 名) セミナー14、パソコン 19、講演会 1 ・平成 19 年度予算 8,164 千円 セミナー15、パソコン 19、講演会 1	特になし
	<p><u>(2)中小企業研修派遣助成制度</u></p> 中小企業の研修受講機会の拡大と経費軽減を図るため、公的研修機関への研修受講に要する費用の一部を助成。 助成額:旅費、滞在費の 2 分の 1 相当額 ・平成 17 年度決算 507 千円(助成件数:44 人) ・平成 18 年度決算 507 千円(助成件数:40 人) ・平成 19 年度予算 540 千円	
相違点と課題	植木町に該当する事業なし。	

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

調査項目	商工・観光関係事業	小項目名	中小企業金融対策事業
調査内容	<p>①植木町の中小企業特別小口資金融資制度は熊本市にもあるため、両市町の制度の内容を確認し、合併後どのように実施するか。</p> <p>②その他の事業は熊本市のみの事業であるが、合併後どのようにして実施するか。</p>		
調査結果	<p>B</p> <p>①植木町の中小企業特別小口資金融資制度については、熊本市の制度と同等であると考えられるため、合併後は熊本市の制度で新市全域を対象とする事業として継続する方向で検討する。</p> <p>②合併後は、新市全域を対象とする事業として継続する方向で検討する。</p>		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p><u>(1)(特)商工振興資金貸付事業</u> 融資枠を確保するとともに肥後銀行他7金融機関へ貸付原資を預託し、融資制度を行う。 【融資制度】 ①小口資金 ②無担保無保証人資金 ③経営安定資金 ④起業化支援資金 ⑤特別短期資金 ⑥中元年末資金 ⑦経営安定特例資金 ⑧経済環境変動対策資金 ⑨公害防止施設資金 ⑩地下水使用合理化設備資金 ⑪高度化資金 ⑫経営向上小口資金 ・平成17年度決算 3,343,000千円 ・平成18年度決算 3,343,000千円 ・平成19年度予算 3,343,000千円</p> <p><u>(2)利子補給金</u> 公衆浴場営業者、伝統工芸営業者、倒産関連中小企業者、アスベスト飛散防止と上記④・⑦・⑨・⑩の制度利用者に利子の全部又は一部を補給する。 ・平成17年度決算 2,283千円(補給件数:41件) ・平成18年度決算 5,202千円(補給件数:64件) ・平成19年度予算 12,800千円</p> <p><u>(3)信用保証料補給金</u> 上記①・②・④・⑦・⑨・⑩・⑫の制度利用者に信用保証料の全部又は一部を補給する。 ・平成17年度決算 70,146千円(補給件数:1,222件) ・平成18年度決算 103,608千円(補給件数:1,604件) ・平成19年度予算 89,000千円</p>	<p><u>(1)(特)商工振興資金貸付事業</u> 特になし</p> <p><u>(2)利子補給金</u> 特になし</p> <p><u>(3)信用保証料補給金</u> 特になし</p>

	<p><u>(4) 中小企業対策融資保証料補助</u> 上記③・④・⑤・⑦・⑧・⑨・⑩の制度について、信用保証料が一般分より低減されている分(0.2～0.25%)を信用保証協会へ補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年度決算 11,323 千円(補助件数:154 件) ・平成 18 年度決算 10,345 千円(補助件数:421 件) ・平成 19 年度予算 9,000 千円 <p><u>(5) 損失補償金</u> 積極的な保証承諾を促すため、上記①・②・④・⑤・⑦・⑧の制度で、信用保証協会が代位弁済を行ったものの内、中小企業金融公庫が充填した元金の残り 20%を損失補償契約に基づき、信用保証協会へ補填する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年度決算 46,181 千円(補償件数:87 件) ・平成 18 年度決算 33,103 千円(補償件数:66 件) ・平成 19 年度予算 48,000 千円 <p><u>(6) 信用保証協会出捐金</u> 出捐金累計 一般保証分 334,901 千円 制度保証分 456,250 千円 ・平成 17～19 年度 実績なし</p>	<p><u>(4) 中小企業対策融資保証料補助</u> 特になし</p> <p><u>(5) 損失補償金</u> 積極的な保証承諾を促すため、信用保証協会と特別小口資金融資制度について、損失保証契約を締結し、信用保証協会が代位弁済を行ったもののうち、中小企業金融公庫が充填した元金の残り 20%を信用保証協会へ補填する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年度決算 0 千円(補償件数:0 件) ・平成 18 年度決算 0 千円(補償件数:0 件) ・平成 19 年度決算 227 千円(補償件数:1 件) <p><u>(6) 信用保証協会出捐金</u> 出捐金累計 一般保証分 17,400 千円 小口資金融資制度保証分 12,350 千円 ・平成 17～19 年度 実績なし</p>
相違点と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・植木町の制度としては中小企業特別小口資金融資制度のみである。 	

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

調査項目	商工・観光関係事業	小項目名	経営相談事業
調査内容	植木町に該当する事業はないが、合併後どのように行うか。		
調査結果	合併後は、新市全域を対象とする事業として継続する方向で検討する。		
B			

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p><u>(1)中小企業経営サポートプラザ運営経費</u> 経営革新、経営改善、創業等の多岐にわたるニーズに的確に対応し、中小企業の経営基盤の強化を図る。(開館時間：火～土 9:00～20:00) 【内容】(平成 16 年 10 月開所) 中小企業診断士による無料経営(創業)相談、金融専門相談員による相談(アドバイス)、交流スペースの設置、経営支援ホームページやメールマガジンによる情報提供、資料等の貸し出し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年度決算 14,060 千円(相談件数:391 件) ・平成 18 年度決算 14,620 千円(相談件数:441 件) ・平成 19 年度予算 16,200 千円 <p><u>(2)経営相談事業</u> 中小企業診断士や弁護士等の専門家が中小企業の診断や問題解決のための相談、社内研修等の講師派遣等を実施し、専門的かつ高度な問題解決の助言等を行うステップアップ事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年度決算 2,029 千円(診断件数:23 件) ・平成 18 年度決算 2,277 千円(診断件数:26 件) ・平成 19 年度予算 2,476 千円 <p><u>(3)起業家育成塾開催経費</u> 大学生や創業を志す市民を対象に、起業に必要なノウハウを学ぶセミナーを熊本学園大学と共催で開催する。(10～12 月の毎週土曜日、計 9 回開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年度決算 500 千円(受講者数:33 名) ・平成 18 年度決算 500 千円(受講者数:54 名) ・平成 19 年度予算 500 千円(受講者数:37 名) 	特になし

	<p><u>(4)チャレンジフロア運営経費</u></p> <p>創業を志す市民や創業間もない事業者の円滑な成長を支援するため、商売の実践の場を提供するチャレンジフロアを管理運営する。</p> <p>(産文会館地階に平成 18 年 1 月開所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年度決算 12,419 千円 ・平成 18 年度決算 10,483 千円 ・平成 19 年度予算 10,500 千円 <p>(平成 20 年 3 月末で閉鎖)</p>	
相違点と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・植木町に該当する事業なし。 	

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

調査項目	商工・観光関係事業	小項目名	労働環境・福祉向上事業
調査内容	該当する事業はないが、新市になった場合の事業について協議。		
調査結果	合併後は、植木町域を含む全市域を対象として事業を実施する方向で検討する。		
B			

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>(1)労働者福祉向上事業 労働者の福祉の推進や、労働環境の改善等について活動している団体に対し支援を行う。</p> <p>17年度決算 1,110千円 18年度決算 1,400千円 19年度予算 1,400千円</p> <p>(2)中退金共済助成(生活基盤の安定)事業 中小企業退職金共済制度に加入した事業所に対して掛け金の一部を助成することにより、中小企業退職金共済制度への加入促進を図る。</p> <p>17年度決算 150件 9,359千円 18年度決算 134件 9,071千円 19年度予算 11,000千円</p> <p>(3)勤労者福祉センター管理運営事業 職業相談室を設置し、中高年齢者の就労促進を図るとともに、健康相談及びスポーツ・教養・趣味等の講座を通じて、勤労者の福利厚生の実現を図る。財団法人熊本市勤労者福祉センターに委託している。</p> <p>17年度決算 44,086,267円 18年度決算 48,768,670円 19年度予算 52,350,000円</p> <p>(4)中小勤福祉共済補助事業 会員制の共済制度を実施することにより、中小企業勤労者の福利厚生の実現を図る。財団法人熊本市勤労者福祉センターが実施している。</p> <p>17年度決算 32,400千円 18年度決算 32,400千円 19年度予算 32,400千円</p>	<p>該当なし</p>

	<p>(5)雇用福祉一般行政経費(技能者表彰事業等)</p> <p>本市産業の発展に尽くした技能者を表彰することにより、技能者の地位及び技能水準の向上を図る。</p> <p>勤労青少年の福祉について広く国民の関心と理解を深め、かつ勤労青少年が自ら進んで有為な職業人として健やかに生育しようとする意欲を高めることを目的として映画上映を行う。</p> <p>17年度決算 2,147,734 円 18年度決算 2,128,113 円 19年度予算 2,623,000 円</p>	
相違点と課題	植木町に該当する事業なし。	

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

調査項目	商工・観光関係事業	小項目名	商店街振興事業
調査内容	植木町に該当する事業はないが、合併後どのように行うか。		
調査結果	<p style="font-size: 2em; font-weight: bold; margin: 0;">B</p> 合併後は、植木町域を含む全市域を対象として事業を実施する方向で検討する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	1. 商店街共同施設電気料補助 商店街が管理する街路灯やアーケード開閉にかかる電気料金を一部補助することにより商店街の環境整備・共同事業を促進し、商店街の活性化を図る。 2. 商店街活性化特別支援事業 商店街が実施する集客や販売促進等を目的としたイベント事業や研修事業・ビジョン策定事業に対し事業費の一部を助成する。 3. 商店街ふれあい空間開設事業 商店街等が行う空き店舗を活用した各種事業や来街者の利便性向上のための施設整備に対し事業費の一部を助成することにより、商業集積としての魅力を高め、賑わいのある商店街づくりを支援する。 4. 商店街共同施設補助 カラー舗装、街路灯の設置等環境整備などに対して助成を行う。 平成 17 年度決算 38,351 千円 平成 18 年度決算 40,888 千円 平成 19 年度予算 40,000 千円	特になし
相 違 点 と 課 題	植木町に該当する事業なし。	

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

調査項目	商工・観光関係事業	小項目名	中小企業団体支援事業
調査内容	植木町に該当する事業はないが、合併後どのように行うか。		
調査結果 B	合併後は、植木町域を含む全市域を対象として事業を実施する方向で検討する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>1. 中小企業団体への助成</p> <p>熊本県中小企業団体中央会 補助金額</p> <p>(1)会員数 655 組合 平成 17 年度決算 1,800 千円</p> <p>(2)年会費 19,200 円 平成 18 年度決算 1,800 千円</p> <p style="padding-left: 100px;">平成 19 年度予算 1,746 千円</p> <p>熊本市商店街連合会 補助金額</p> <p>(1)会員数 36 商店街 平成 17 年度決算 900 千円</p> <p>(2)年会費 84,000 円 平成 18 年度決算 900 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">～18,000 円 平成 19 年度予算 873 千円</p> <p>熊本県商店街振興組合連合会 補助金額</p> <p>(1)会員数 24 組合 平成 17 年度決算 225 千円</p> <p>(2)年会費 240,000 円 平成 18 年度決算 225 千円</p> <p style="padding-left: 100px;">平成 19 年度予算 219 千円</p> <p>2. 中小企業振興助成条例に基づく助成</p> <p>中小企業の経営基盤の強化や中小企業の高度化に関する事業に助成する。</p> <p style="padding-left: 40px;">平成 17 年度決算 28,761 千円</p> <p style="padding-left: 40px;">平成 18 年度決算 30,200 千円</p> <p style="padding-left: 40px;">平成 19 年度予算 0 千円</p>	特になし
相 違 点 と 課 題	植木町に該当する事業なし。	

調査第9号

各種団体について

(3) その他団体

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

調査項目	消防防災	小項目名	非常備消防（消防団）
調査内容	①消防団の組織はどのように編成するのか。 ②消防団員への報酬及び費用弁償の金額の取り扱いをどのようにするのか。		
調査結果	① 消防団組織については、町内消防団の組織再編も含め、最終的には法定協議会で協議する方向で検討する。 ② 基本的に合併時に熊本市に統合する方向で検討するが、消防団員報酬等は、合併時期が年度途中の場合、当該年度は植木町の金額を支給し、翌年度から熊本市の制度の金額に合わせる。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	1. 名称：熊本市消防団 2. 消防団の組織（実員H20. 4. 1現在） ・団 長 1名 ・副 団 長 11名 ・分 団 長 74名 ・副分団長 76名 合 計 3,282名（条例定数 3,530名） （11方面隊 74ヶ分団 148部） 3. 団員報酬 ・団 長 74,000円 ・副 団 長 59,000円 ・分 団 長 39,000円 ・副分団長 33,000円 ・部 長 24,000円 ・班 長 23,000円 ・団 員 22,000円 4. 費用弁償 訓練等に参加した場合 2,400円 消防学校入校 1日×4,000円 5. 退職報償金 5年以上在籍した団員に、勤務年数に応じて支給	1. 名称 植木町消防団 2. 消防団の組織（実員H20. 4. 1現在） ・団 長 1名 ・副 団 長 2名 ・分 団 長 9名 ・副分団長 9名 ・部 長 61名 ・班 長 244名 ・団 員 702名 合 計 1,028名（条例定数 1,100名） （8分団 61部） 3. 団員報酬 ・団 長 176,000円 ・副 団 長 154,000円 ・分 団 長 135,000円 ・副分団長 68,000円 ・部 長 43,000円 ・班 長 11,000円 ・団 員 11,000円 4. 費用弁償 会議に参加した場合 900円 消防学校入校 1日×2,200円 5. 退職報償金 5年以上在籍した団員に、勤務年数に応じて支給
相 違 点 と 課 題	・消防団組織の再編について検討が必要である。 ・消防団員への報酬は、部長以上は植木町が高いが、団員は、熊本市が高い。	

**熊本市・植木町合併問題調査研究会
事務事業調査票**

作業部会名： 健康福祉部会

調査項目	各種福祉制度	小項目名	社会福祉協議会
調査内容	社会福祉協議会の取り扱いについて		
調査結果 A	社会福祉法に従い、合併時に両市町の社会福祉協議会も合併する方向で検討する。 補助金については、熊本市の例により人件費補助を行うこととする方向で検討する。		

制 度 比 較			
		熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容		社会福祉協議会本部職員30名分に対し人件費補助を行っている。 時間外勤務手当の不足分については、社協の自主財源から充当する。 市社協給与規定は市の規定を準用	社会福祉協議会に対して団体補助を行っている（職員7名分に対しての人件費相当） 町社協給与規定は独自の規定による。
		平成17年度決算 199,216千円	平成17年度決算 17,327千円
		平成18年度決算 209,803千円	平成18年度決算 15,759千円
		平成19年度予算 186,400千円	平成19年度予算 17,690千円
相違点と課題	・両社協の合併について調整する必要がある。		

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

調査項目	教育関係事業	小項目名	社会教育関係団体及び補助金
調査内容	社会教育関係団体及び補助金について、どのように取り扱うのか。		
調査結果	<p>P T A 組織については、基本的に熊本市への統合を行う方向で団体との調整を行う。</p> <p>F 熊本市への統合が成立するまでは、植木町の補助金は継続する方向で検討する。</p>		

制 度 比 較											
	熊 本 市	植 木 町									
市 町 別 内 容	<p>○組織 熊本市 P T A 協議会 6ブロック 118単位 P T A で構成</p> <p>○補助金 補助金等交付規則により、社会教育団体に下記のとおり運営費補助金を交付している。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">P T A 協議会補助金</td> <td style="text-align: right;">2,070千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">青年団体連絡協議会</td> <td style="text-align: right;">315千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">青年団協議会</td> <td style="text-align: right;">270千円</td> </tr> </table>	P T A 協議会補助金	2,070千円	青年団体連絡協議会	315千円	青年団協議会	270千円	<p>○組織 植木町 P T A 連絡協議会 11単位 P T A で構成</p> <p>○補助金 社会教育団体に下記のとおり運営費補助金を交付している。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">町 P T A 連絡協議会</td> <td style="text-align: right;">112千円</td> </tr> </table>	町 P T A 連絡協議会	112千円	
P T A 協議会補助金	2,070千円										
青年団体連絡協議会	315千円										
青年団協議会	270千円										
町 P T A 連絡協議会	112千円										
相 違 点 と 課 題	植木町青年団については、解散し組織がない。										

その他

参 考

- ・ 他都市の行政区画等審議会委員
について

他都市の行政区画等審議会委員

<p>●仙台市行政区画審議会 23名</p>
<p>【学識経験者(10名)】 市都市計画審議会、地元大学教授等、仙台商工会議所、市連合町内会長協議会、市社会福祉協議会、仙台青年会議所、市小中学校PTA連合会、市小学校校長会</p>
<p>【市議会議員(7名)】 政令指定都市調査特別委員会委員長・副委員長 ほか</p>
<p>【関係行政機関(4名)】 仙台法務局、仙台国税局、東北郵便局、県総務部</p>
<p>【市関係(2名)】 助役、総務局長</p>
<p>●千葉市行政区画審議会 25名</p>
<p>【学識経験者(9名)】 県都市計画地方審議会、地元大学教授等、千葉商工会議所、市PTA連絡協議会、市農業委員会、千葉青年会議所、市町内自治会連絡協議会、地元新聞社</p>
<p>【市議会議員(9名)】 議長・副議長 ほか</p>
<p>【関係行政機関(5名)】 千葉法務局、千葉東税務署、千葉中央郵便局、県警察本部、県千葉支所</p>
<p>【市関係(2名)】 助役</p>
<p>●さいたま市行政区画審議会 28名</p>
<p>【学識経験者(6名)】 ふるさと振興機構、地元大学教授等、NHKさいたま放送局、地元新聞社、地元テレビ局</p>
<p>【市議会議員(3名)】 議長・副議長、特別委員会委員長</p>
<p>【市民(14名)】 市自治連合会、浦和、大宮及び与野商工会議所、さいたま農業協同組合、市PTA協議会、市男女共生推進団体連絡協議会、埼玉中央青年会議所</p>
<p>【関係行政機関(4名)】 さいたま地方法務局、関東郵便局、県総合政策部、県警察本部</p>
<p>【市関係(1名)】 助役</p>

他都市の行政区画等審議会委員

●静岡市行政区画等審議会 30名

地元大学教授等、県中小企業団体中央会、県文化財団、静岡及び清水商工会議所、静岡及び清水農業協同組合、清水地域自治連合会、しずおか女性の会、静岡市観光協会、清水港振興協会、静岡市教育委員会委員、静岡及び清水地域労働者福祉協議会、静岡市社会福祉協議会、静岡市校長会、静岡及び清水青年会議所、静岡中央郵便局、静岡地方法務局、県総務部、県警察本部

●浜松市行政区画等審議会 20名

【学識経験者(4名)】

地元大学教授等、浜松商工会議所、市自治会連合会

【市民(12名)】

浜松地域自治区(旧浜松市)、各地域自治区(合併市町村11名)

【関係行政機関(4名)】

静岡法務局浜松支局、浜松西郵便局、県警察本部、県総務部

●新潟市行政区画審議会 30名

【学識経験者(7名)】

市都市計画審議会、地元大学教授等、新潟経済同友会、日本政策投資銀行新潟支店、市小学校長会

【市民(19名)】

J A白根、市小中学校PTA連合会、市社会福祉協議会、市民生委員児童委員協議会連絡会、越後中央農業協同組合、新潟及び新津商工会議所、市連合婦人会、地区連合自治振興会(旧新潟市及び合併市町村:計7名)、公募委員(3名)

【関係行政機関(4名)】

国土交通省北陸地方整備局、新潟中央郵便局、県警察本部、県総合政策部

●相模原市行政区画等審議会 23名

大学学長等、相模原商工会議所、相模原青年会議所、相模原市医師会、市農業協同組合、市社会福祉協議会、特定非営利活動法人、市公立小中学校長会、相模原地域連合、市自治会連合会(旧相模原市3名)、各町地域行議会(合併市町村4名)、公募委員(3名)、県総務部、県警察本部、相模原郵便局

●岡山市行政区画等審議会 19名

地元大学学長等、岡山弁護士会、日本貿易振興機構岡山貿易情報センター、市民生委員児童委員協議会、市教育委員会委員、市勤労者協議会、岡山商工会議所、市農業協同組合、市社会福祉協議会、市連合婦人会、市民協働の人づくり条例検討委員会、市連合町内会、岡山法務局、岡山東税務署、岡山中央郵便局、県警察本部、県企画振興部

その他

参 考

- ・ 作業部会における事務事業調査結果について

事務事業調査票における調査結果の分類について

- 【A】・・・両市町で行っている事業で、熊本市の内容が充実している、又は同等であるため、熊本市の事業内容に合わせる項目
- 【B】・・・熊本市のみが行っている事業で、植木町にも適用する項目
- 【C】・・・両市町で行っている事業で、一定の期間、植木町の事業内容を残す項目
- 【D】・・・植木町のみが行っている事業で、一定の期間、又は将来にわたって、植木町の事業内容を残す項目
- 【E】・・・両市町で行っている事業で、植木町の内容が充実しているが、熊本市の事業内容に合わせる項目
- 【F】・・・その他の項目（AからE以外の項目。例えば一部事務組合等、他の行政機関との調整を要するもの、又は都市計画等の他の行政機関が決定する項目。）

熊本市・植木町合併問題調査研究会調査項目数・調整方針分類数一覧

20.8.15現在

		調整方針分類						
総務部会関係		A	B	C	D	E	F	計
協議項目	31 項目	16	3	1	0	0	13	33
企画財政部会関係		A	B	C	D	E	F	計
協議項目	49 項目	29	11	4	2	0	5	51
市民生活部会関係		A	B	C	D	E	F	計
協議項目	71 項目	27	31	5	6	1	6	76
健康福祉部会関係		A	B	C	D	E	F	計
協議項目	157 項目	95	39	7	14	2	10	167
子ども未来部会関係		A	B	C	D	E	F	計
協議項目	73 項目	23	37	10	1	2	7	80
環境保全部会関係		A	B	C	D	E	F	計
協議項目	40 項目	13	24	0	1	0	11	49
経済振興部会関係		A	B	C	D	E	F	計
協議項目	112 項目	33	52	12	2	0	15	114
建設部会関係		A	B	C	D	E	F	計
協議項目	72 項目	52	9	2	6	5	4	78
教育部会関係		A	B	C	D	E	F	計
協議項目	119 項目	63	41	12	5	5	9	135
水道部会関係		A	B	C	D	E	F	計
協議項目	4 項目	1	0	3	1	0	0	5
電算部会関係		A	B	C	D	E	F	計
協議項目	2 項目	2	0	0	0	0	0	2
各部会合計		A	B	C	D	E	F	計
協議項目	730 項目	354	247	56	38	15	80	790
	全体に占める割合	44.8%	31.3%	7.1%	4.8%	1.9%	10.1%	100.0%

※1 協議項目の中に調整方針が「2」あるものがあるため、協議項目数と調整方針分類数は一致しない。